



# 裾野市都市計画 マスタープラン

裾野市の都市計画に関する基本的な方針



平成28年3月  
静岡県裾野市

# SUSONO



# ごあいさつ

## ～ 住みたいまち裾野のまちづくり ～



近年、我が国は、政治、経済、人口、情報等の東京一極集中に対し、地方の創生と人口減少の克服という構造的課題に直面しております。このような中、今まで発揮してこなかった地域の持つ潜在能力を最大限に引出し、その地域にしかないものを核に発展していく、「あるもの探し」、「あるもの磨き」が全国の自治体で始まっています。

都市計画マスタープランは、長期的な観点から、将来めざすべき都市の姿を描き、まちづくりの考え方を明らかにするものです。時代の変化に対応した「将来都市像」を描き、その実現に向けた新しいまちづくりの考え方を示すため、この度、裾野市都市計画マスタープランの見直しを行い、新たな方針を示すこととしました。

豊かな自然環境、文化、産業、観光資源、地域ごとの個性等、今ある裾野の魅力を最大限に発揮させ、市民、事業者、行政の協働により自らが暮らす都市を維持・継承し、安全で安心して暮らすことのできる生活空間を創造するために、みんなが活力あふれ満足できる都市づくりを基本理念に置きました。

今後は、この新しい都市計画マスタープランをまちづくりのガイドラインとして、市民・事業者のみなさまとともに「オール裾野市」で「住みたいまち裾野のまちづくり（共生）」に挑戦してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご提言やご審議をいただきました裾野市都市計画審議会委員、策定市民委員会委員の皆さまを始め、貴重なご意見等をお寄せいただきました市民の皆さまに心から感謝を申し上げます。

平成 28 年 3 月

裾野市長 **高村 謙二**

# 目次

## はじめに

<b>1. 都市計画マスタープランの概要</b> .....	<b>1</b>
1-1. 都市計画マスタープランとは？ .....	1
1-2. 都市計画マスタープランの位置づけ .....	2
1-3. 都市計画マスタープランの役割 .....	3
<b>2. 裾野市都市計画マスタープランの考え方</b> .....	<b>4</b>
2-1. 裾野市都市計画マスタープラン策定の背景 .....	4
2-2. 裾野市都市計画マスタープランの策定体制 .....	5
2-3. 裾野市都市計画マスタープランの目標年次 .....	6
2-4. 裾野市都市計画マスタープランの構成 .....	6

## 第1部 裾野市の概況とまちづくりに求められること

<b>1. 裾野市の概況</b> .....	<b>9</b>
1-1. 位置と沿革 .....	9
1-2. 自然的条件 .....	11
1-3. 社会的条件 .....	13
1-4. 裾野市の特性（概況整理のまとめ） .....	28
<b>2. 市民意向調査の概要</b> .....	<b>30</b>
2-1. 調査の概要 .....	30
2-2. 調査結果の概要（抜粋） .....	31
2-3. 市民意向調査から見たまちづくりの課題 .....	34
<b>3. 近年の社会・経済情勢等の整理</b> .....	<b>34</b>
<b>4. 裾野市の都市づくりの課題と方向性</b> .....	<b>35</b>
4-1. 都市づくりの課題 .....	35
4-2. 都市づくりの方向性 .....	37

## 第2部 全体構想

<b>1. 都市づくりの基本理念</b> .....	<b>39</b>
<b>2. 都市づくりの目標</b> .....	<b>41</b>
<b>3. 将来都市構造</b> .....	<b>45</b>
3-1. 将来都市構造の基本的な考え方 .....	45
3-2. 将来都市構造 .....	45

<b>4. 分野別基本方針</b> .....	<b>51</b>
4-1. 土地利用の基本方針 .....	51
4-2. 道路・交通の基本方針 .....	58
4-3. 都市環境の基本方針 .....	63
4-4. 都市防災の基本方針 .....	69
4-5. 都市景観の基本方針 .....	75

## 第3部 地域別構想

<b>1. 地域別構想とは</b> .....	<b>81</b>
1-1. 地域別構想の目的 .....	81
1-2. 地域区分 .....	81
1-3. 地域別構想の構成 .....	82
<b>2. 地域別まちづくり基本構想</b> .....	<b>83</b>
2-1. 東地域 .....	83
2-2. 西地域 .....	91
2-3. 富岡地域 .....	99
2-4. 深良地域 .....	107
2-5. 須山地域 .....	115

## 第4部 まちづくりの実現に向けて

<b>1. まちづくりの実現に向けた基本的な考え方</b> .....	<b>123</b>
<b>2. 協働によるまちづくりと役割</b> .....	<b>124</b>
<b>3. 協働によるまちづくりの進め方</b> .....	<b>125</b>
<b>4. 協働によるまちづくりの仕組みづくり</b> .....	<b>127</b>
<b>5. まちづくりの実現化方策</b> .....	<b>128</b>
5-1. 都市計画の内容 .....	128
5-2. まちづくりの実現化方策 .....	130
5-3. 都市計画マスタープランの進行管理と見直し .....	135

## 参考資料

<b>1. 策定の経過</b> .....	<b>137</b>
1-1. 策定経過 .....	137
1-2. 市民参加の記録 .....	139
1-3. 策定メンバー .....	141
<b>2. 都市計画審議会 &lt;諮問・答申&gt;</b> .....	<b>143</b>
<b>3. 用語解説</b> .....	<b>144</b>

# はじめに

## 目次

<b>1. 都市計画マスタープランの概要</b>	<b>1</b>
1-1. 都市計画マスタープランとは？	1
1-2. 都市計画マスタープランの位置づけ	2
1-3. 都市計画マスタープランの役割	3
<b>2. 裾野市都市計画マスタープランの考え方</b>	<b>4</b>
2-1. 裾野市都市計画マスタープラン策定の背景	4
2-2. 裾野市都市計画マスタープランの策定体制	5
2-3. 裾野市都市計画マスタープランの目標年次	6
2-4. 裾野市都市計画マスタープランの構成	6



# はじめに

## 1. 都市計画マスタープランの概要

### 1 - 1. 都市計画マスタープランとは？

#### ●都市計画の最も基本となる方針です。

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、市町村が行う都市計画（土地利用の規制・誘導、都市施設の整備、市街地開発事業及び地区計画）の最も基本となる計画です。

#### 根拠法令：都市計画法第 18 条の 2（市町村の都市計画に関する基本方針）

第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

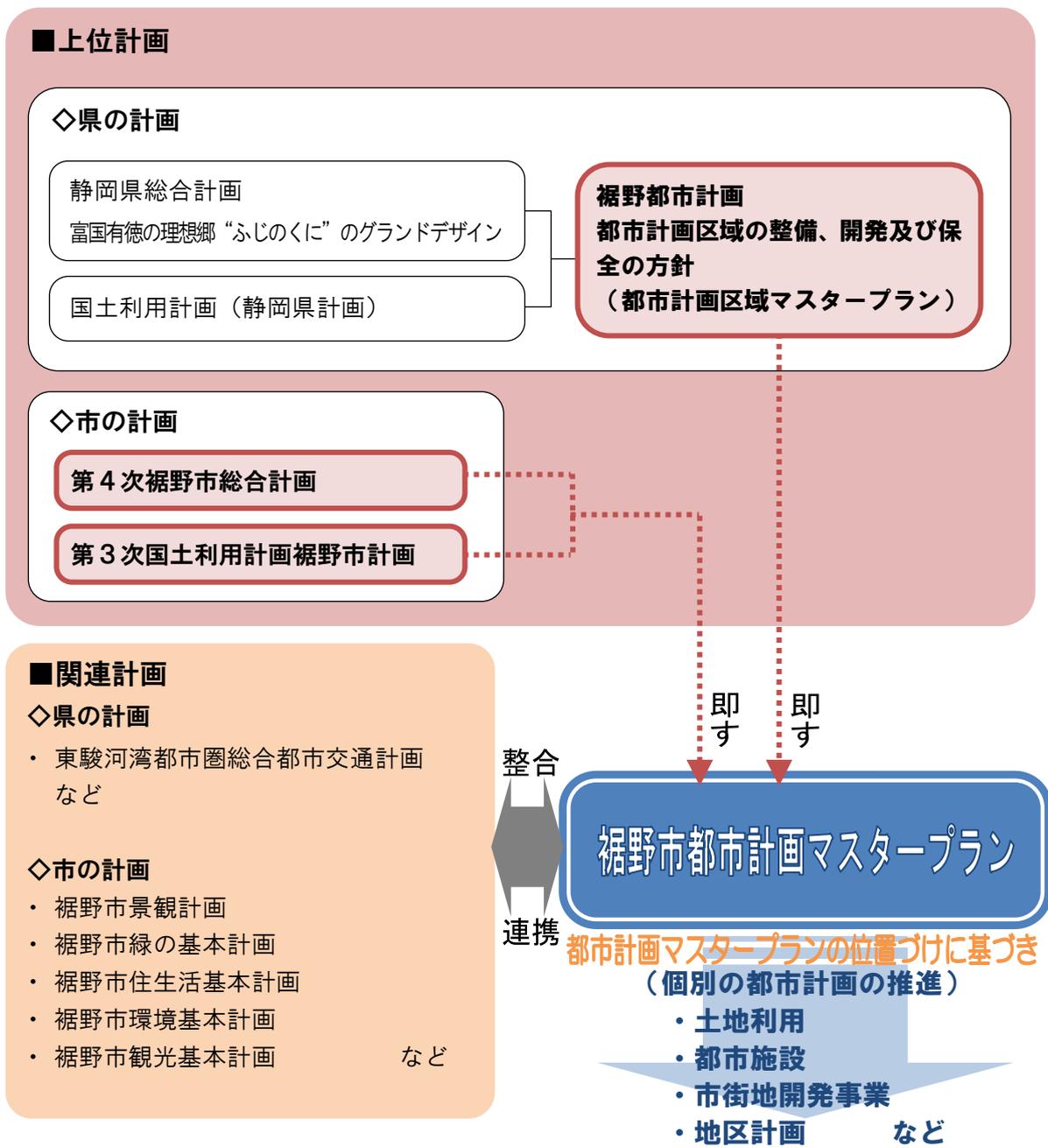
4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

## 1-2. 都市計画マスタープランの位置づけ

● 「裾野市都市計画マスタープラン」は、「第4次裾野市総合計画」、「第3次国土利用計画裾野市計画」等の上位計画に即して策定された「裾野市の都市計画に関する基本的な方針」です。

「裾野市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2第1項の規定に基づき、静岡県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」のほか、裾野市が策定する「第4次裾野市総合計画」、「第3次国土利用計画裾野市計画」に即して策定された「裾野市の都市計画に関する基本的な方針」です。

今後の個別の都市計画（土地利用・都市施設・市街地開発事業・地区計画等）は、都市計画法第18条の2第4項に基づき、「裾野市都市計画マスタープラン」に示された種々の基本方針に即して進められます。



## 1-3. 都市計画マスタープランの役割

- ① まちづくりの考え方の明確化
- ② 都市計画の決定・変更の際の根拠
- ③ まちづくりの担い手のための「まちづくりガイドライン」

### ①まちづくりの考え方を明確にします。

都市計画マスタープランは、長期的な観点（概ね 20 年後の将来）から、将来目指すべき都市の姿を「将来都市像」として描き、将来都市像の実現に向けたまちづくりの考え方を明らかにするものです。

※道路の整備計画など、個別の具体的な事業内容を決めるものではありません。

### ②都市計画の決定・変更の際の根拠となります。

都市計画マスタープランは、市町村が行う個別具体の都市計画（土地利用の規制・誘導、都市施設の整備、市街地開発事業及び地区計画）の決定や変更の際の根拠となるものです。

※都市計画マスタープランに位置づけられていることが、都市計画に関する事業を推進するための「第一歩」となります。

### ③まちづくりの担い手のための「まちづくりのガイドライン」となります。

都市計画マスタープランは、市民・事業者・行政など、まちづくりの担い手の連携のあり方やまちづくりの進め方、また具体的な実現方策等を示した「まちづくりのガイドライン」として共有・活用されるものです。

## 2. 裾野市都市計画マスタープランの考え方

### 2-1. 裾野市都市計画マスタープラン策定の背景

- 裾野市都市計画マスタープラン（現行）の策定から 10 年以上が経過
- 平成 23 年度に「第 4 次裾野市総合計画」を策定
- 社会・経済情勢の大きな変化

裾野市では、平成 23 年度に第 4 次裾野市総合計画が策定されており、平成 10 年度に現行の都市計画マスタープランが策定されてから 10 年以上が経過しています。このような中、裾野市をはじめ、わが国においては、少子高齢・人口減少社会の進展や産業構造の変化、また環境・エネルギー問題の顕在化や自然災害に対する危険意識の高まりなど、近年の都市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化してきています。

以上のことから、上位計画の改定を受けるとともに、都市政策分野においても、時代の変化に対応した将来都市像を描き、その実現のためのまちづくりの基本的な考え方を改めて示す必要性が高まっていることから、新たな都市計画マスタープランを策定することとしました。

## 2-2. 裾野市都市計画マスタープランの策定体制

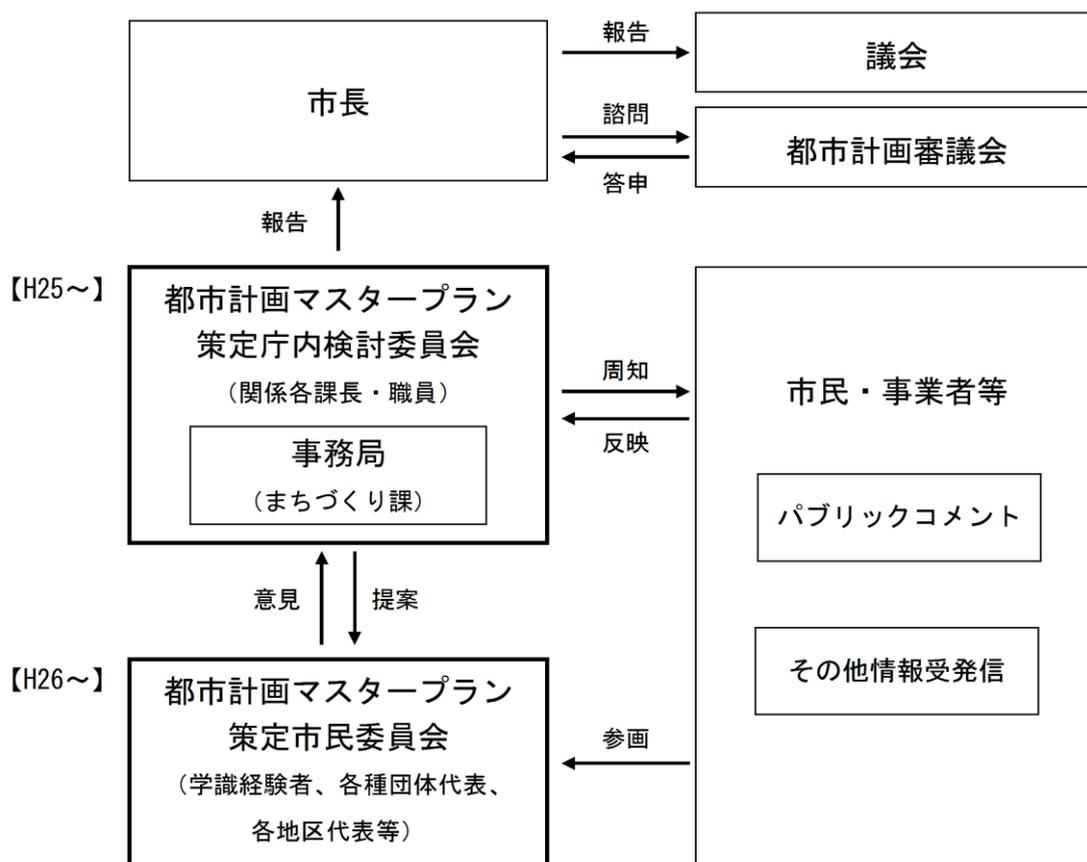
裾野市都市計画マスタープランは、裾野市の行政計画として策定するため、担当課のみならず、関係者や関係機関と協議調整を行い、庁内の合意形成を図るため、「策定庁内検討委員会」において協議を進めてきました。

また、学識経験者、各種団体代表、各地区代表からなる「策定市民委員会」を設置し、それぞれの専門分野や立場から幅広い意見を聴取しました。さらに、広く市民の意見を把握するため、市民意向調査を実施しました。

以上の様々な策定体制のもとで計画素案を作成し、約1か月間にわたり、周知と意見募集（パブリックコメント）を行いました。

パブリックコメントを経た「計画素案」は、必要な修正を行い、「原案」としてとりまとめ、最終的には裾野市長へ提出し、市長から「裾野市都市計画審議会」への諮問・答申及び「裾野市議会」への報告により、『裾野市都市計画マスタープラン』として策定されました。

### 裾野市都市計画マスタープラン策定体制



## 2-3. 裾野市都市計画マスタープランの目標年次

- 概ね 20 年後（平成 47 年（2035 年））を目標年次として設定します。

都市計画は、その目的の実現に時間を要するものであることから、長期的な見通しをもって定める必要があります。

『裾野市都市計画マスタープラン』では、

### 概ね 20 年後の平成 47 年（2035 年）

を目標年次として設定します。

## 2-4. 裾野市都市計画マスタープランの構成

- 「裾野市の概況とまちづくりに求められること」、「全体構想」、「地域別構想」及び「まちづくりの実現に向けて」により、構成します。

### ① 裾野市の概況とまちづくりに求められること

裾野市の概況とまちづくりに求められることは、裾野市の沿革や自然的条件、人口・産業・土地利用等の社会的状況を整理し、都市特性を把握するとともに、社会経済情勢や市民意向調査の結果等を踏まえ、裾野市のまちづくりの課題を明らかにしたものです。

### ② 全体構想

全体構想は、裾野市の広域的な位置づけや、総合計画、国土利用計画及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等を踏まえて、将来を展望した裾野市全体のまちづくりの方針を示したものです。

### ③ 地域別構想

地域別構想は、市域を住民等が分かりやすい範囲である「中学校区単位」を基本に鉄道等の土地利用上の分断要素を考慮して分割し、それぞれの地域について、全体構想で示したまちづくりの方針を踏まえるとともに、地域の特性や課題を反映したよりきめの細かいまちづくりの方針を定めたものであり、今後の地域単位のまちづくりの方針となるものです。

### ④ まちづくりの実現に向けて

本計画の実現に向けたまちづくりの進め方や具体的な実現方策などについて、基本的な考え方を示したものです。

## | 裾野市都市計画マスタープラン構成図 |

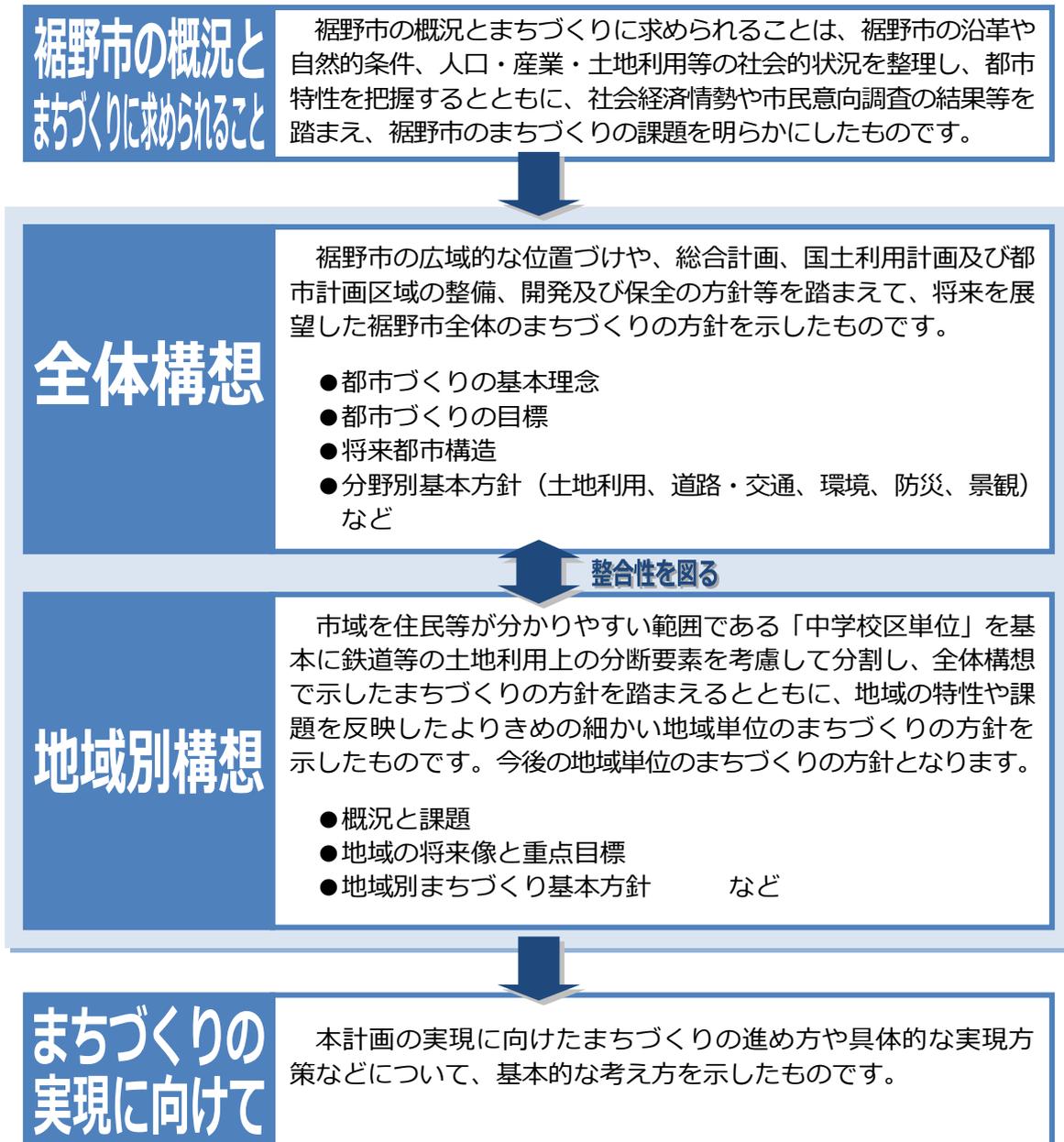


図. 裾野市都市計画マスタープランの構成

# 第1部

## 裾野市の概況とまちづくりに求められること

### 目次

<b>1. 裾野市の概況</b>	<b>9</b>
1-1. 位置と沿革	9
1-2. 自然的条件	11
1-3. 社会的条件	13
1-4. 裾野市の特性（概況整理のまとめ）	28
<b>2. 市民意向調査の概要</b>	<b>30</b>
2-1. 調査の概要	30
2-2. 調査結果の概要（抜粋）	31
2-3. 市民意向調査からみたまちづくりの課題	34
<b>3. 近年の社会・経済情勢等の整理</b>	<b>34</b>
<b>4. 裾野市の都市づくりの課題と方向性</b>	<b>35</b>
4-1. 都市づくりの課題	35
4-2. 都市づくりの方向性	37



# 第1部 裾野市の概況とまちづくりに求められること

## 1. 裾野市の概況

### 1-1. 位置と沿革

#### (1) 位置及び地勢

裾野市は、静岡県東部地域、沼津市と御殿場市の間に位置し、東西及び南北の長さはそれぞれ、23.5km、23.0km、面積は138.12km<sup>2</sup>であり、静岡県庁からの距離は約50kmです。北、東、西の三方は連なる山々の斜面に囲まれ、これらの斜面が中央を流れる黄瀬川で集合する凹型の地形構造となっており、南側の駿河湾・田方平野に臨んだ富士山・箱根山のすそのに開けた森林等の豊かな自然に囲まれた都市です。

東は箱根外輪山の分水嶺を境として神奈川県箱根町に、西は愛鷹山を境に富士市と、南は駿河湾に向かって開け三島市、長泉町に、北は富士山のすそのにひろがる広大な大野原で御殿場市と接しています。

また、首都圏への近接性に加え、東名高速道路や国道246号などの道路網によって首都圏と短時間で結ばれた優れた交通環境を有することから、多くの企業や工場、研究所などが立地しています。

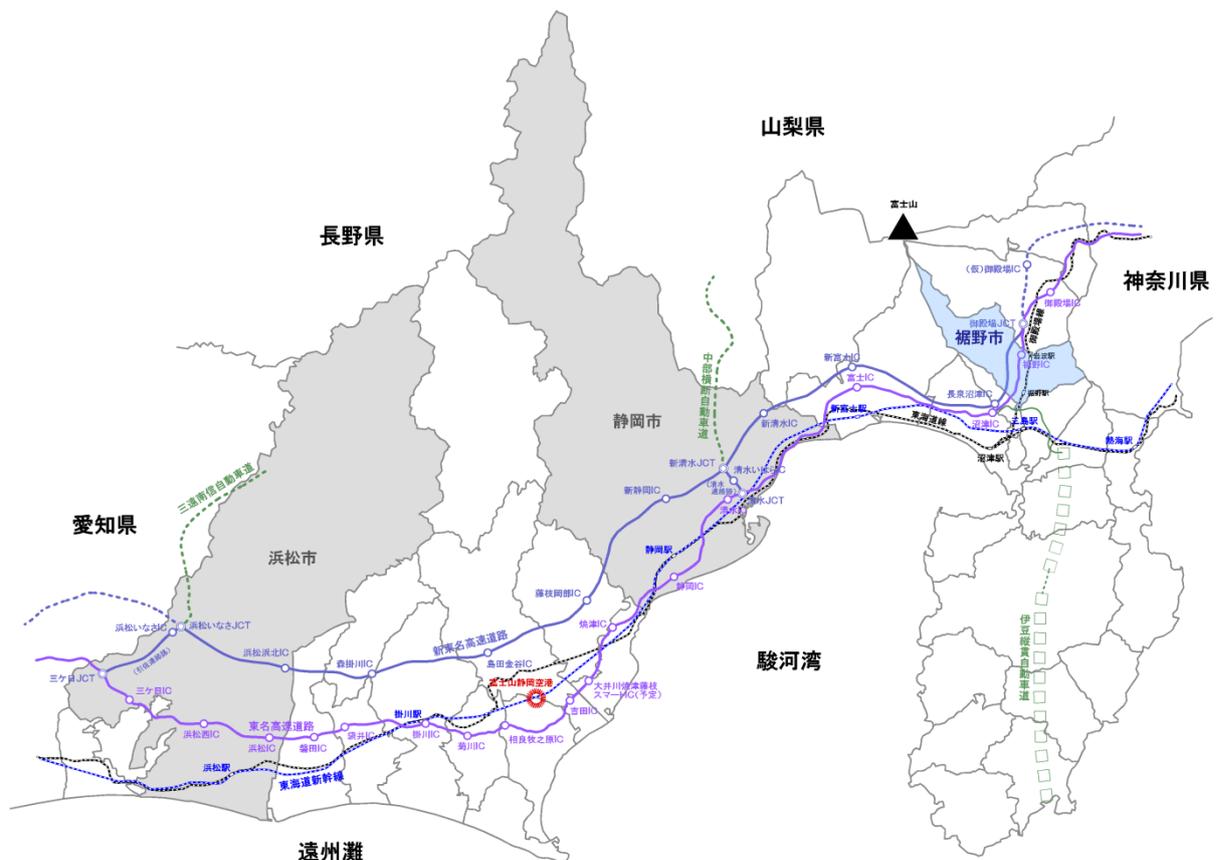


図 静岡県内における裾野市の位置

## (2) 歴史・沿革

裾野市は、富士山や愛鷹山、箱根山の火山活動によって形成された谷部に、一万年以上前から人が定住し、古代から戦国時代、江戸期とそれぞれの年代毎に歴史が刻まれてきました。近年は、東名高速道路の開通などの利便性向上により産業都市として発展してきました。

年代区分	沿革
地形の形成	現在の裾野都市計画区域の地形は、今から数十万年前の洪積世前期に富士山や愛鷹山、箱根山が噴火を繰り返し、その火山活動によってつくられた放射谷を河川等が浸食して形成された。一帯には旧石器時代の遺跡が多く分布しており、一万年以上前から人が定住していたと考えられる。
古代～中世期	奈良時代、律令によって各地に「国」が置かれると、裾野市の付近は「駿河国駿河郡」となり、八世紀頃に「小泉庄」という荘園が置かれた。武家政権が樹立された鎌倉時代には、大森氏、葛山氏などの豪族が一带を支配した。鎌倉時代に成立した歴史書「吾妻鏡」には、征夷大將軍に任ぜられ鎌倉幕府を開いた源頼朝が家臣とともに市北部の富士山麓で巻狩を行った記録（1193年）がある。
江戸期	江戸時代に現在の市域は小田原藩、沼津藩、旗本領、天領に分割され、この体制は明治期まで続いた。この頃の出来事として、深良村の名主であった大庭源之丞や友野与右衛門らが、箱根芦ノ湖から地域に引水する「深良用水」を整備（1670年完成）し、渇水に悩まされていた地域の新田開発が進んだことが挙げられる。また、1707年（宝永4年）には富士山が大噴火を起こし、付近一帯に降灰等の被害が生じた。なおこの時以降、富士山は噴火していない。
明治期～	明治期になり廃藩置県（1871）によって「静岡県」が置かれた当時、現在の裾野市域は24の村落に分かれていたが、その後統合を繰り返し、明治22年（1889）年頃には小泉、泉、深良、富岡、須山の5つの村となり、この体制は第二次世界大戦後まで続いた。
戦後～	戦後、S27年（1952）に小泉村と泉村が合併して裾野町となり、同31年に深良村、同32年に富岡村と須山村を編入し、S46年（1971）1月には市制を施行して、現在の裾野市が誕生した。 戦後の産業の状況は大きく変化した。江戸期～明治大正期の長きにわたって農林業を主体としてきた地域は、S35年（1960）、（当時）裾野町の「工場設置奨励条例」公布を契機に積極的な工場誘致が進められ、トヨタ自動車工業、三菱金属鋁業、矢崎電線工場などの大規模な工場が立地して、工業都市としての性格が強まった。 また、同時期に東海道新幹線の開通（1964）、国道246号の一般国道指定（1965）、東名高速道路の開通（1969 ※裾野IC開設1988）などによって、広域的な交通条件が大きく向上したことも地域の発展に貢献した。
S46年市制施行後	S46年（1971）の市制施行後は、富士裾野工業団地（1986）、裾野工業団地（1989）の整備などにより、工業都市としての発展を続けるとともに、日本ランド遊園地（現遊園地ぐりんぱ）（1973）や富士サファリパーク（1980）の開業、別荘地の整備など、富士山や愛鷹山の豊かな自然環境を生かしたリゾート・レクリエーション施設の立地によって、観光やレクリエーションも地域の特色となった。 S50年代以降は三島市等の宅地需要の高まりを背景に、青葉台団地や千福が丘ニュータウンなどが開発され、工業と観光、居住の機能が複合する地域として発展した。

<b>H元年以降</b>	平成期に入って、裾野市はH7年（1995）に「健康文化都市」を宣言するとともに、市民文化センター（1991）、市民運動公園（2003 ※全面供用）、温泉温浴施設ヘルシーパーク裾野（2001）などの施設整備を進め、市民生活の充実を図っている。
<b>近年</b>	近年では、新富士裾野工業団地完成（2009）、裾野市まちづくりプロジェクトプラン（2009）、裾野市観光基本計画（2010）により、従来の産業振興に加え、目標を定めたまちづくり及び観光面の充実を図っている。

## 1-2. 自然的条件

### (1) 地形・水系

静岡県は、南側は太平洋及び駿河湾に面し、伊豆半島から駿河湾沿岸及び、遠州灘まで約500kmの海岸線を有しています。一方、北部は、3,776mの富士山と3,000m級の山が連なる南アルプスにより囲まれており、その急峻な山々を源流とする天竜川、大井川、安倍川、富士川、狩野川ほかの一级河川、二级河川が流れ下り、市街地を通り抜け海洋に注いでいるという変化に富んだ地形、水系を有しています。

その中で、裾野市は、県東部に位置し、地形的には、富士山・愛鷹山・箱根山の3つの山麓斜面に囲まれ、これらの斜面が黄瀬川で集合する凹型の構造となっています。標高差は約2,000m以上（78.5m～2,169m）で、富士山を望むダイナミックな眺望景観を形成しています。裾野市の中心市街地は標高78.5mから200mの、黄瀬川流域の南北8km、東西2kmの帯状の平坦部に集約的に形成されています。

裾野市の河川は、市の中心部を流れる黄瀬川と市の南西部を流れる大場川に合流し、下流域で狩野川に合流して、駿河湾に流れ込んでいます。

山麓斜面を流れるこれらの河川は、溶岩流の上や脇を流れるために、溶岩流の川床、滝など多くの景勝地を形成しており、なかでも、景ヶ島、五竜の滝、旭滝、不動の滝、黄瀬川狭谷は名勝地として知られています。

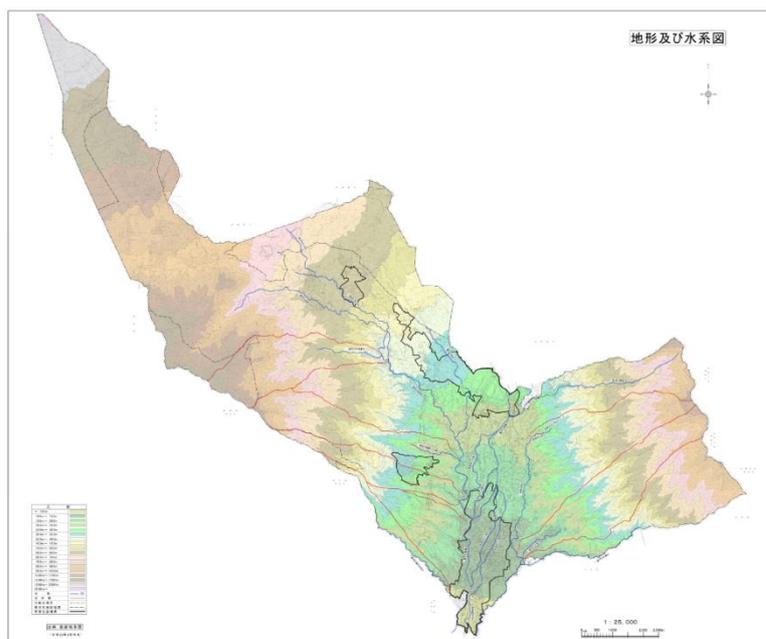


図 地形及び水系図（出典：都市計画基礎調査）

## (2) 地質

裾野市の中心市街地が形成されている平地の表層地質は、富士火山本体をつくる玄武岩溶岩で、なかでもカンラン石玄武岩が多くなっています。富士山麓は、新規の火山灰・火山噴出物、岩片としては固いものの岩体として崩れやすい寄生火山噴石丘、寄生火山溶岩から構成されています。

愛鷹山麓は、大部分が風化して褐色化した火山灰ロームであり、その他の愛鷹山の山部を構成する凝灰礫岩・玄武岩類から構成されています。

箱根山麓は、大部分が安山岩溶岩と凝灰角礫岩からなる古期外輪山噴出物であり、一部風化が進み、もろくなっているところがあります。山裾はロームと酸性安山岩の浮石塊を含み、軟弱な地層である箱根火山浮石塊で覆われ、北部や南部の谷部の一部では砂礫質沖積層があります。

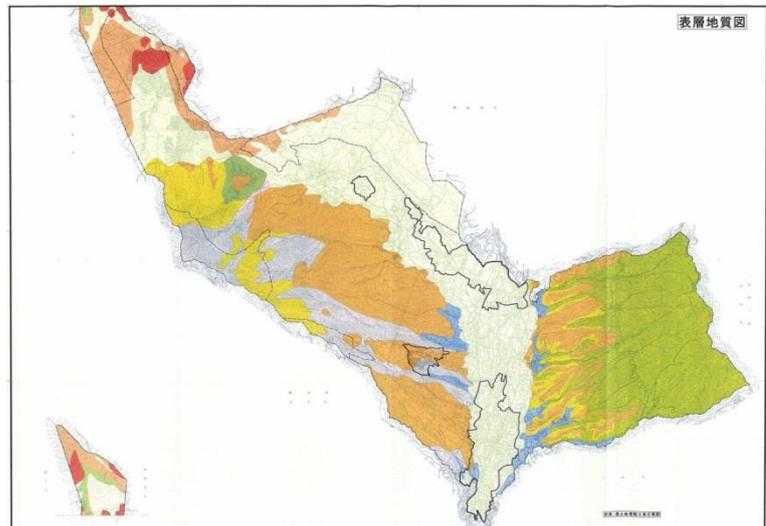


図 表層地質図（出典：都市計画基礎調査）

## (3) 気候

裾野市は、域内の標高差が2,000m以上あることから、南部の市街地と北部の富士山麓では気象条件に大きな差があります。平成26年の年間平均気温は14.8℃と比較的温暖な気候で、年間降水量は1,583.5mm程度となっています。

表 裾野市の気象概況（平成26年）

年次・月	気温（℃）			平均湿度（%）	降水量（mm）	風速・風向	
	平均	最高	最低			平均風速（m/s）	最多風向
H26	14.8	33.4	-2.8	79.8	1,583.5	3.5	N
1月	5.2	16.3	-2.3	69.5	62.0	3.6	N
2月	5.2	18	-1.4	76.2	106.0	3.8	N
3月	8.4	19.2	-2.8	75.2	217.5	3.9	N
4月	12.4	22.4	1.3	74.9	135.0	3.5	N
5月	17.4	27.3	9.5	79.2	117.5	3.5	SSW
6月	21.3	29.3	15.9	83.6	84.0	3.3	N
7月	24.5	33.4	18.4	86.7	95.0	2.7	SSW
8月	24.8	30.4	19.3	92.3	111.0	3.8	SSW
9月	21.5	31.1	13.2	81.6	156.5	3.1	N
10月	17.5	27.9	9.3	83.7	329.5	3.4	N
11月	13.1	22.5	3.6	81.5	52.5	3.6	N
12月	5.9	16.7	-2.8	73.2	117.0	3.9	N

（出典：裾野市統計書）

### 1-3. 社会的条件

#### (1) 人口・世帯

##### 【総人口・世帯】

国勢調査による平成22年の裾野市の人口は、54,546人であり、毎年増加を続けています。総世帯数についても、総人口同様に、増加を続けており、平成22年で21,042世帯となっています。

また、平均世帯当たり人口は、減少傾向が続いており、平成22年では2.59人/世帯となっています。

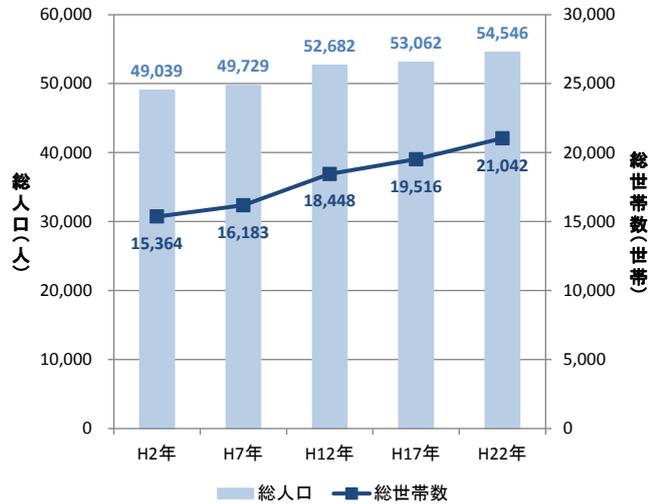


図 総人口及び総世帯数（出典：国勢調査）

##### 【人口動態】

裾野市の人口の自然動態は、自然増となっています。平成17年まで出生数が減少傾向であったものが、若干増加傾向となり、平成22年でピークを迎えた後は、急速に減少しているため、平成21年以降は自然増の傾向が弱まりつつあります。

社会動態は、年ごとの変動（平成18年、21年）はあるものの、社会減の傾向となっています。近年は、転入の減少により社会減が続いています。

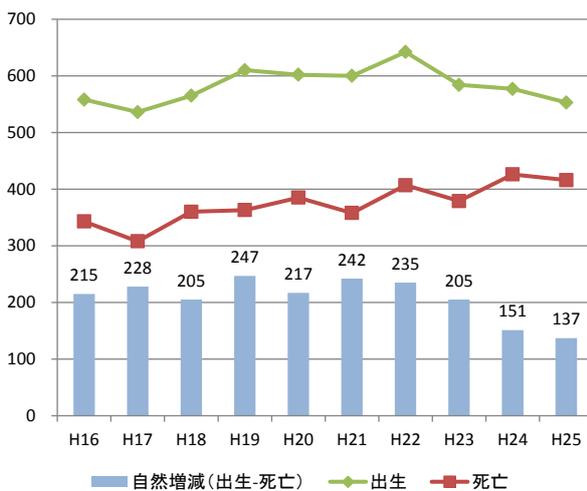


図 自然動態の推移

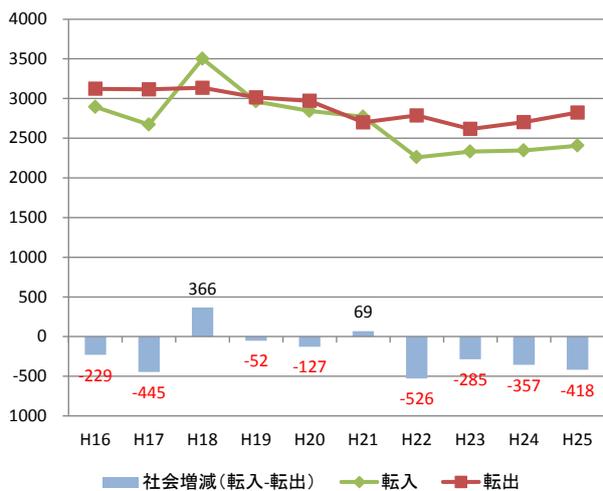


図 社会動態の推移

(出典：裾野市統計書)

### 【年齢階層別人口】

裾野市の年齢階層別人口において、15歳未満の年少人口は、実数・構成比ともに年々減少しており、少子化の傾向が強まっています。一方、65歳以上の老年人口は、実数・構成比ともに年々増加しており、高齢化の傾向が高まっています。

参考として、静岡県と比較すると、静岡県の老年人口の割合（高齢化率）は23.8%に対し、裾野市では19.1%となっており、県下では高齢化の進行が緩やかな都市のひとつといえます。

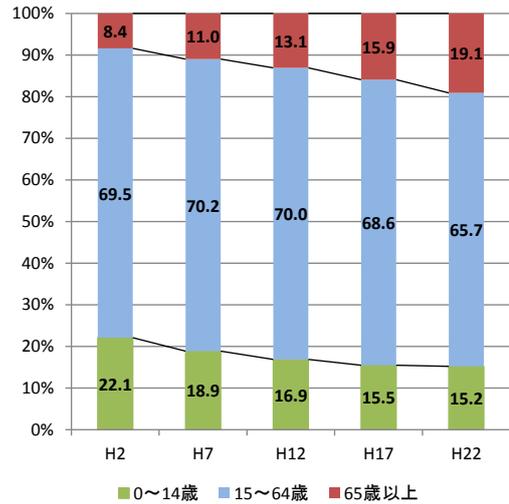


図 年齢階層別人口の推移（出典：国勢調査）

### 【地域別人口】

国勢調査による平成22年の地域別人口は、東地域が15,194人、西地域が15,177人、富岡地域が16,232人、深良地域が5,702人、須山地域が2,241人となっています。

平成12年の深良地域及び平成17年の東地域で減少しましたが、その他の地域では、毎年増加傾向にあります。

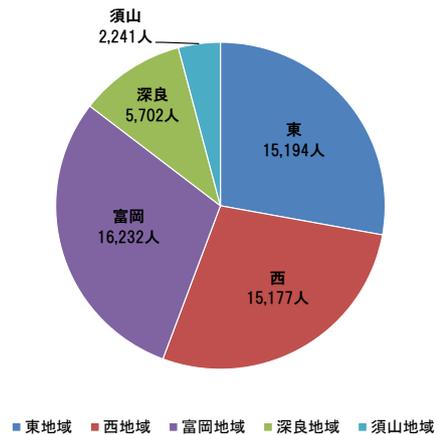
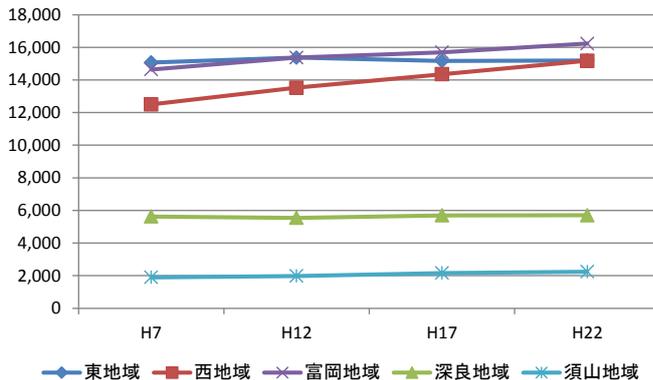


図 地域別の人口の推移

（出典：国勢調査）

### 【区域区分別人口】

裾野市の市街化区域人口は、行政区域人口（＝都市計画区域人口）同様に、増加傾向が続いています。一方、市街化調整区域人口は、平成12年まで増加傾向であったものの、その後減少に転じています。その結果、平成17年以降は市街化区域の人口割合が6割以上を占めています。

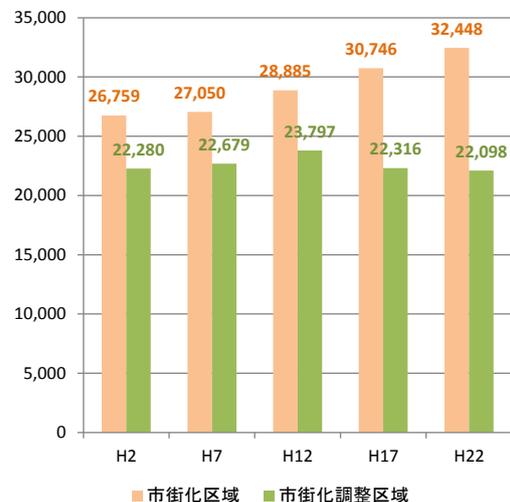


図 区域区分別の人口（出典：都市計画基礎調査）

【DID 区域人口】

裾野市のDID区域は、市中心部に形成されており、平成22年で、DID区域面積は389.8ha、DID区域人口は、20,008人であり、市街化区域人口の約6割を占めています。

DID区域面積は、平成2年の310.0haから、平成7年に350.0ha、同12年に380.0haと拡大してきたが、平成17年は381.0haと拡大傾向は鈍化しました。しかし、平成22年は、389.8haとなり、DID区域人口も再び拡大しました。また、一部DID区域は、市街化区域の縁辺部にもみられます。

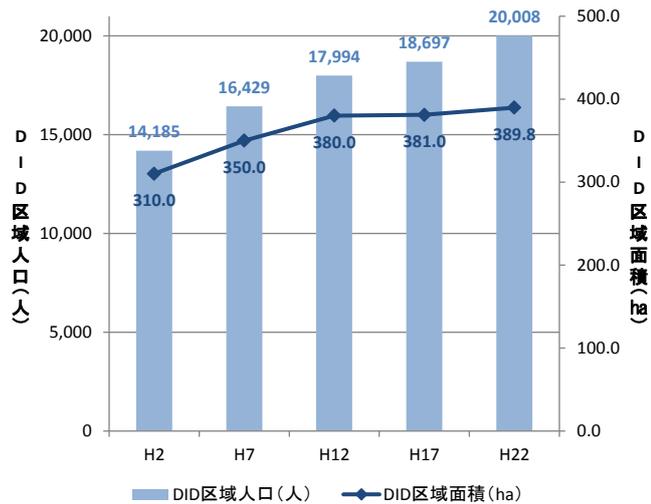


図 DID 区域別人口の推移 (出典：国勢調査)

【流出入人口 (就業者)】

裾野市の従業地/常住地の就業者比率は、平成12年から年々増加し、従業地就業者数が常住地就業者数を上回り、平成22年には118.4%となりました。従業地就業者数が年々増加する一方、常住地就業者数は平成12年以降減少していることから、「近隣市町に住んで裾野市に通う」就業者が増えていると考えられます。

裾野市への流入元は、御殿場市からの流入が4,456人と最も多く、次いで三島市が3,117人、沼津市が2,950人です。なお、この三市の順位はここ20年間変わっていません。

一方、裾野市からの流出先は、御殿場市への流出が3,720人、沼津市への流出が3,452人、次いで長泉町の1,805人です。なお、平成7年まで流出先の1位は沼津市が占めていましたが、平成12年に御殿場市への流出が増えて1、2位が入れ替わっています。

表 流出・流入 (就業者) 動向の推移 (出典：国勢調査)

年次		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	
常住地	就業者数 (人)	25,911	27,612	28,799	28,576	27,655	
	他市町村での従業	就業者数 (人)	9,280	10,159	11,395	11,465	11,252
		流出率 (%)	35.8	36.8	39.6	40.1	40.7
従業地	就業者数 (人)	24,018	25,604	28,880	31,628	32,736	
	他市町村に常住	就業者数 (人)	7,387	8,601	11,476	14,517	16,333
		流入率 (%)	30.8	33.6	39.7	45.9	49.9
従業地/常住地の就業者比率 (%)		92.7	92.7	100.3	110.7	118.4	

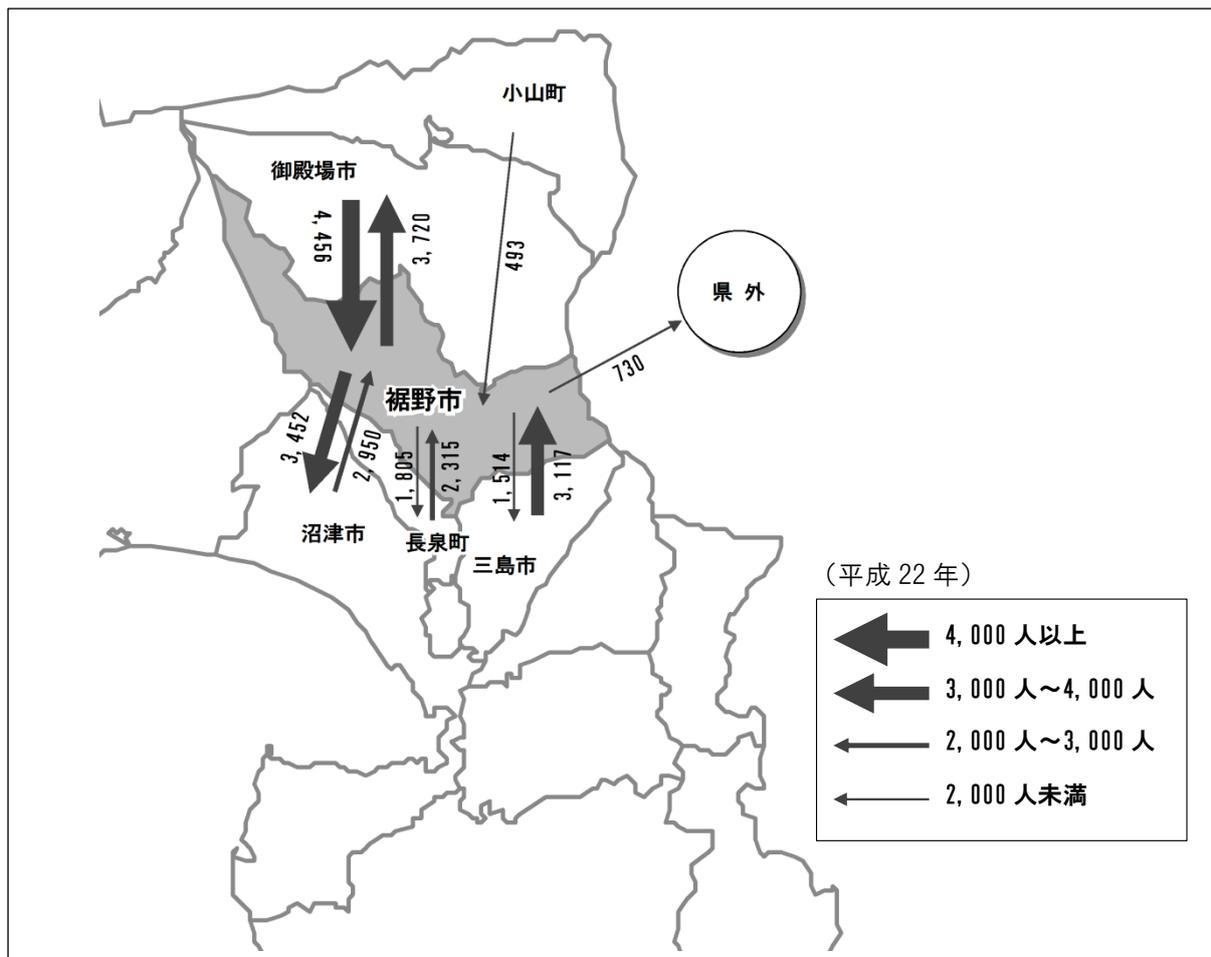


図 就業者の主な流出・流入先 (出典：国勢調査)

## (2) 産業

### 【産業別就業者数】

裾野市の就業人口 (平成 22 年) は 27,655 人で、第 1 次産業 542 人 (2.0%)、第 2 次産業 10,456 人 (37.8%)、第 3 次産業 16,657 人 (60.2%) となっています。

20 年前の平成 2 年には、第 2 次産業と第 3 次産業の比率は同程度でありましたが、その後、第 3 次産業就業者が増加し、現在は 6 割になっています。

静岡県と比較すると、第 1 次産業の構成比が低く、第 2 次産業の構成比が高くなっています。第 3 次産業は、ほぼ同率であり、裾野市は第 2 次産業の就業比率が高くなっています。

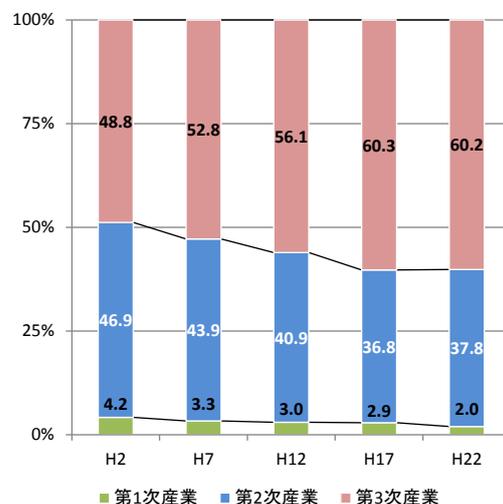


図 産業別就業比率の推移 (出典：国勢調査)

【農業】

裾野市の農家数（兼業含む）、経営耕地面積は一貫して減少しており、平成22年の販売農家数は446戸、うち73%が兼業農家です。経営耕地面積は337haで、うち40%が水田、11%が樹園地、49%が畑地です。

裾野市の特産品としてはイチゴ、富士芝、タケノコ、大和芋、菜花（つみ菜）、モロヘイヤなどがあります。

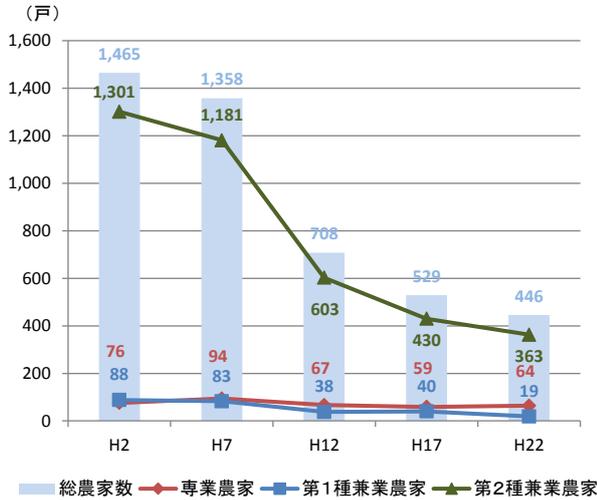


図 農家数の推移

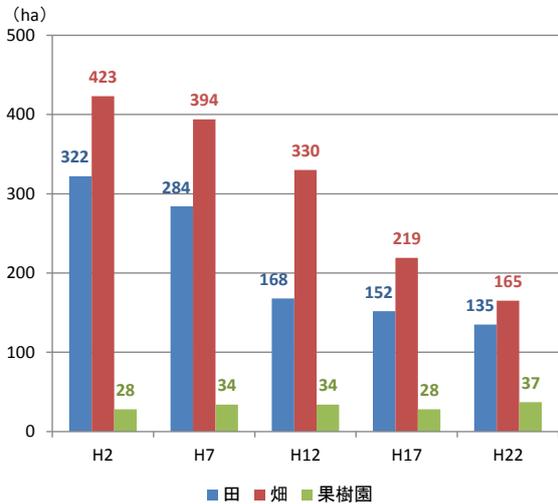


図 経営耕地面積の推移

(出典：農業センサス)

【工業】

裾野市の平成24年の事業所数及び従業者数は、94事業所、7,877人となっています。事業所数は年次によって、増減があるものの減少傾向にあります。従業者数も年次によって増減があるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

工業製品出荷額は、平成24年で約4,620億円であり、年次によって増減があるものの、平成19年をピークに平成21年にかけて大きく減少しましたが、それ以降はほぼ横ばいで推移しています。

平成24年の産業中分類別製造品出荷額等のシェアは、5割弱を輸送用機械器具（自動車等）が、2割強を非鉄金属（アルミニウム等）が占めており、市内に立地する大手企業の工場（トヨタ自動車東日本、三菱アルミニウム等）の生産状況を反映しています。

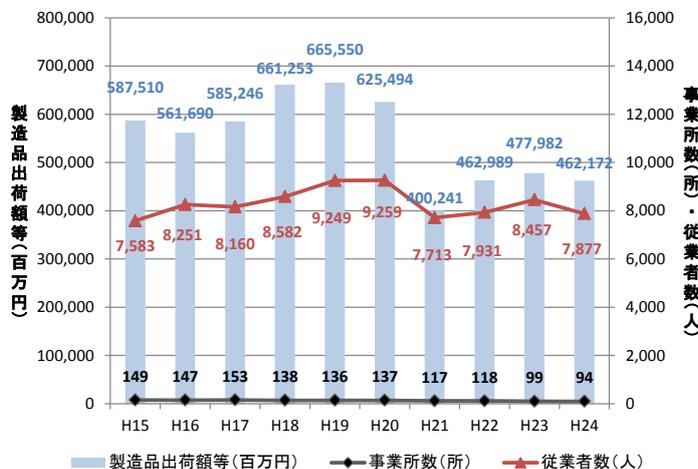


図 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

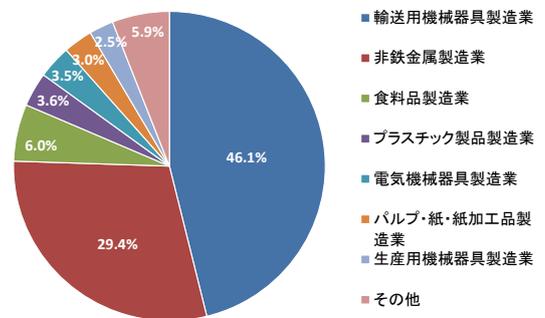


図 産業分類別製造品出荷額のシェア（H24）

(出典：工業統計調査、経済センサス-活動調査)

### 【商業】

裾野市の商店数は、平成 19 年で 410 店舗で、減少傾向となっています。年間販売額は、年次によって増減があるものの、経年的には増加傾向にあります。

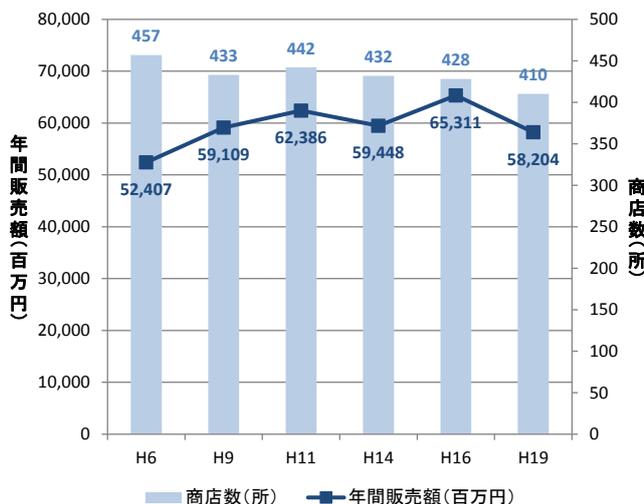


図 商店数、商品販売額の推移（出典：商業統計調査）

### 【観光】

裾野市の観光交流客数は、年次によって増減があるものの、平成 19 年まで増加傾向でした。しかし、これをピークに近年は減少傾向となっていました。平成 24 年に再び増加傾向に転じています。

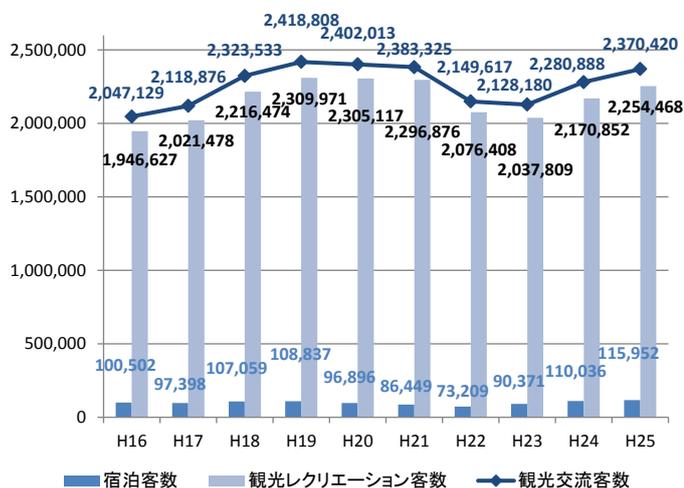


図 観光交流客数の推移（出典：静岡県観光交流の動向）

## (3) 土地利用

### 【土地利用現況】

裾野市の約 8 割は、富士山や愛鷹山、箱根山麓の山林や田畑等の「自然的土地利用」がなされています。宅地や工業用地、道路用地などの「都市的土地利用」がなされている地域は、愛鷹山麓と箱根山麓に挟まれた黄瀬川沿岸の低地に分布しています。

1,038.7ha の市街化区域が指定されていますが、このうち 894.6ha (86.1%) が都市的土地利用がされており、そのうち住宅用地 323.3ha (31.1%) と工業用地 349.6ha (33.7%) が、合計で市街化区域の 65% を占めています。一方で農地が 69.7ha (6.7%) 残っています。

市街化調整区域 (10,342.3ha) の土地利用の内訳は、山林が 7,566.1ha (73.2%)、田畑 926.9ha (9.0%)、住宅地 492.2ha (4.8%) となっています。

表 土地利用現況（出典：H22年度都市計画基礎調査）

			都市計画区域					
			市街化区域		市街化調整区域		(合計)	
			面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
自然的 土地 利用	農地	田	30.0	2.9%	264.2	2.6%	294.2	2.6%
		畑	39.7	3.8%	662.7	6.4%	702.4	6.2%
		小計	69.7	6.7%	926.9	9.0%	996.6	8.8%
		山林	40.9	3.9%	7,566.1	73.2%	7,607.0	66.8%
		水面	24.5	2.4%	76.4	0.7%	100.9	0.9%
		自然地	6.7	0.6%	6.7	0.1%	13.4	0.1%
		その他の自然的土地利用	2.3	0.2%	107.9	1.0%	110.2	1.0%
		小計	144.1	13.9%	8,684.0	84.0%	8,828.1	77.6%
都 市 的 土 地 利 用	宅地	住宅用地	323.3	31.1%	492.2	4.8%	815.5	7.2%
		商業用地	33.5	3.2%	543.4	5.3%	576.9	5.1%
		工業用地	349.6	33.7%	65.7	0.6%	415.3	3.6%
		農林漁業施設用地	0.2	0.0%	2.8	0.0%	3.0	0.0%
		小計	706.6	68.0%	1,104.1	10.7%	1,810.7	15.9%
		公共・公益施設用地	60.8	5.9%	149.2	1.4%	210.0	1.8%
		道路用地	99.3	9.6%	334.0	3.2%	433.3	3.8%
		交通施設用地	5.6	0.5%	4.9	0.0%	10.5	0.1%
		その他の公的施設用地	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
		その他の空地	22.3	2.1%	66.1	0.6%	88.4	0.8%
	小計	894.6	86.1%	1,658.3	16.0%	2,552.9	22.4%	
合計			1,038.7	100.0%	10,342.3	100.0%	11,381.0	100.0%
可住地			436.7	3.8%	8,979.0	78.9%	9,415.7	82.7%
非可住地			602.0	5.3%	1,363.3	12.0%	1,965.3	17.3%

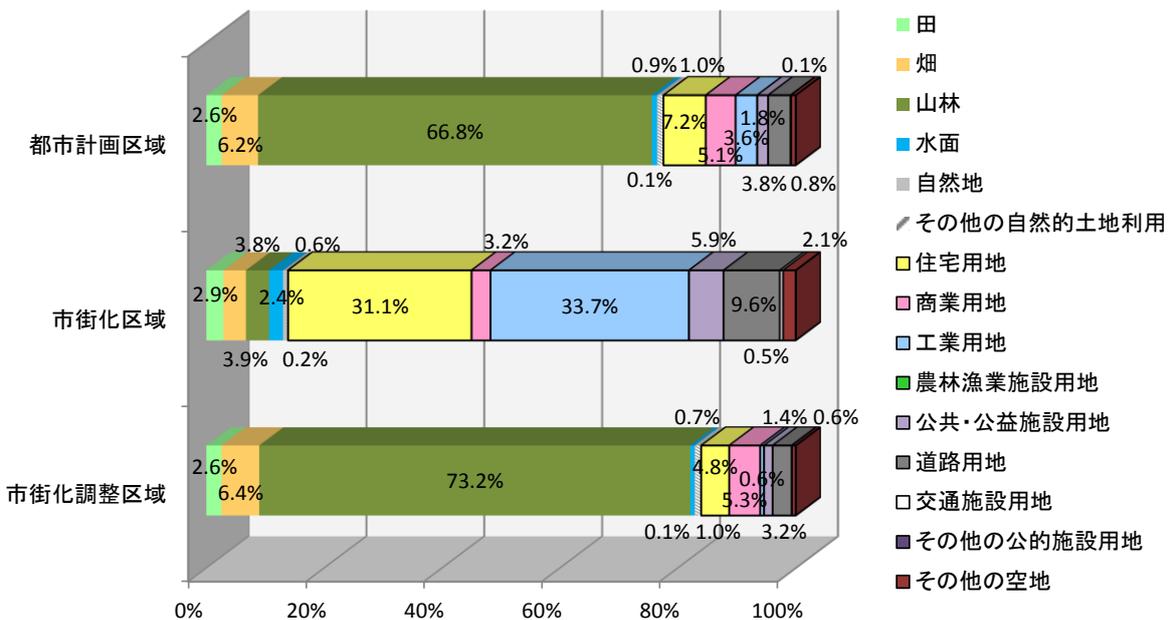


図 土地利用現況（出典：H22年度都市計画基礎調査）

## 【建築物立地状況】

裾野市の宅地面積は、767.3ha です。建築物は、総延べ床面積 402.9ha で、最も多いのが住宅で延べ面積 215.7ha (53.5%)、次いで専用工場・倉庫の 99.5ha (24.7%)、専用店舗・事務所の 35.8ha (8.9%) となっています。

表 建物用途別延べ床面積現況（出典：H22 年度都市計画基礎調査）

用途	延べ床面積(㎡)	構成比
住宅	2,156,983.25	53.5%
併用住宅	198,716.37	4.9%
専用工場・倉庫	994,914.34	24.7%
専用店舗・事務所	358,284.23	8.9%
その他	320,314.47	7.9%
合計	4,029,212.66	100.0%
宅地面積	7,672,929.53	—

## (4) 交通体系

### 【道路・鉄道】

裾野市の道路交通体系は、南北方向の骨格的な幹線道路として、裾野 IC が設置されている東名高速道路のほか、国道 246 号、県道沼津小山線があります。また、IC の設置はありませんが、新東名高速道路、伊豆縦貫自動車道（東駿河湾環状道路）も通過しています。

このほかに、富士山を周遊する国道 138 号と連絡する道路として、北西部を通過する国道 469 号や、国道 469 号と国道 246 号を連絡する県道富士裾野線があります。また、三島市街と裾野市街を結ぶ県道三島裾野線もあります。

裾野市の鉄道交通体系は、JR 沼津駅から裾野市、御殿場市、小山町を経て、神奈川県小田原市の JR 国府津駅に至る御殿場線があり、裾野駅、岩波駅の 2 駅が設置されています。



【バス路線】

《路線バス》

裾野市のバス路線は、富士急シティバス・富士急行が運行し、市民に利用されています。

須山線	JR 三島駅～JR 裾野駅～御宿～今里・呼子・下和田～須山・十里木・ぐりんぱ	富士急シティバス
御殿場線	JR 三島駅～JR 裾野駅入口～裾野市民文化センター～JR 岩波駅～JR 御殿場駅	富士急シティバス 富士急行
十里木線	JR 御殿場駅～須山～富士サファリパーク～十里木・ぐりんぱ	富士急行
桜堤線	JR 三島駅～桜堤～伊豆島田南～JR 裾野駅	富士急シティバス
東急線	JR 裾野駅～景ヶ島～東急千福が丘	富士急シティバス
岩波駅線	JR 岩波駅～今里・呼子・下和田～JR 岩波駅	富士急シティバス
青葉台線	JR 裾野駅～県営茶畑団地～青葉台団地	富士急シティバス
すそのーる (循環線)	《富沢・桃園循環》《茶畑・平松循環》《富岡・深良循環》の3路線を運行	富士急シティバス

《高速バス》

裾野市と東京駅、渋谷、新宿などを結ぶ高速バスとして2路線が運行されています。

新宿・渋谷線	沼津～三島～裾野～渋谷～新宿	富士急シティバス
東京駅線	沼津～裾野～東京駅	富士急シティバス

《デマンド》

公共交通の空白地域対策として、《（仮称）葛山線デマンド型乗合タクシー》の実証実験を行っています。

【自動車交通量】

裾野市における自動車交通量は、東名高速道路のほか、国道246号、県道沼津小山線、富士裾野線の市街地において、交通量が多く、混雑度が1.0を超える区間となっています。

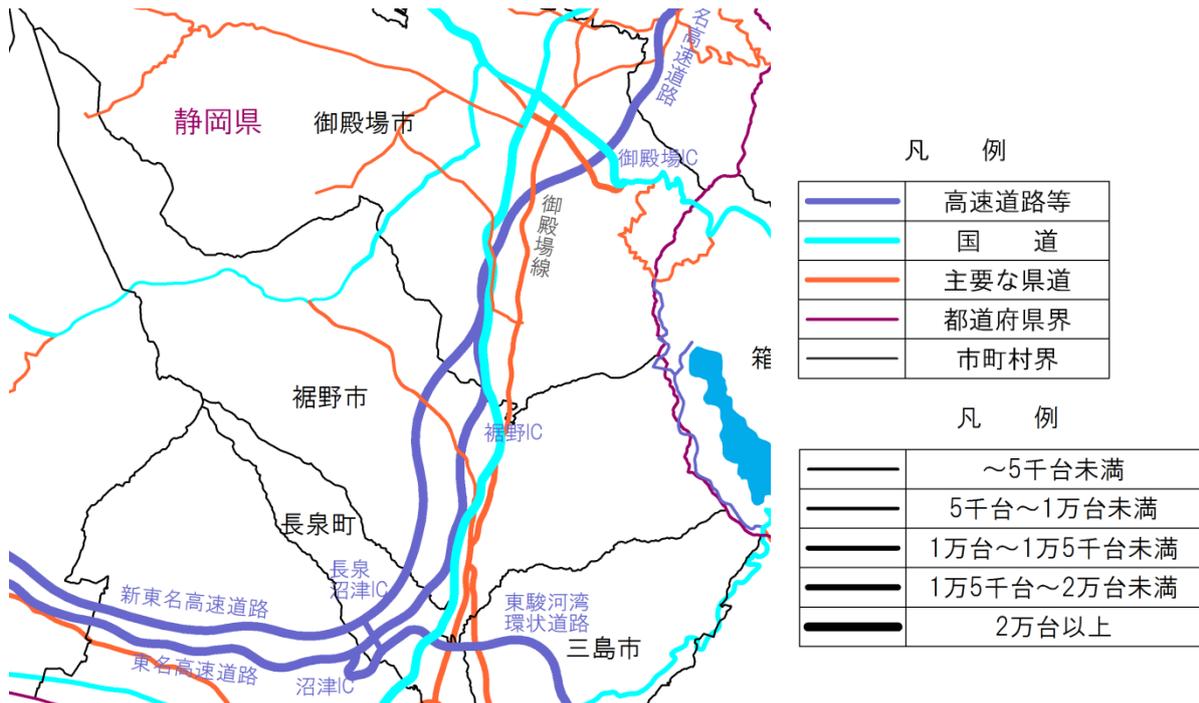


図 現況自動車交通量（平日）（出典：H22 道路交通センサス）

### 【自動車保有台数】

裾野市における自動車保有台数は、平成 20 年及び平成 23 年、平成 25 年に減少したものの、経年的には微増傾向となっています。

世帯当たり台数については、世帯当たり 1.45 ～1.52 台で推移しています。平成 21 年以降は、増加傾向となっており、静岡県とほぼ同様の傾向となっています。

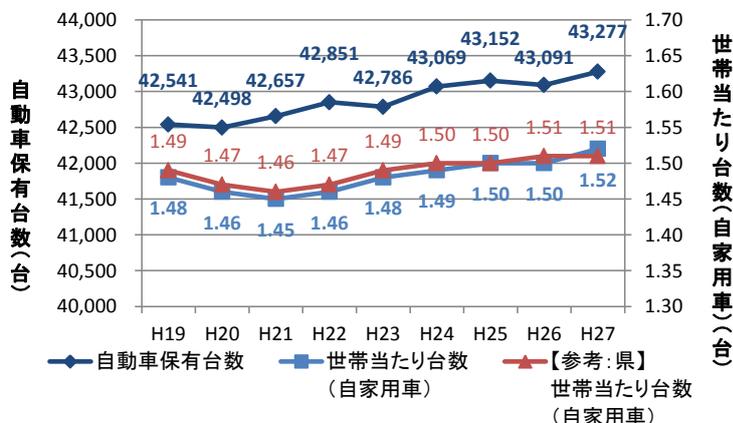


図 自動車保有台数 (出典：静岡県自動車保有台数調査)

### 【鉄道利用者数】

裾野市における鉄道の利用者数(乗車人員)は、裾野駅では、平成 19 年度及び平成 22 年度、平成 25 年度で増加したものの、近年はほぼ横ばいとなっています。岩波駅では、平成 21 年度まで増加していましたが、それ以降は減少傾向に転じ、平成 25 年度に回復しています。

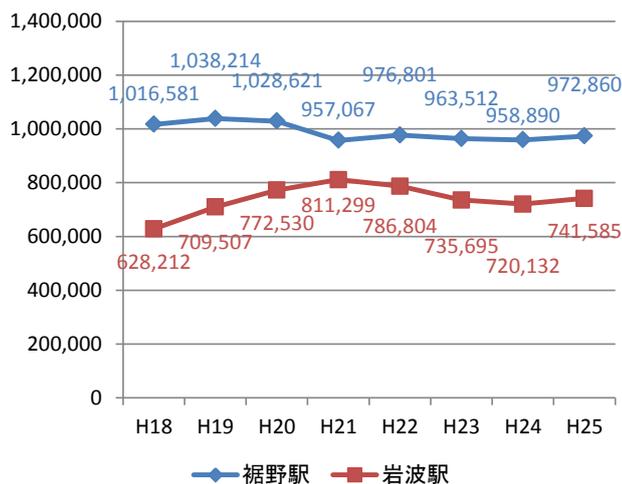


図 鉄道利用状況 (出典：裾野市統計書)

## (5) 都市整備の状況

### 【面整備】

裾野市では、市街化区域内において、2箇所の土地区画整理事業（南部地区、駅西地区）、県企業局による工業団地造成事業（富士裾野工業団地）が行われ、このうち、裾野駅西土地区画整理事業が施行中です。その他の宅地開発（5ha以上）としては、民間の開発許可による開発行為が3箇所（週末住宅、工業等）行われています。

また、市街化調整区域においては、県企業局による工業団地造成事業が2箇所（裾野工業団地、新富士裾野工業団地）行われ、住宅地開発事業は、県企業局及び裾野市土地開発公社により1箇所ずつ実施されています。その他は、民間の開発許可による開発行為（5ha以上）により、自然動物公園、住宅地、ゴルフ場等が整備されています。

### 【都市計画道路】

裾野市では、都市計画道路として21路線を指定しています。

都市計画道路の整備状況は、全体で44,630mのうち、29,600mが改良済みであり、改良率は66.3%となっています。

市街化区域と市街化調整区域の別で見ると、市街化区域の計画延長24,800mのうち、13,600mが改良済みであり、改良率は54.8%となっています。また、市街化調整区域の計画延長19,830mのうち、16,000mが改良済みであり、改良率80.7%となっています。

市街化区域内道路密度（1,038.7ha）は、1.31km/km<sup>2</sup>となっており、都市計画道路整備プログラムにより、市街地を中心に計画的に整備推進が図られています。

また、3・4・13 裾野停車場線には、御殿場線裾野駅の駅前広場5,300㎡が計画されており、未供用となっています。

表 都市計画道路の整備状況（出典：静岡県の都市計画（平成26年3月））

番号	名称 路線名	計画決定(m)			延長内訳(m)		改良済 延長(m)	延長内訳(m)		概成済 延長(m)	改良率		
		幅員	全体延長	市町村計	市街化	市街化調整		市街化	市街化調整		計	市街化	市街化調整
1・4・1	東駿河湾環状線	19	260	260	260	0	260	260	0	0	100.0%	100.0%	—
1・2・2	第二東名自動車道	37	7,150	7,150	1,320	5,830	7,150	1,320	5,830	0	100.0%	100.0%	100.0%
3・3・1	富沢御宿線	25	8,090	8,090	3,820	4,270	8,090	3,820	4,270	0	100.0%	100.0%	100.0%
3・4・2	富沢平松線	16	900	900	900	0	900	900	0	0	100.0%	100.0%	—
3・4・3	御宿下和田線	16	3,800	3,800	3,000	800	3,800	3,000	800	0	100.0%	100.0%	100.0%
3・4・4	佐野茶畑線	16	1,300	1,300	950	350	1,300	950	350	0	100.0%	100.0%	100.0%
3・4・5	水窪深良線	16	6,200	6,200	4,840	1,360	310	310	0	5,390	5.0%	6.4%	0.0%
3・4・6	平松深良線	20	3,680	3,680	1,900	1,780	700	400	300	0	19.0%	21.1%	16.9%
3・5・7	千福公文名線	12	1,700	1,700	1,300	400	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
3・5・8	千福深良線	12	4,300	4,300	600	3,700	4,300	600	3,700	0	100.0%	100.0%	100.0%
3・4・9	伊豆島田平松線	16	2,000	2,000	1,000	1,000	1,150	400	750	0	57.5%	40.0%	75.0%
3・1・10	東駿河湾環状線	57	260	260	260	0	260	260	0	0	100.0%	100.0%	—
3・5・11	水窪伊豆島田線	12	290	290	290	0	290	290	0	0	100.0%	100.0%	—
3・4・12	三島裾野線	19	340	340	0	340	0	0	0	0	0.0%	—	0.0%
3・4・13	裾野停車場線	19	250	250	250	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	—
3・4・14	桃園平松線	18	670	670	670	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	—
3・4・15	桃園茶畑線	20	1,210	1,210	1,210	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	—
3・4・16	平松新道線	21	610	610	610	0	140	140	0	0	23.0%	23.0%	—
8・7・1	伊豆島田線	6	950	950	950	0	950	950	0	0	100.0%	100.0%	—
8・6・2	駅西プロムナード線	10	240	240	240	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	—
8・7・3	小柄沢線	6	430	430	430	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	—
計21路線				44,630	24,800	19,830	29,600	13,600	16,000		66.3%	54.8%	80.7%

### 【公園・緑地等】

裾野市では、都市計画公園として9箇所指定しており、都市計画決定面積17.49haのうち開設面積17.31haで、開設率99.0%となっており、ほぼ全面的に整備、利用されています。また、緑地を1箇所指定しており、都市計画決定面積0.78haのうち開設面積0.47haで、開設率60.3%となっています。都市公園（都市計画公園・都市緑地を含む）全体では、21公園、35.85haが整備されています。

都市公園（都市計画公園・都市緑地）の用途地域（市街化区域）人口当たりの面積は、11.05m<sup>2</sup>の水準を確保しています。

表 都市公園（都市計画公園・都市緑地）の整備状況（出典：庁内資料）

種別	名称 公園名	計画決定面積 (ha)			開設面積 (ha)			開設率 (%)			都市計画決定の有無
		計	市街化区域	市街化調整区域	計	市街化区域	市街化調整区域	計	市街化区域	市街化調整区域	
街区	むつみ公園	0.23	0.23	0.00	0.23	0.23	0.00	100.0%	100.0%	—	◎
	なかよし公園	0.21	0.21	0.00	0.21	0.21	0.00	100.0%	100.0%	—	◎
	伊豆島田公園	0.20	0.20	0.00	0.20	0.20	0.00	100.0%	100.0%	—	◎
	中川公園	0.26	0.26	0.00	0.26	0.26	0.00	100.0%	100.0%	—	◎
	南部公園	0.21	0.21	0.00	0.21	0.21	0.00	100.0%	100.0%	—	◎
	駅西公園	0.18	0.18	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0%	0.0%	—	◎
	今里児童公園	—	—	—	0.26	0.00	0.26	—	—	—	—
	せせらぎ児童公園	—	—	—	0.40	0.00	0.40	—	—	—	—
	呼子公園	—	—	—	0.14	0.00	0.14	—	—	—	—
	水沢公園	—	—	—	0.12	0.00	0.12	—	—	—	—
	杉の子公園	—	—	—	0.35	0.00	0.35	—	—	—	—
	富士山麓裾野村コミュニティ公園	—	—	—	0.18	0.00	0.18	—	—	—	—
	富士山麓裾野村調整池公園	—	—	—	0.09	0.00	0.09	—	—	—	—
	青葉台上公園	—	—	—	0.14	0.00	0.14	—	—	—	—
	青葉台中公園	—	—	—	0.11	0.00	0.11	—	—	—	—
	青葉台下公園	—	—	—	0.11	0.00	0.11	—	—	—	—
	葛山上城公園	—	—	—	0.65	0.00	0.65	—	—	—	—
計 6公園	1.29	1.29	0.00	1.11	1.11	0.00	86.0%	86.0%	—	—	
計 17公園	—	—	—	3.66	1.11	2.55	—	—	—	—	
近隣	みはらし公園	1.00	1.00	0.00	1.00	1.00	0.00	100.0%	100.0%	—	◎
	千福ヶ丘中央公園	1.50	1.50	0.00	1.50	1.50	0.00	100.0%	100.0%	—	◎
	計 2公園	2.50	2.50	0.00	2.50	2.50	0.00	100.0%	100.0%	—	—
計 2公園	—	—	—	2.50	2.50	0.00	—	—	—	—	
運動	裾野市運動公園	13.70	0.00	13.70	13.70	0.00	13.70	100.0%	—	100.0%	◎
	計 1公園	13.70	0.00	13.70	13.70	0.00	13.70	100.0%	—	100.0%	—
	計 1公園	—	—	—	27.40	0.00	27.40	—	—	—	—
特殊（風致）	中央公園	—	—	—	1.82	1.82	0.00	—	—	—	—
	計 0公園	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—	—	—
	計 1公園	—	—	—	1.82	1.82	0.00	—	—	—	—
計 9公園	17.49	3.79	13.70	17.31	3.61	13.70	99.0%	95.3%	100.0%	—	
計 20公園	—	—	—	35.38	5.43	29.95	—	—	—	—	

種別	名称 公園名	計画決定面積 (ha)			開設面積 (ha)			供用率 (%)			都市計画決定の有無
		計	市街化区域	市街化調整区域	計	市街化区域	市街化調整区域	計	市街化区域	市街化調整区域	
都市緑地	小柄沢緑地	0.78	0.78	0.00	0.47	0.47	0.00	60.3%	60.3%	—	◎
	計 1緑地	0.78	0.78	0.00	0.47	0.47	0.00	60.3%	60.3%	—	—
	計 1緑地	—	—	—	0.47	0.47	0.00	—	—	—	—
公園・緑地 合計	計 10公園(小柄沢緑地含)	18.27	4.57	13.70	17.78	4.08	13.70	97.3%	89.3%	100.0%	—
	計 21公園(小柄沢緑地含)	—	—	—	35.85	3.61	13.70	—	—	—	—

【下水道等】

裾野市では、平成2年に裾野市公共下水道事業が着手され、平成10年に一部供用が開始されています。裾野市公共下水道事業は、狩野川流域下水道事業（西部処理区）に属し、沼津市、三島市、清水町、長泉町を含む3市2町によって構成される西部処理区に含まれています。本区域は、開水路など既存の水路網が発達して雨水管渠に利用できることから、排除方式は分流式となっています。また、都市下水路は8排水区において、8幹線（4,770m）が概成済みです。

公共下水道にあつては、計画決定した排水区域、処理区域面積の565haのうち337ha（59.6%）が供用されています。

表 公共下水道の整備状況（出典：静岡県の都市計画（平成26年3月））

処理区	方式	計画決定		供用		当初決定	最終決定
		排水区域 (ha)	処理区域 (ha)	排水区域 (ha)	処理区域 (ha)		
西部	分流	565	565	337	337	H2.3.24	H7.4.4

処理区	方式	計画決定				供用					
		下水管渠		ポンプ場		下水管渠		ポンプ場		処理場	
		(m)	数	面積 (㎡)	数	面積 (㎡)	(m)	数	面積 (㎡)	数	面積 (㎡)
西部	分流	4770	0	0	流域下水道へ	—	4770	0	0	流域下水道へ	—

### 【その他の根幹的都市施設等】

その他根幹的都市施設としては、環境衛生施設である裾野長泉清掃施設組合の裾野衛生プラント（中島苑）及び裾野市清掃センター（美化センター）があります。

このほかに、一般廃棄物最終処分場、火葬場の裾野市斎場があります。

表 その他根幹的都市施設（出典：静岡県の都市計画（平成26年3月））

施設	名称	計画		供用状況	
		面積(ha)	処理能力(kl/24h)	面積(ha)	処理能力(kl/24h)
汚物処理場	裾野長泉清掃施設組合裾野衛生プラント(中島苑)	1.10	70	1.10	60

施設	名称	計画		供用状況	
		面積(ha)	処理能力(t/24h)	面積(ha)	処理能力(t/24h)
ごみ焼却場	裾野市清掃センター(美化センター)	1.68	60	1.6	60

表 その他環境衛生施設等（出典：庁内資料）

施設	名称	備考
一般廃棄物最終処分場	一般廃棄物最終処分場	
火葬場	裾野市斎場	

## (6) 防災

### 【水害】

市内を流れる狩野川水系の黄瀬川及び大場川沿いにあつては、降雨による浸水想定区域に指定され、特に黄瀬川沿いの深良地区などにおいて広く浸水が想定されています。

### 【地震・火山】

静岡県では、将来大規模な地震が発生する恐れが指摘されており、東海地震・神奈川県西部地震・元禄型関東地震の発生時には、裾野市において震度6弱～7の揺れが起こるものと予想されています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の4日後（3月15日）にM6.4・震度6強の地震が、富士山麓の富士宮市において発生、さらに、平成25年7月17日には、富士山の地下でM3.9の地震が発生しました。浅い地震活動や地殻変動の異常は観測されなかったため、直ちに噴火等は懸念されませんでした。改めて富士山が活火山であると再認識されました。

富士山噴火時には、火砕流や溶岩流、雪泥流、降灰による被害が発生することが推測されています。

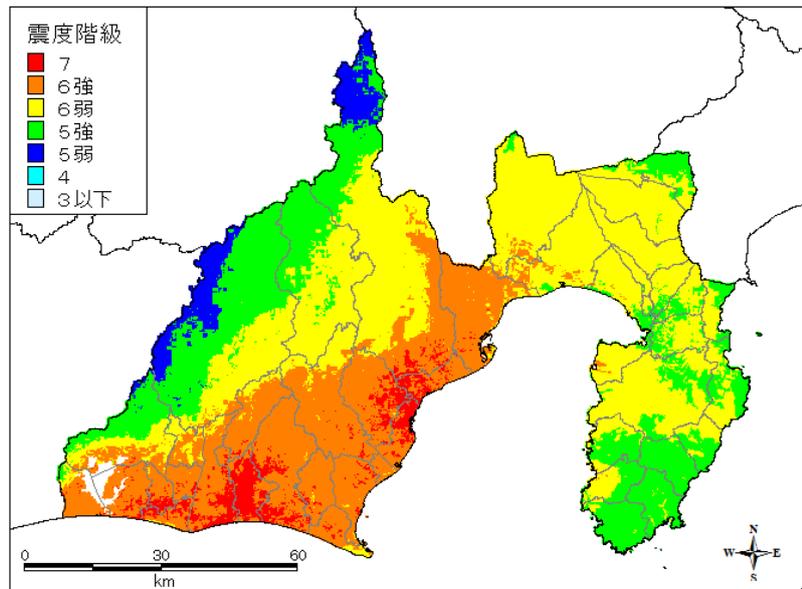


図 第4次地震被害想定による予想震度（出典：静岡県防災局ホームページ）

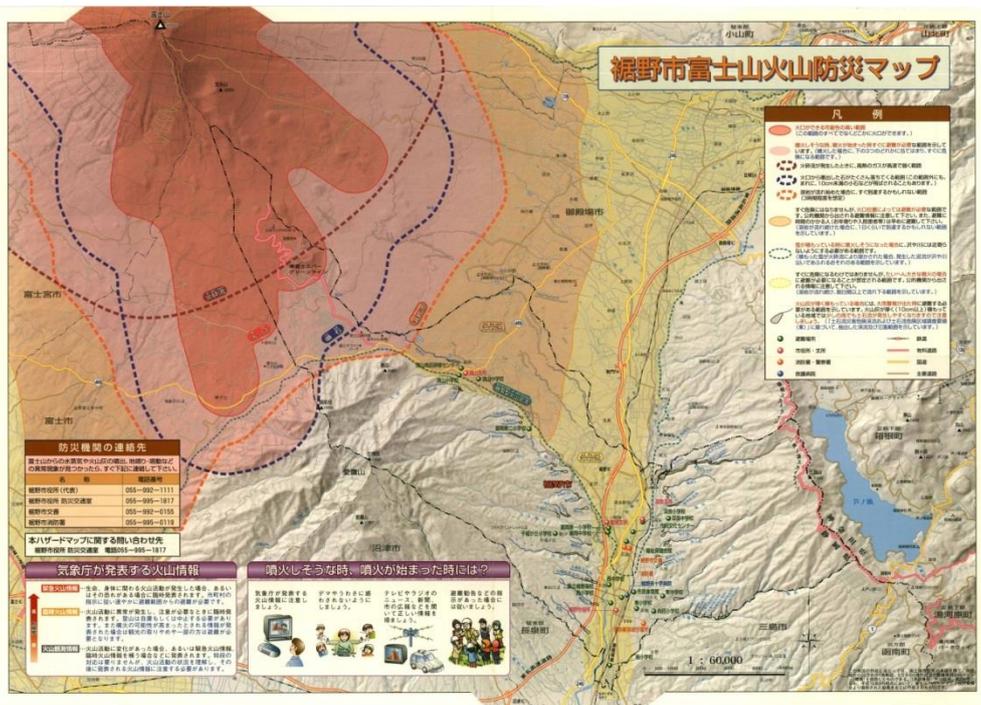


図 裾野市富士山火山防災マップ（出典：静岡県防災局ホームページ）

## (7) 都市計画・土地利用規制の状況

### 【区域区分・地域地区】

裾野市の都市計画では、都市計画区域 11,381.00ha が決定されています。

また、昭和 51 年より市街化区域と市街化調整区域との区域区分が行われており、市街化区域 1,038.70ha (9.1%)、市街化調整区域 10,342.30ha となっています。

市街化区域内は、12 の用途地域が定められています。

表 裾野市の都市計画（出典：静岡県の都市計画（平成 26 年 3 月））

区分	指 定 年 月 日		面 積 (ha)	
	当 初	最 終		
都 市 計 画 区 域	昭和40年11月24日	昭和47年5月2日	11,381.00	
市 街 化 区 域	昭和51年10月12日	平成22年12月28日	1,038.70	
市 街 化 調 整 区 域	昭和51年10月12日	平成22年12月28日	10,342.30	
用 途 地 域	昭和47年10月11日	平成22年12月28日	第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域	34.90
			第 2 種 低 層 住 居 専 用 地 域	11.20
			第 1 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	264.30
			第 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	48.90
			第 1 種 住 居 地 域	119.10
			第 2 種 住 居 地 域	47.30
			準 住 居 地 域	24.70
			近 隣 商 業 地 域	18.90
			商 業 地 域	2.50
			準 工 業 地 域	11.60
			工 業 地 域	134.30
			工 業 専 用 地 域	321.00
準 防 火 地 域	平成7年4月1日	平成17年11月21日	5.80	
地 区 計 画	—	—	123.30	

### 【その他法適用の状況】

裾野市には、都市計画法や建築基準法のほかに、以下の表のような、土地利用の規制を受けています。

表 裾野市の土地利用規制の状況（H22 年度都市計画基礎調査）

区分	面 積
	(ha)
農 業 振 興 地 域	7,330.00
農 用 地 地 域	368.00
地 域 森 林 計 画 対 象 民 有 林	7,494.75
自 然 環 境 保 全 区 域（普通区域）	3,198.00
富 士 箱 根 伊 豆 国 立 公 園（特別区域）	871.00
富 士 箱 根 伊 豆 国 立 公 園（普通区域）	440.00
保 安 林	1,059.36
砂 防 指 定 地	167.49
急 傾 斜 崩 壊 危 険 区 域	2.42
鳥 獣 保 護 区	1,353.50
土 砂 災 害 警 戒 区 域	4.20

## 1-4. 裾野市の特性（概況整理のまとめ）

項目	概要
位置及び地勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市は静岡県東部の地域に位置し、北を富士山、東を箱根連山等の国立公園に囲まれた自然豊かな環境を有し、黄瀬川を含む狩野川流域の平野部に広がる田園地区の中に市街地が形成された都市である。</li> <li>首都圏に近く、東名高速道路、国道 246 号などの主要幹線道路が通過し、鉄道では JR 御殿場線の裾野駅、岩波駅が存在し、新幹線三島駅にも近いなど、交通利便性が高い都市である。</li> </ul>
都市の沿革	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市一帯には旧石器時代の遺跡が多く分布するなど太古の昔から人が居住していた地域で、奈良時代から裾野市付近は「駿河国駿河郡」がおかれ、江戸時代には小田原藩、沼津藩、旗本領、天領に分割され、明治時代まで続いた。この頃に、深良村の名主の大庭源之丞らが箱根芦ノ湖から「深良用水」を引水し、渇水に悩まされていた地域への新田開発が進められた。</li> <li>明治に入り、合併が進められ、昭和 32 年に現在の裾野市が誕生した。戦後、農林業を主体としてきた地域から、工場誘致を積極的に進め、東名高速道路等の交通利便性の高まりとともに、大手の自動車会社、金属工業などの大規模な工場の立地が進み、工業都市としての性格が強まった。その後、住宅団地、工業団地整備が進むとともに、大規模な遊園地、自然動物園などの立地により、観光レクリエーション都市としての性格も強まってきている。</li> </ul>
自然条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の標高差は 2,000m 以上あり、地区により気象条件は大きな違いがあるが、年間平均気温（平成 26 年）は、14.8℃ と比較的温暖な気候である。</li> <li>本市は、富士山・愛鷹山・箱根山の 3 つの緑豊かな山麓傾斜に囲まれ、これらの流域が黄瀬川で集合する凹型の地形を形成しており、黄瀬川流域に広がる市街地や田園地域からからは、雄大な自然景観を望むことができる。</li> </ul>
人口・世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の平成 22 年 10 月 1 日（国勢調査）の人口は、54,546 人である。内訳は市街化区域 32,448 人、市街化調整区域 22,098 人で、構成比は 6 : 4 となっている。</li> <li>世帯数は 21,042 世帯で、内訳は市街化区域 13,784 世帯、市街化調整区域 7,258 世帯である。日本の人口減少が進む状況において、本市の総人口及び世帯数ともに、増加傾向にあることは特筆に当たる。</li> <li>H22 年以降、出生数が急速に減少傾向が進行しており、自然増の傾向が弱まりつつある。また、近年は社会減が続いている。</li> <li>少子高齢化が進行しているが、高齢化率は県平均 23.8% と比べ、19.1% となっており、高齢化の進行は緩やかである。</li> <li>流入人口は流入超過であり、「近隣市町に住み、本市に通う」就業者等が多い。</li> </ul>
産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の就業人口は 27,655 人（平成 22 年）で、内訳は、第 1 次産業 542 人（2.0%）、第 2 次産業（32.8%）、第 3 次産業 16,657 人（60.2%）であり、第 3 次産業就業者の増加により、現在は 6 割を占めている。</li> <li>農業は、農家人口の減少とともに、経営耕地面積も減少している。</li> <li>工業は、事業所数、従業者数、製造品出荷額ともに、減少傾向にある。主要な産業は、5 割弱を占める輸送用機械器具と 2 割強を占める非鉄金属である。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業は、商店数が減少したが、従業者数及び年間販売額は、経年的には増加傾向にある。</li> <li>・観光は、平成19年以降観光交流客数が減少傾向にあったが、平成23年以降は増加傾向となっている。</li> </ul>
<b>土地利用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の約8割は、富士山や愛鷹山、箱根山麓の山林や田畑等の「自然的土地利用」がなされている。宅地や工業用地、道路用地などの「都市的土地利用」がなされている地域は、愛鷹山麓と箱根山麓に挟まれた黄瀬川沿岸の低地に分布している。</li> <li>・市街化区域は1,038.7haが指定されており、このうち894.6ha(86.1%)が都市的土地利用がされている。そのうち住宅用地323.3ha(31.1%)と工業用地349.6ha(33.7%)が、合計で市街化区域の65%を占めている。一方、まだ農地が69.7ha(6.7%)も残っている。</li> <li>・市街化調整区域(10,342.3ha)の土地利用の内訳は、山林が7,566.1ha(73.2%)、田畑926.9ha(9.0%)、住宅地492.2ha(4.8%)となっている。</li> <li>・開発許可状況は、住宅地開発の件数が多く、農地転用も住宅用地への転用が多い。</li> </ul>
<b>交通体系</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裾野市を南北に横断する幹線道路である、東名高速道路、国道246号、県道沼津小山線があり、交通量が多く、混雑度が高くなっている。</li> <li>・鉄道は、JR御殿場線が通過しており、裾野駅と岩波駅が設置されている。利用者は減少傾向にあったが、平成25年度に回復。</li> <li>・バスは、路線バスのほか、高速バスを運行中。</li> <li>・公共交通の空白地域対策として、(仮称)葛山線デマンド型乗合タクシーの実証実験を実施中。</li> </ul>
<b>都市整備の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面整備は、これまでに土地区画整理事業、工業団地造成等が行われており、現在、裾野駅西土地区画整理事業が施行中である。</li> <li>・都市計画道路は、改良率66.3%であり、都市計画道路整備プログラムにより、市街地を中心に計画的に整備推進が図られている。</li> <li>・公園・緑地等については、都市計画公園の整備はほぼ完了している。</li> <li>・下水道は、狩野川流域下水道に属し、西部処理区に含まれる。処理区域面積の59.6%が供用されている。</li> </ul>
<b>防災</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・黄瀬川、大場川沿いには、浸水想定区域に指定されている。</li> <li>・東海地震・神奈川県西部地震・元禄型関東地震の発生など、大規模地震の発生が危惧されており、震度6弱～7の揺れが予想されている。</li> <li>・活火山である富士山の噴火による火砕流や溶岩流、降灰等の被害の発生が推測されている。</li> </ul>
<b>都市計画・土地利用 規制の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の都市計画では、都市計画区域11,381.0haが決定されており、区域区分が行われている。市街化区域1,038.7ha(9.1%)、市街化調整区域10,342.3haとなっている。また、市街化区域内には、12の用途地域が定められている。</li> <li>・都市計画に関する法規制の他に、農業振興地域、農用地地域、地域森林計画対象民有林、自然環境保全区域、国立・国定公園、急傾斜地法、砂防法、鳥獣保護及び狩猟に関する法律による各種土地利用規制制度が適用されている。</li> </ul>

## 2. 市民意向調査の概要

### 2-1. 調査の概要

#### (1) 目的

本調査は、『裾野市都市計画マスタープラン』を策定するにあたり、市民を対象として、現在の裾野市や、市民が望む裾野市の将来像、市民の都市計画・まちづくりの意向・考えについて意見聴取することにより、『裾野市都市計画マスタープラン』策定の基礎的な資料として活用することを目的としています。

#### (2) 調査の内容目的

- ◆ 調査対象者の属性 (問 1 ~問 10)
- ◆ 現在の裾野市について (問 11 ~問 15)
  - ・印象 (問 11)
  - ・住みやすさ (問 12)
  - ・定住意向について (問 13 ~問 15)
- ◆ 現行の裾野市都市計画マスタープランについて (問 16 ~問 17)
  - ・認知度 (問 16)
  - ・将来都市像の達成度 (問 17)
- ◆ これからのまちづくりについて (問 18 ~問 28)
  - ・将来あるべき姿 (問 18)
  - ・まちづくりの方向性 (問 19)
  - ・市民や事業者がまちづくりを進めるために重要なこと (問 20)
  - ・まちづくりに重要なこと【各分野について】 (問 21 ~問 28)
    - <住宅地> (問 21)
    - <商業地> (問 22)
    - <工業地> (問 23)
    - <農地> (問 24)
    - <山林> (問 25)
    - <道路・交通> (問 26)
    - <公園・緑地> (問 27)
    - <防災> (問 28)
- ◆ 自由意見欄（まちづくりに関するご意見やご提案等）

#### (3) 調査の設計

- (調査地域) 裾野市全域
- (調査対象者) 裾野市在住の満18歳以上の男女 2,000名
- (抽出方法) 無作為抽出
- (調査方法) 郵送調査
- (調査期間) 平成25年8月28日(発送)～平成25年9月13日(締切)

#### (4) 回収結果

- 発 送 2,000人
- 回 収 数 795人 (回 収 率 39.75%)

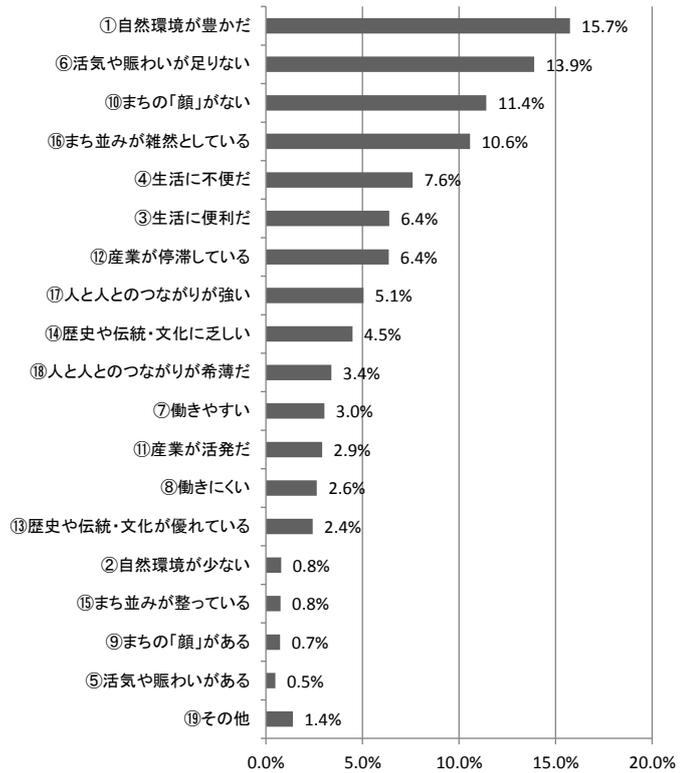
## 2-2. 調査結果の概要（抜粋）

### (1) 現状への評価

#### ① 裾野市の印象

裾野市の印象としては、「自然環境が豊かだ」が15.7%と最も多くなっています。

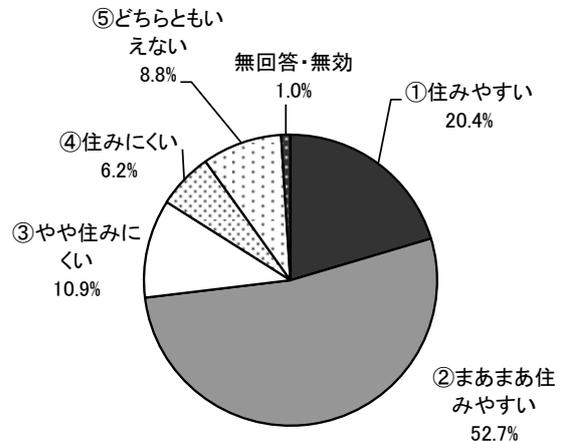
次いで「活気や賑わいが足りない」が13.9%、「まちの「顔」がない」が11.4%、「まち並みが雑然としている」が10.6%、「生活に不便だ」が7.6%と多くなっています。



#### ② 住みやすさ・定住意向

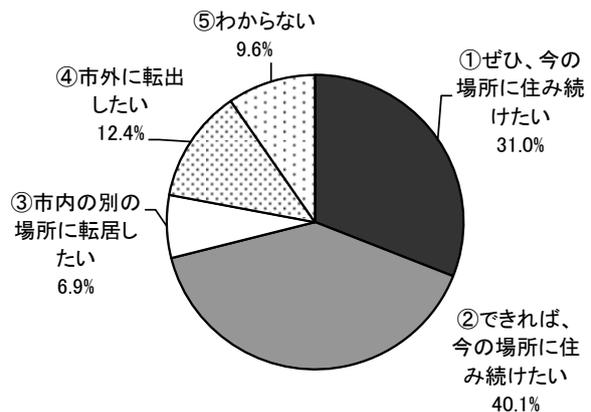
裾野市の住みやすさについては、「まあまあ住みやすい」が52.7%と最も多く、次いで「住みやすい」が20.4%となっています。

両者を合わせた「住みやすい」と感じている割合が、7割以上を占めています。

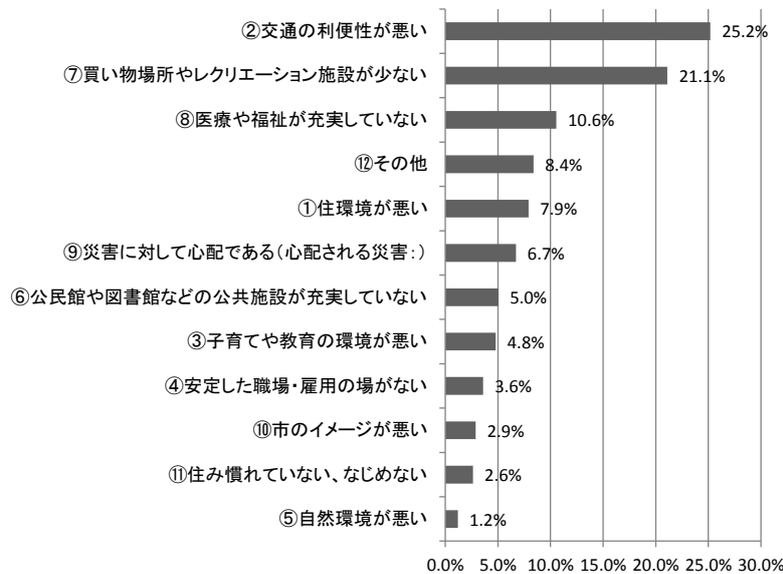


裾野市への定住意向については、「できれば今の場所に住み続けたい」が40.1%と最も多く、次いで「ぜひ、今の場所に住み続けたい」が31.0%となっています。

両者を合わせた「今の場所への定住意向」が、7割以上を占めています。



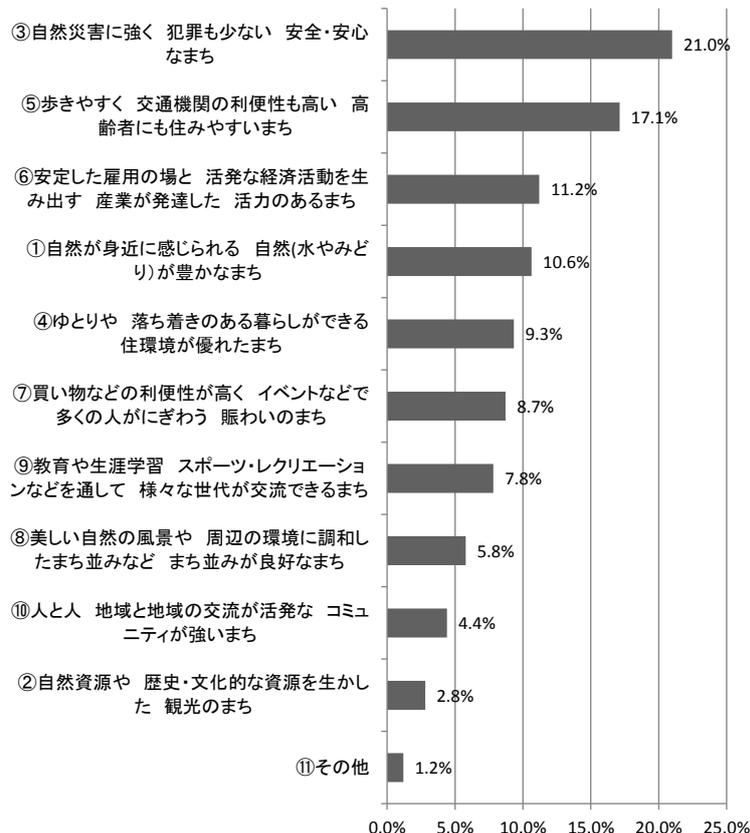
転居・転出したい理由については、「交通の利便性が悪い」が25.2%と最も多く、次いで、「買い物場所やレクリエーション施設が少ない」が21.1%と多くなっており、他の理由を大きく離しています。



## (2) これからのまちづくりについて

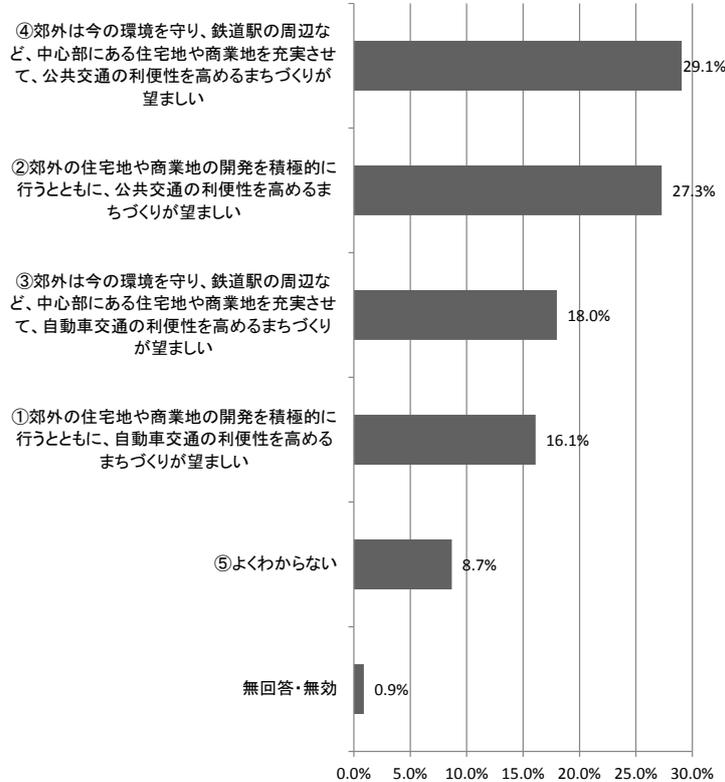
### ① 裾野市のあるべき姿

将来の裾野市のあるべき姿としては、「自然災害に強く 犯罪も少ない 安全・安心なまち」が21.0%と最も多くなっています。次いで、「歩きやすく 交通機関の利便性も高い 高齢者にも住みやすいまち」が17.1%、「安定した雇用の場と 活発な経済活動を生み出す 産業が発達した 活力のあるまち」が11.2%となっています。



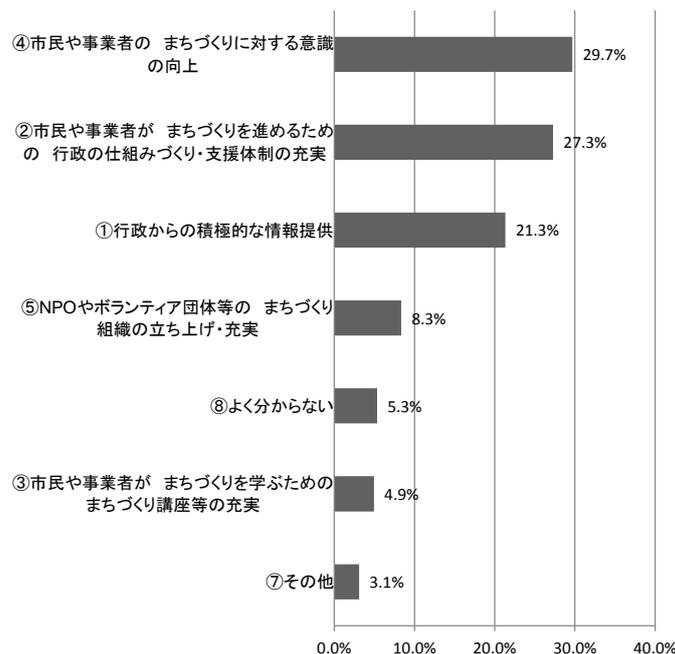
## ②まちづくりの方向性

裾野市における今後のまちづくりについては、「郊外の環境保全、中心部の充実と公共交通の利便性を高めるまちづくり」が29.1%と最も多くなっています。次いで、「郊外の開発と公共交通の利便性を高めるまちづくり」が27.3%、「郊外の環境保全、中心部の充実と自動車交通の利便性を高めるまちづくり」が18.0%となっています。



## ③まちづくりの進め方について

まちづくりを進めるにあたり重要なことは、「市民や事業者のまちづくりに対する意識の向上」が29.7%と最も多くなっています。次いで「行政における仕組みづくり・支援体制の充実」が27.3%、「行政からの積極的な情報提供」が、21.3%となっており、突出しています。



## 2-3. 市民意向調査からみたまちづくりの課題

- 誰もが安全・安心に暮らせる住環境の創出が求められています。
- 中心部の再生と郊外部の利便性を高め、地域特性を活かしたまちづくりが求められています。
- 既存産業の振興と新たな産業の誘致による安定した雇用の確保が求められています。
- 自然環境の保全に取り組む必要があります。
- 市民参加型のまちづくりに向けて、市民・行政等の意識の醸成を図る必要があります。

## 3. 近年の社会・経済情勢等の整理

わが国・静岡県を取り巻く社会・経済情勢は厳しく、少子高齢・人口減少社会の進展や産業構造の変化、また環境・エネルギー問題の顕在化や自然災害に対する意識の高まりなど、近年の都市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化してきています。

裾野市のまちづくりにおいても、次のような視点が必要です。

- ①人口減少・超高齢社会への対応
- ②都市の拡散への対応
- ③災害に強い都市の形成
- ④都市、地域の活性化
- ⑤農山村との調和
- ⑥都市、地域の個性の創出
- ⑦都市経営コストの効率化
- ⑧自然環境との共生
- ⑨低炭素型・循環型社会の形成
- ⑩多様な主体の都市づくり参画への対応

## 4. 裾野市の都市づくりの課題と方向性

### 4-1. 都市づくりの課題

#### (1) 少子・高齢社会を見据えた多様なライフスタイルに対応した都市づくり

本市は、これまで第2次産業を中心とした産業立地とそれに伴う住宅地の整備などにより、一貫して人口が増加してきましたが、住民登録人口を見ると、平成22年をピークに減少傾向に転じているのに加え、少子高齢化の進行が見られます。また、国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来人口推計においても、平成27年をピークに減少に転じることが推計されています。人口の減少については、自然増の傾向が維持されていますが、社会減が多いことが一因となっています。

そのため、高齢者が暮らしやすい環境や、安心して子供を産み育てることができる環境など、多様な世代のライフスタイルに対応した暮らしやすい環境を整備し、快適性と利便性を備えた魅力ある居住・生活空間の確保を進める必要があります。

また、少子高齢化を背景とした公共財源の減少がさらに進むことを前提として、「選択と集中」による効率の良い都市づくりが必要です。

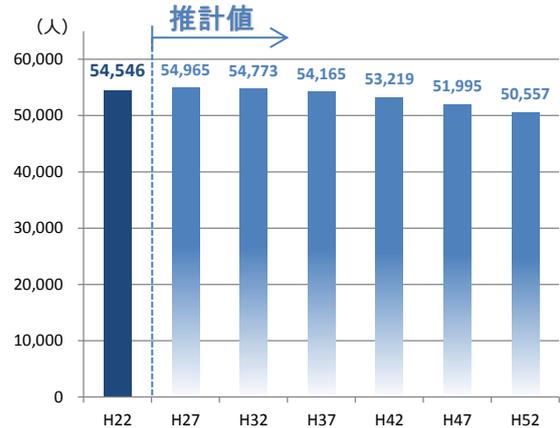


図. 裾野市の将来人口の見通し  
(出典：国立社会保障・人口問題研究所  
「日本の市区町村別将来人口推計  
(平成25年3月推計)」)

#### (2) 災害に強い安全で安心な都市づくり

東海地震や神奈川県西部地震・元禄型関東地震の大規模地震の発生が危惧されており、富士山噴火などが予測されるとともに、東日本大震災や近年の局地的な集中豪雨の発生などの大規模な自然災害の発生により、防災に関する意識が高まっています。

また、本市は地形的に、富士山・愛鷹山・箱根山麓に囲まれており、斜面地にはがけ崩れや土石流等の危険区域が存在し、黄瀬川や大場川沿いには、浸水想定区域が指定されています。

そのため、自然災害の発生に対する備えを充実し、誰もが安全で安心して暮らせるような都市づくりが必要です。

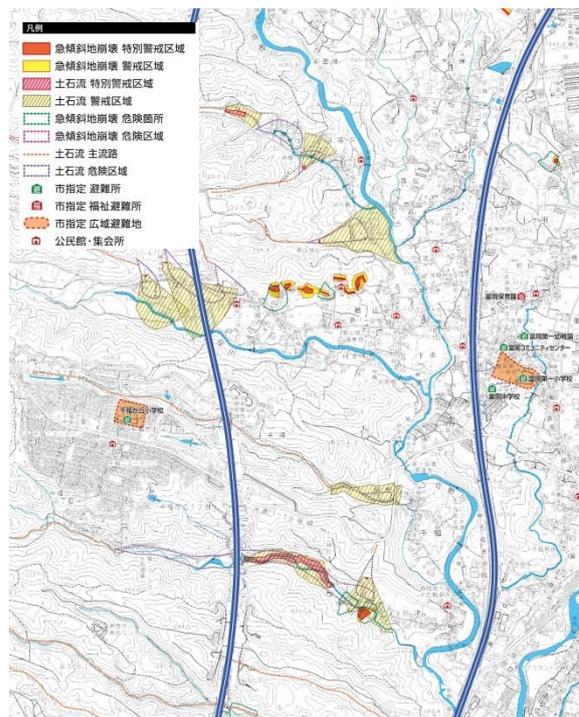


図. 裾野市土砂災害ハザードマップ(抜粋)

### (3) 持続可能な産業を支える都市づくり

本市は、富士山や愛鷹山の豊かな自然や、首都圏からの近接性や東名高速道路などの広域交通ネットワークを備えた立地特性を活かし、多くの企業や工場、研究所が立地する工業都市として発展を遂げてきました。しかし、近年の世界的な金融危機を発端とする景気の後退や円高の進行、原油・原材料の高騰など、輸出関連産業を中心に大きな打撃を受け、雇用情勢の悪化や法人税収入の低下などを招き、本市の経済にも大きな影響を及ぼしました。

そのため、本市の魅力を最大限に活かした既存産業の維持、更には静岡県の方ルマバレープロジェクトなどと連携した新たな産業の誘致などを進めるとともに、豊かな自然を活かした観光レクリエーションや、1次・2次・3次産業の有機的な結合による6次産業の創出など、多様性のある持続可能な産業を支える都市づくりが必要です。

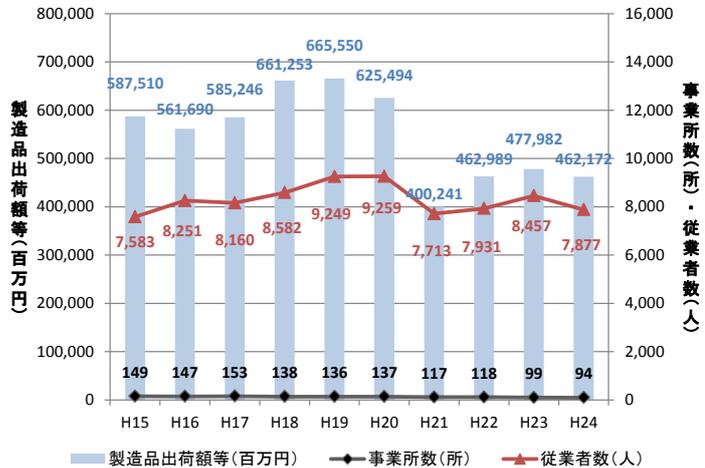


図 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移  
(出典：工業統計調査、経済センサス-活動調査)

### (4) 豊かで魅力ある自然環境の保全と適切な活用

本市には、富士山、愛鷹山、箱根山麓をはじめとする豊かで魅力ある自然環境が存在しています。富士山が世界遺産登録されたことから、国内をはじめ海外からも多くの人々が訪れるようになることが予測されます。

そのため、世界遺産の富士山麓にふさわしい地域とするために、周辺環境との調和に配慮しながら、豊かな自然環境と美しい景観の保全が求められています。また、これまでの本市の営みを背景とする歴史・文化とともに、重要な観光・レクリエーション資源として活用を図る必要があります。



▲パノラマロードから望む富士山

### (5) 多様な主体の参画による協働のまちづくりの展開

少子高齢・人口減少が進展するなかで、多種多様化する地域の課題への対応や、地域の特性を活かしたまちづくりを展開するため、市民や事業者、ボランティア、NPO など、多様な主体との協働によるまちづくりを推進する必要があります。

また、まちづくりを通じて地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、行政運営の効率化を図る観点からも、積極的に民間の活動を促進する必要があります。

## 4-2. 都市づくりの方向性

裾野市の都市づくりの課題を踏まえ、裾野市の都市づくりの目指すべき方向性として、以下の5つを挙げます。

- 多様な主体の参画
- 安全・安心な社会の形成と市民生活の質の向上
- 都市活力の持続と向上
- 交流と連携の強化
- 自然環境との調和・共生



# 第2部 全体構想

## 目次

<b>1. 都市づくりの基本理念</b>	<b>39</b>
<b>2. 都市づくりの目標</b>	<b>41</b>
<b>3. 将来都市構造</b>	<b>45</b>
3-1. 将来都市構造の基本的な考え方	45
3-2. 将来都市構造	45
<b>4. 分野別基本方針</b>	<b>51</b>
4-1. 土地利用の基本方針	51
4-2. 道路・交通の基本方針	58
4-3. 都市環境の基本方針	63
4-4. 都市防災の基本方針	69
4-5. 都市景観の基本方針	75



## 第2部 全体構想

### 1. 都市づくりの基本理念

裾野市の都市づくりの課題及び都市づくりの方向性を踏まえ、将来の裾野市の都市づくりで最も根幹となる考え方として「都市づくりの基本理念」を設定します。

「第4次裾野市総合計画」（平成23年4月）では、まちづくりを進めるうえで、行政のみならず、市民一人ひとりが主体性をもって取り組む姿勢、進むべき方向として、「まちづくりの指針」を定めるとともに、本市が目指すべき「まちの将来像」を次のとおり定めています。

#### — 第4次裾野市総合計画 —

#### 「まちづくりの指針」

##### ■ 「すその」らしい魅力を大切に

豊かな自然環境をはじめ、文化、産業、観光資源、地域ごとの個性など、「すその」ならではの魅力・特長があります。その魅力を大切に伸ばし、未来につなげていくことで、住みたくなる、住み続けたくなるまちづくりを目指します。

##### ■ 「元気」と「調和」を活力に

地域で暮らす人々や産業の「元気」をさらに引き出すとともに、地域間のつながりを深め、豊かな自然環境とも「調和」のとれたまちづくりを目指します。

##### ■ 市民と行政の協働を原動力に

世代や地域を超えて、ともに認め合い、支え合う意識は、より良い「すその」を築きあげていく原動力です。市民の自主的・自発的な活動や市民同士や市民と行政とのコミュニケーションを促進し、「協働」のまちづくりを目指します。

#### 「まちの将来像」

みんなの元気と調和でつくる暮らし満足都市

「裾野市都市計画マスタープラン」においても、この「まちづくりの指針」のもと、「まちの将来像」を実現するために、都市づくりの課題や方向性を踏まえて、「都市づくりの基本理念」を次のとおり設定します。

### 「都市づくりの基本理念」

豊かな自然環境をはじめ、文化、産業、観光資源、地域ごとの個性等、裾野の魅力を最大限に発揮させ、安全で安心して暮らすことができる利便性と快適性を備えた生活空間を創造します。そして、そこに暮らす市民同士、市民と行政等がつながり、自らが暮らす都市の維持・継承を協働により進め、「暮らす・働く・訪れる」魅力を兼ね備えた、都市・地域・市民のみんなが活力にあふれ満足できる都市づくりを目指します。

また、「都市づくりのテーマ」を次のとおり設定します。

### 「都市づくりのテーマ」

誰もが生き生き  
暮らし満足都市の実現

## 2. 都市づくりの目標

「都市づくりの基本理念」のもと、裾野市の都市づくりの目指すべき方向性である「多様な主体の参画」「安全・安心な社会の形成と市民生活の質の向上」「都市活力の持続と向上」「交流と連携の強化」「自然環境との調和・共生」の5つの観点から、次の5つの都市づくりの目標を掲げます。

### 目標1 市民・事業者・行政みんなで取り組む 持続可能な都市づくり (多様な主体の参画)

少子高齢・人口減少の進展や事業所の縮小等による財源縮減が懸念されるなかでも、公共サービスと都市基盤施設の「質」を維持するために、公共施設等総合管理計画（策定中）等に基づく都市づくりにおける「選択と集中」と、官民連携による都市づくりにより、効率的で持続可能な都市経営の実現を目指します。

このため、まちづくりや環境保全に対する意識の啓発及び役割と責任の明確化を図りながら、多世代の市民と事業者、行政の協働による取組を促進します。

### 目標2 安全・安心に生活できる 多様な都市機能を備えた定住都市づくり (安全・安心な社会の形成と市民生活の質の向上)

東海地震・神奈川県西部地震・元禄型関東地震の発生や富士山噴火等の大規模自然災害が予測されるとともに、極度の異常気象による風水害等の発生の確率が高まっているため、これらの自然災害に対する備えを充実し、防災・減災の両面から災害に強い安全・安心な都市づくりを目指します。

また、高齢者にとって暮らしやすく若い世代が子育てしやすい利便性と快適性を備えた質の高い居住空間を創出し、魅力を感じ定住したくなるような都市づくりを進めるため、商業、業務、文化等の多様な都市的機能の配置と集積を図るとともに、道路、公園、下水道等の都市基盤の整備により、多様なライフスタイルに対応した快適性と利便性を兼ね備えた市街地を形成します。

### 目標3 活力ある産業を育む都市づくり (都市活力の持続と向上)

首都圏との交通利便性の高い裾野市の強みを活かすとともに、国際的な経済情勢の変化にも対応できる先端技術産業の誘致・育成、さらには静岡県のファルマバレープロジェクト等と連携した次世代型の産業の誘致等を進め、バランスのとれた産業構造の構築により、市民が働く場を創出し、活力ある産業都市づくりを目指します。

また、農業については、既存農地を活かした6次産業化等により営農機能の高度化を図るとともに、多面的機能を活かした交流空間としての活用を図ることを目指します。

さらに、本市の地域経済や伝統・文化の中で重要な役割を担ってきた中心市街地の再生を図り、人々の賑わいと活力にあふれる都市空間の形成を目指します。

**目標4 人・もの・情報がつながる交流都市づくり****(交流と連携の強化)**

首都圏に近接するという立地的優位性や、東名及び新東名高速道路、東駿河湾環状道路等の国土レベルの交通基盤が整備されてきているという優位性を有するとともに、世界遺産に登録された富士山をはじめ、愛鷹山や箱根山麓等の豊かな自然資源やその中に存在する既存の観光レクリエーション施設を有効活用し、人・もの・情報が活発に行き交う交流圏の拡大を目指します。

また、本市内及び周辺地域との連携の強化を図ることで、本市及び周辺都市が育んできた様々な歴史・文化・観光資源等の機能が相互に分担・連携して交流が活発に行われ、人・もの・情報がつながる静岡県東部における交流都市圏の形成を目指します。

**目標5 富士山麓の恵まれた環境を保全し、自然と共生する都市づくり****(自然環境との調和・共生)**

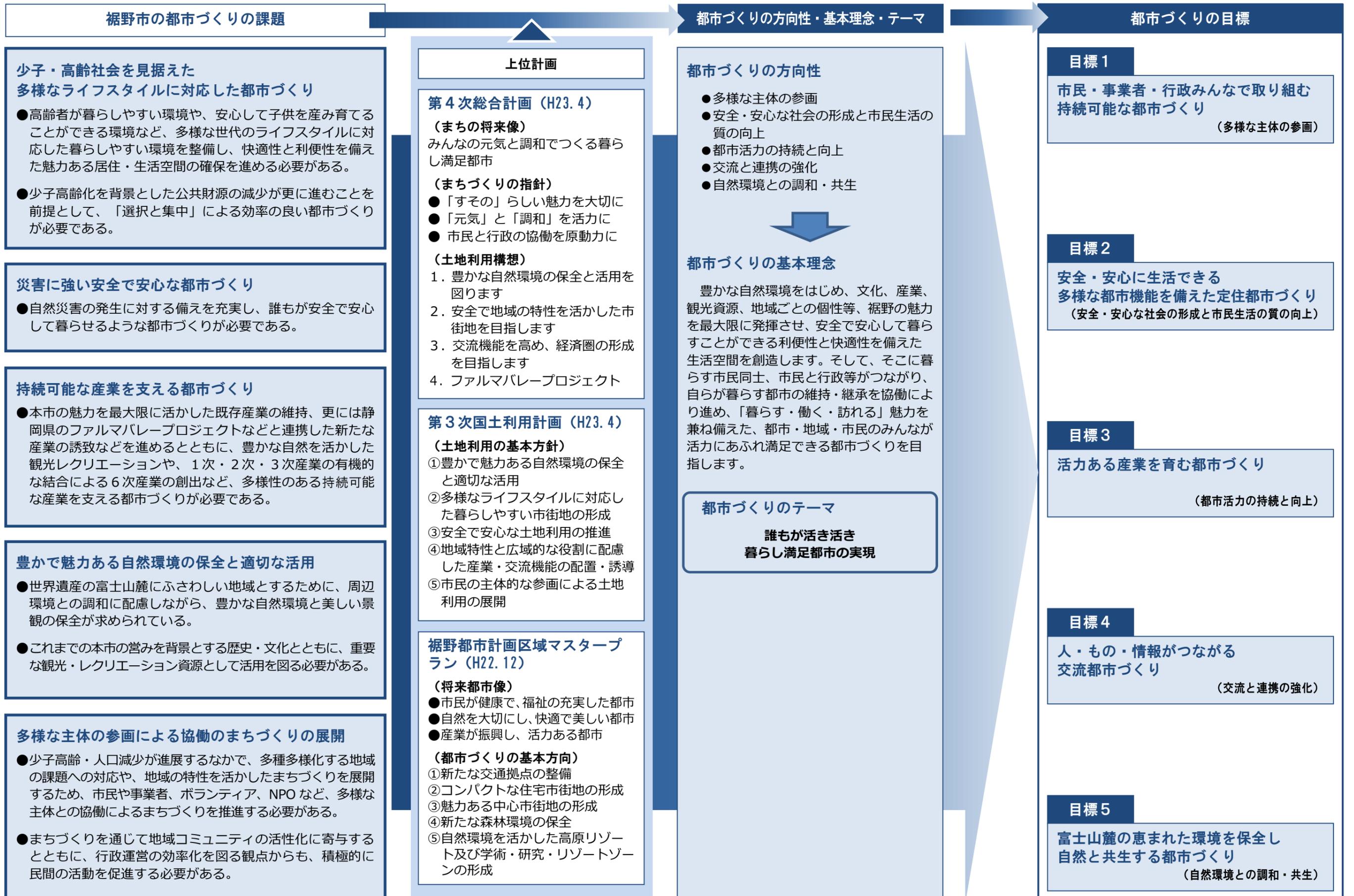
本市には、富士山、愛鷹山、箱根山麓をはじめとする豊かで魅力ある自然環境が存在しています。富士山が世界遺産登録されたことから、国内をはじめ海外からも富士山を目指して多くの人々が訪れるようになることが予測されます。そのため、世界遺産の富士山麓にふさわしい地域とするために、都市の周辺部・郊外部における無秩序な拡散を抑制し、周辺環境との調和に配慮しながら、歴史、文化、自然環境と共生する魅力的な都市郊外部及び農山村の再構築を目指します。

また、裾野市の地形、立地を活かした環境負荷の少ない自然エネルギー等の導入とあわせて、低炭素型・循環型社会の実現を目指します。



▲ 世界遺産・富士山

■ 裾野市の都市づくりの課題と都市づくりの目標の整理





### 3. 将来都市構造

「都市づくりの基本理念」のもと、「都市づくりの目標」の達成のため、裾野市の骨格的な姿として、都市機能の配置や連携のあり方について示します。

#### 3-1. 将来都市構造の基本的な考え方

富士・愛鷹山と箱根山の山麓の豊かな自然環境を引き続き保全し、本市の魅力として最大限に活かしながら、調和・共生を図ります。そのため、これまでの成り立ちを踏襲し、既存ストックや豊かな地域資源等、地域特性を活かした拠点を配置し、各拠点における都市機能の強化・充実（集約化）を図り、拠点間が有機的に連携した「拠点連携型都市構造」を目指します。

これにより、多様な都市機能を備えるとともに、活力ある産業や交流を育み、安全・安心に生活できる都市を構築します。

#### 3-2. 将来都市構造

本市の都市構造は、「ゾーン」、「拠点」、「軸」の3つの要素から整理します。

##### (1) ゾーン

本市は、東西を富士・愛鷹山と箱根山の山麓斜面に挟まれ、これらの山麓に源を発する黄瀬川等の清らかな川の流れ等、豊かな自然環境に恵まれています。

これらの豊かな自然環境の保全を前提として、市街地や産業集積地、観光レクリエーション地等の「ゾーン」に区分し、地域特性に応じた都市環境を創出します。

##### (2) 拠点

本市のこれまでの成り立ちを踏襲しながら、公共交通や広域幹線道路等の交通利便性や豊かな地域資源等、地域の特性に応じた生活や産業、交流等の都市機能を配置するとともに、「拠点」として集約・充実を図り、安全・安心・快適な生活の実現を目指します。

##### (3) 軸

本市は、首都圏に近接する立地優位性と、南北方向に東名・新東名高速道路のほか、国道246号等の広域幹線道路が通過する交通利便性を備えています。

これらの広域幹線道路と多様な都市機能を備えた「拠点」、また「拠点」相互間を効果的・効率的に結び、本市の魅力を活かすとともに、産業・交流を強化・促進し、都市の骨格となる「軸」を形成します。

また、市街地を流れる河川とその緑地については、生活にうるおいや安らぎを与える水と緑のネットワークとなる「軸」を形成します。

- **ゾーン** | 都市機能の配置の基本的な方向性を示す区域であり、地域特性や立地環境に合わせて、以下の「ゾーン」に区分します。

名称	位置づけと役割
市街地高度利用ゾーン	JR 裾野駅を中心とした南部の市街地を『市街地高度利用ゾーン』と位置づけ、都市基盤の整備・誘導により、市街地の高度利用を図ります。
産業集積ゾーン	広域交通との結節点となる東名高速道路裾野 IC 周辺から須山地区の既存の工業団地一帯を『産業集積ゾーン』と位置づけ、既存の産業立地及びファルマバレープロジェクト等との連携・調整を図り、周辺の土地利用との調和を図りながら、産業の集積・誘導を図ります。
観光・レクリエーション交流ゾーン	富士山麓、愛鷹山麓の観光レクリエーション施設や健康・スポーツ施設等が立地する一帯を、『観光・レクリエーション交流ゾーン』と位置づけ、周辺の自然環境との調和を図りながら、観光レクリエーション機能やリゾート関連機能の立地を図ります。
生活・交流ゾーン	JR 岩波駅周辺や深良新駅（構想）及び深良・富岡支所周辺を『生活・交流ゾーン』と位置づけ、周辺の土地利用を調和を図りながら、必要な都市基盤整備や土地利用の整序により、生活交流の副次的な拠点の形成を図ります。
学術・研究ゾーン	箱根西麓の市有地周辺を『学術・研究ゾーン』と位置づけ、周辺の森林等の自然との調和を図りながら、学術・研究等の機能の立地を図ります。



▲ 産業集積ゾーン  
(東名高速道路裾野 IC 周辺)

- **拠点** | 都市における多様な機能が集約し 中心的役割を担う場所であり、地域特性や様々な都市機能に応じて、以下の「拠点」を設定します。

名称	位置づけと役割
都市交流拠点	本市の玄関口であり、各種サービス機能が集積した中心市街地として、市民生活や交流の中心的な拠点を形成します。 ○ JR 裾野駅・市役所周辺
地域生活拠点	公共交通の利便性を備えるとともに、日常的なサービス機能が集積した市民の暮らしやコミュニティ、地域の生活交流の中心的な拠点を形成します。 ○ JR 岩波駅周辺 ○ 深良新駅（構想）周辺
集落拠点	市街地の外側に位置する、集落地における市民の暮らしやコミュニティの中心的な拠点として、維持・活用を図ります。 ○ 深良支所周辺 ○ 富岡支所周辺 ○ 須山支所周辺
産業拠点	交通の利便性等を活かした産業・流通機能が集積し、本市の産業振興をけん引する中心的な拠点を形成します。 ○ 裾野 IC 周辺～北西部一帯 ○ 新富士裾野・富士裾野工業団地
観光レクリエーション拠点	豊かな自然資源とこれらを活かした健康・スポーツ等の観光レクリエーション資源が集積し、本市の観光振興を支える観光交流の中心的な拠点として、活用を図ります。 ○ ヘルシーパーク裾野・梅の里周辺 ○ 裾野市運動公園周辺 ○ 裾野市十里木キャンプ場・富士山麓のテーマパーク（遊園地等）・スキー場周辺 ○ 富士山資料館・富士山麓のテーマパーク（動物園等）周辺



▲ 都市拠点（JR 裾野駅周辺）



▲ 集落拠点（須山支所周辺）

- **軸** | 都市の骨格となり 都市内外を連携し 交流や都市活動を支えるものであり、その役割や機能に応じて、以下の「軸」を設定します。

名称	位置づけと役割
広域連携軸	<p>広域の都市間を連携し、産業や交流を支える基幹的な交通体系として、都市連携軸、産業・観光レクリエーション軸等とのネットワークを形成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東名高速道路・新東名高速道路</li> <li>○ 東駿河湾環状道路</li> <li>○ 国道 246 号</li> <li>○ JR 御殿場線</li> </ul>
都市連携軸	<p>南北方向の広域連携軸及び隣接する都市と市街地の連携を高め、市街地の骨格を形成する環状機能を持つ道路交通体系として、ネットワークを形成します。</p> <p>【南北方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (都) 水窪深良線 (県道沼津小山線)</li> <li>○ (都) 平松深良線</li> <li>○ (都) 三島裾野線 (県道三島裾野線)</li> </ul> <p>【東西方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (都) 千福深良線</li> <li>○ (都) 富沢平松線</li> </ul>
産業・観光レクリエーション交流軸	<p>本市の玄関口である東名裾野 IC と本市北部の産業及び観光レクリエーションの連携を高め、産業・交流の振興を支える道路交通体系を形成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国道 469 号</li> <li>○ 県道富士裾野線</li> <li>○ (都) 御宿下和田線</li> <li>○ 県道仙石原新田線</li> <li>○ 南富士エバーグリーンライン</li> <li>○ 富士山スカイライン (県道富士公園太郎坊線)</li> <li>○ パノラマロード (市道 1-15・4008・4053・4054 号線)</li> </ul>
水辺の軸	<p>豊かな自然環境を保全しながら、自然とふれあい、親しむことができる市街地等を流れる河川とその緑地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (一) 黄瀬川</li> <li>○ (一) 深良川</li> <li>○ (一) 佐野川</li> <li>○ (一) 泉川</li> <li>○ (一) 大場川</li> </ul>



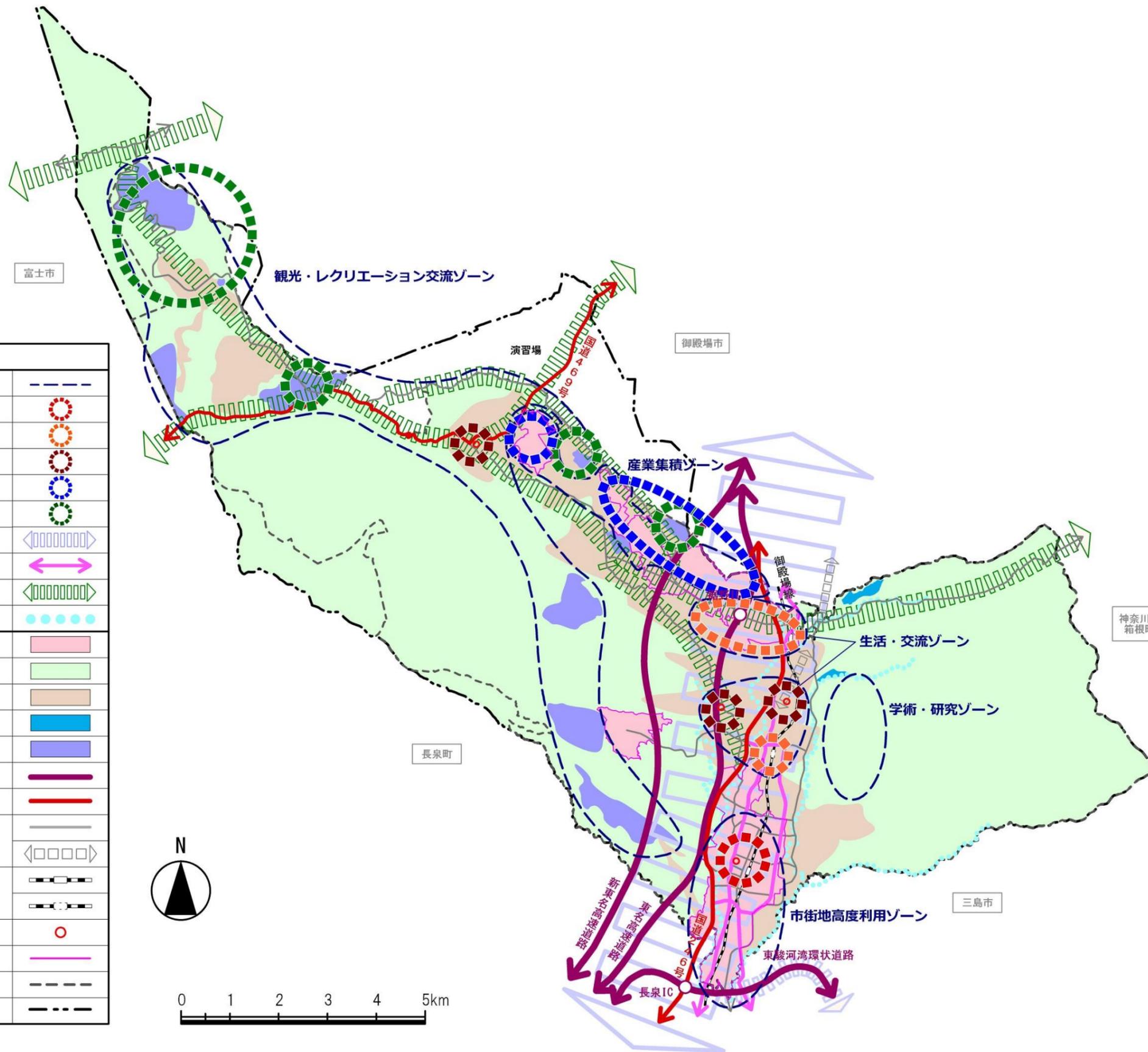
▲ 広域連携軸 (国道 246 号)



▲ 水辺の軸 ((一) 黄瀬川)

【将来都市構造図】

凡 例		
ゾーン		
拠 点	都市交流拠点	
	地域生活拠点	
	集落拠点	
	産業拠点	
	観光レクリエーション拠点	
軸	広域連携軸	
	都市連携軸	
	産業・観光レクリエーション交流軸	
	水辺の軸	
市街地		
自然環境地		
農地・集落地		
既存工業地		
観光レクリエーション地		
高速道路・自動車専用道路		
国道		
主な幹線道路		
主な幹線道路（構想）		
鉄道・鉄道駅		
鉄道駅（構想）		
市役所・支所		
市街化区域		
都市計画区域		
行政界		





## 4. 分野別基本方針

「都市づくりの基本理念」のもと、「都市づくりの目標」、「将来都市構造」を実現するため、『土地利用』『道路・交通』『都市環境』『都市防災』『都市景観』の5つの分野ごとに、分野別基本方針を設定します。

### 4-1. 土地利用の基本方針

#### －基本的な考え方－

**豊かで魅力ある  
自然環境の適切な保全  
と適切な活用**

富士山、愛鷹山、箱根山麓をはじめとする豊かで魅力的な自然環境を保全するとともに、周辺環境との調和に配慮しながら、適切な活用を図ります。

**多様な都市機能を備えた  
暮らしやすい市街地の形成**

住宅地や商業地、工業地等、都市機能の適切な配置と適切な用途地域による計画的かつ健全な土地利用の誘導により、都市機能の強化・集約を図り、利便性と快適性を備えた質の高い暮らしやすい市街地の形成を図ります。

また、都市計画道路等の都市基盤整備の進捗や社会情勢の変化、土地利用の現況・動向等に応じて、都市構造上の機能配置等を適切に判断したうえで、必要に応じて、用途地域の変更等を検討します。

**安全・安心で快適な居住環境  
の創出**

発生が予想される東海地震等の大規模地震や極度の異常気象による風水害等の災害に対する安全性の確保や、道路等の都市基盤の充実により、安全・安心で、快適な居住環境を創出する土地利用を推進します。

また、既存集落地等においても、周辺の自然環境・営農環境との調和を図りつつ、居住環境の維持・改善により、地域活力の維持・向上を図ります。

## (1) 土地利用の区分と配置方針

### 【市街化区域の方針】

#### 1) 住宅地

##### ①専用住宅地（住居専用系用途地域）

- 市街化区域の外縁部等に位置する住宅地については、戸建てや集合住宅等による低・中層の専用住宅地と位置づけ、土地利用の規制・誘導を図ります。
- 民間開発により整備された千福が丘地区や、土地区画整理事業により整備された南部地区（伊豆島田・水窪地区）の住宅地については、地区計画制度の適切な運用により、良好な居住環境の維持・向上を図ります。
- 低・未利用地については、道路等の必要な都市基盤整備を推進するとともに、宅地分譲事業に対する補助金交付等の促進策により、専用住宅地として積極的な有効利用を促進します。

##### ②一般住宅地（その他の住居系用途地域）

- 幹線道路や JR 御殿場線の沿線等に位置する住宅地を、一般住宅地と位置づけ、良好な居住環境の形成に配慮したうえで、小規模店舗等の立地を許容しつつ、戸建て住宅や集合住宅が集積する地区として、土地利用の規制・誘導を図るとともに、良好な居住環境の保全及び改善をします。
- JR 裾野駅東側及び西側周辺の密集市街地については、細街路や下水道等の都市基盤の整備とあわせて、地区計画制度等の適切な運用により、居住環境の改善を図ります。
- 低・未利用地については、道路等の必要な都市基盤整備を推進するとともに、宅地分譲事業に対する補助金交付等の促進策により、一般住宅地として積極的な有効利用を促進します。

#### 2) 商業地

##### ①中心商業・業務地（JR 裾野駅周辺の商業地域及び近隣商業地域）

- JR 裾野駅周辺の商業地を中心商業・業務地と位置づけ、裾野駅西土地区画整理事業を推進するとともに、中心市街地として、商業・業務、行政施設や病院等の公的サービス等の多様な都市機能の集積と土地の高度利用を促進し、安全・安心で、利便性の高い市街地空間の整備と活力ある商業地環境の整備を推進します。
- 裾野駅西土地区画整理事業と連動して、JR 裾野駅の橋上化と東西を結ぶ自由通路の整備推進により、新たな玄関口となる裾野駅東側の周辺地区については、必要な都市基盤の整備を検討します。
- 裾野駅西土地区画整理事業については、社会・経済情勢等の事業を取り巻く環境の変化への対応や事業採算性の確保、合意形成を図るため、事業の精査を行い計画的かつ効率的に事業を推進します。

## ②地域生活商業地（その他の近隣商業地域）

- 地域生活拠点である JR 岩波駅周辺や、千福が丘地区の住宅地内の中央に位置する近隣商業地を地域生活商業地と位置づけ、地域の日常生活を支える商業地として、維持を図ります。

## 3) 工業地

### ①工業専用地（工業専用地域）

- 産業拠点である裾野 IC 周辺～北西部一帯、新富士裾野・富士裾野工業団地や、平松・伊豆島田地区の大規模工場等が集積する工業地を工業専用地と位置づけ、現在の工業機能の維持・向上を図ります。
- 住工混在地区を解消するための工場移転や、新たな産業の創出・誘致のため、新富士裾野・富士裾野工業団地の拡大等、企業誘致のための工業用地の確保について検討します。
- 周辺環境と調和した良好な工業地を形成するため、緩衝緑地の配置や工場敷地内の緑化、排水やばい煙対策等、環境整備に配慮します。



▲ 工業専用地  
(平松・伊豆島田地区)

### ②一般工業地（工業地域及び準工業地域）

- 平松地区や千福地区、裾野 IC 周辺（今里・金沢・御宿）の工業地を一般工業地と位置づけ、周辺環境との調和を図りながら、工業機能の維持・向上を図ります。
- 裾野 IC 周辺の今里地区の工業地については、東名高速道路裾野 IC の広域交通の交通利便性を活かし、流通業務機能の集積や新たな産業の創出・誘致を図ります。また、工業地需要に応じた新たな工業用地の確保について検討します。

## 4) 土地利用検討エリア

### < 裾野 IC 周辺・職住近接型住宅地検討エリア >

- 裾野 IC 周辺の工業地の縁辺部においては、既存工業地との職住近接に配慮した住宅地として、市街化区域への編入も視野に入れ、計画的かつ適切な土地利用の誘導を図ります。

### < 深良新駅周辺・新市街地検討エリア >

- 深良新駅（構想）周辺については、生涯学習センターや裾野市福祉保健会館、裾野市民文化センター等の公共施設が集積し、公共交通である鉄道駅設置による交通利便性を備えた新たな地域生活拠点の形成を図ります。また、拠点形成にあたっては、利便性が高い快適な居住環境を創出するため、土地区画整理事業等の計画的な都市基盤整備を検討します。

## 【その他の区域の方針】

### 1) 自然環境地

- 富士山、愛鷹山、箱根山麓の斜面緑地の森林については、自然環境地として位置づけ、本市の骨格的な自然景観を形成し、うるおいと恵みをもたらすとともに、水源かん養機能や土砂災害防止機能、二酸化炭素の吸収源等、多面的な機能を有する貴重な自然資源として保全します。

### 2) 農地・集落地等

- 深良・富岡・須山の各支所周辺や幹線道路沿線等に形成された集落地のほか、開発等により整備された宅地分譲地・別荘地等については、周辺の自然環境や営農環境との調和を図るとともに、居住環境の維持・改善により、地域活力の維持・向上を図ります。
- 深良・富岡・須山の各支所周辺については、集落地の生活交流の中心的な拠点として、日常生活やコミュニティ活動に必要な機能の維持・充実を図るとともに、指定大規模既存集落制度の適切な運用や地区計画制度、優良田園住宅制度、開発条例（都市計画法に基づく条例）等の活用により、居住環境・地域活力の維持・向上を図ります。
- 市街地の周辺に広がる優良農地は、農業生産の場として維持・保全を前提として集約化等の効率的な利用を推進します。さらに、豊かな自然を活かした環境教育、都市農村交流等、自然とのふれあいの場として活用を図ります。
- 遊休農地については、その実態を適切に把握しながら、農地利用の促進を前提として、解消に努めます。
- 宅地等の都市的土地利用の需要に対しては、集団的な農地等、保全すべき農地を明確化したうえで、周辺環境と調和のとれた計画的な土地利用を図ります。

### 3) 既存工業地

- 開発により整備された一団の工業地は、既存工業地として位置づけ、今後とも周辺環境に配慮しながら、工業環境の維持を図ります。

### 4) 観光レクリエーション地

- 観光・レクリエーション交流ゾーンに点在する富士山麓のテーマパーク（動物園、遊園地等）やヘルシーパーク裾野等の既存の観光レクリエーション施設を、観光レクリエーション地として位置づけ、今後とも周辺の自然環境に配慮しながら、観光レクリエーション機能の維持を図ります。また、点在する観光レクリエーションの連携を高めるとともに、富士・愛鷹山麓の豊かな自然景観との調和等、豊かな自然環境を活かした魅力ある観光・レクリエーション交流ゾーンの形成を図ります。

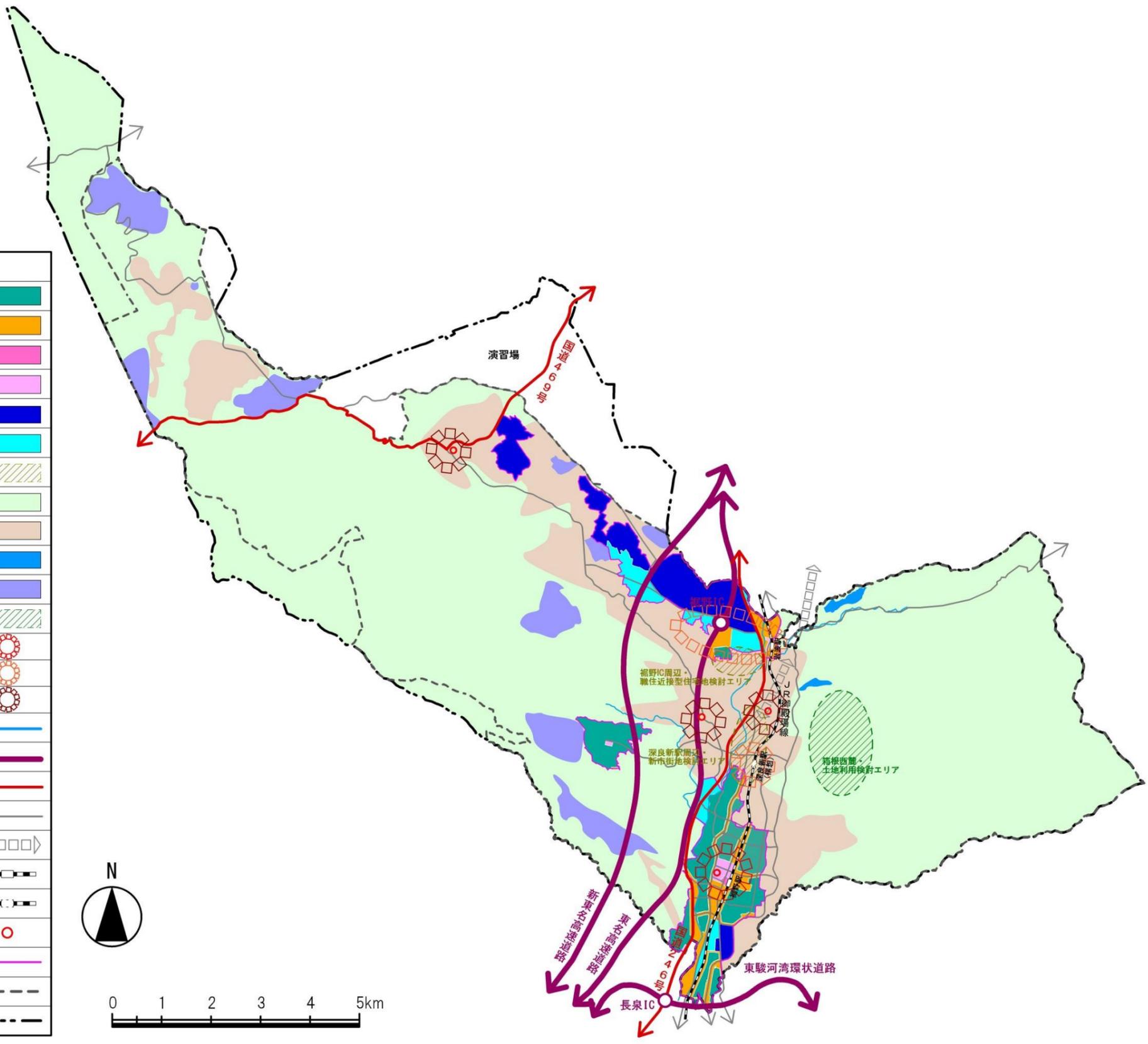
### 5) 土地利用検討エリア

#### < 箱根西麓・土地利用検討エリア >

- 箱根西麓の市有地周辺については、箱根西麓の豊かな自然や良好な富士山への眺望等のロケーションを活かし、学術・文化・スポーツ等の機能の立地を図ります。

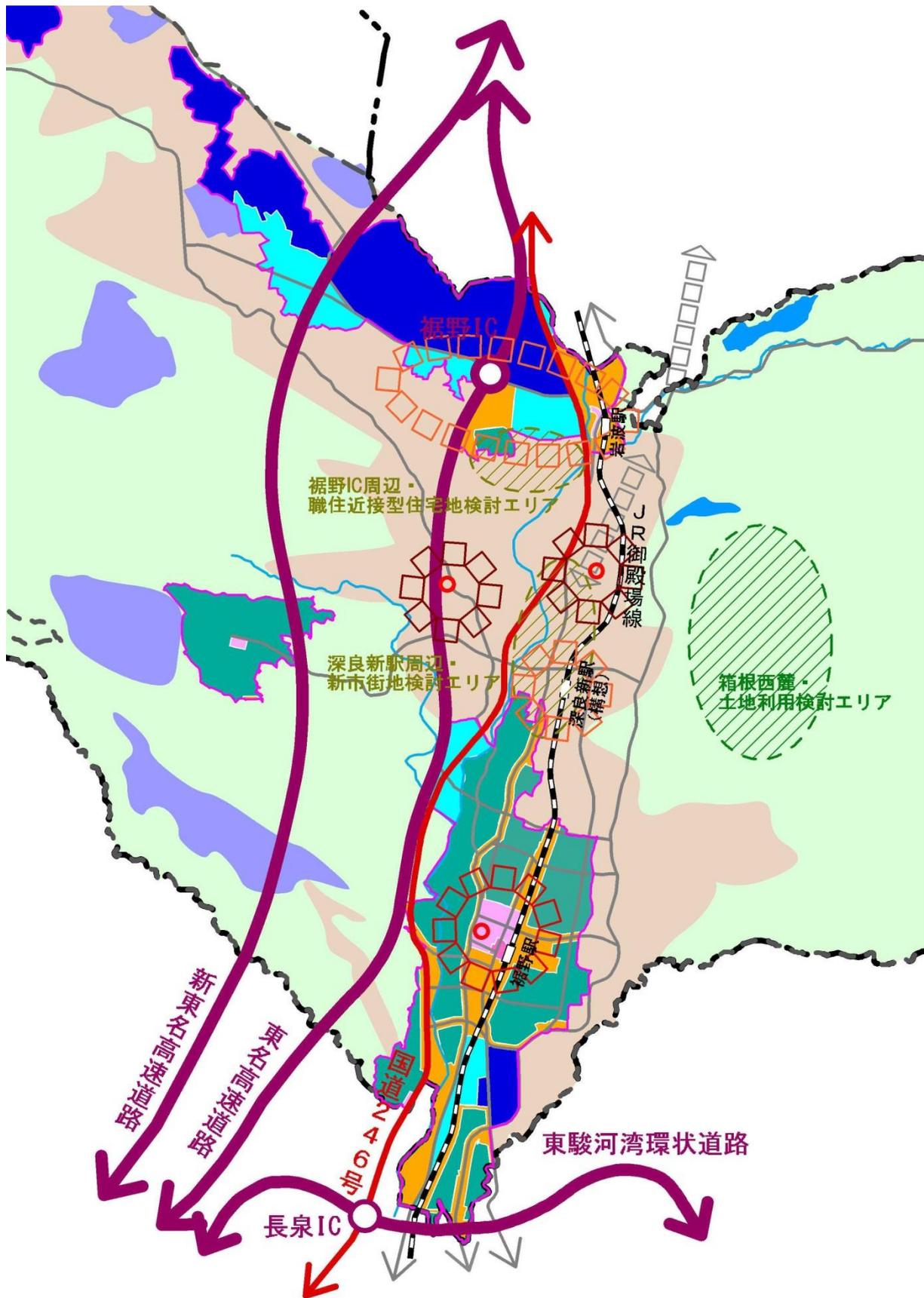
【土地利用の基本方針図】

凡 例		
市街化区域	専用住宅地	
	一般住宅地	
	中心商業・業務地	
	地域生活商業地	
	工業専用地	
	一般工業地	
	土地利用検討エリア	
その他の区域	自然環境地	
	農地・集落地等	
	既存工業地	
	観光レクリエーション地	
	土地利用検討エリア	
都市交流拠点		
地域生活拠点		
集落拠点		
主な河川		
高速道路・自動車専用道路		
国道		
主な幹線道路		
主な幹線道路（構想）		
鉄道・鉄道駅		
鉄道駅（構想）		
市役所・支所		
市街化区域		
都市計画区域		
行政界		





【土地利用の基本方針図・市街地部拡大図】



## 4-2. 道路・交通の基本方針

### - 基本的な考え方 -

都市の活力を支え  
都市機能を連携・強化する  
道路交通体系の構築  
[ラダー（はしご）型ネットワーク]

幹線道路の効果的・効率的な配置とその役割・機能に応じた適切な整備と維持管理の推進により、人やものの活発な動きを支え、広域都市間や拠点間の連絡・連携を強化する道路交通体系を構築します。  
また、幹線道路等を構成する都市計画道路については、「都市計画道路整備プログラム」にしたがって、計画的かつ段階的な整備を推進します。

誰もが移動しやすい  
交通環境の整備

歩行者や自転車、自動車が安全に利用でき、高齢者をはじめとする誰もが快適に移動できる交通環境の整備を推進します。

利便性の高い公共交通の確保

鉄道やバス交通の充実により、自家用車に過度に依存しない、利用しやすい公共交通の確保を目指します。

### (1) 道路網の整備方針

#### 1) 高速道路・自動車専用道路

- 本市の玄関口となる裾野 IC が設置されている東名高速道路、東名高速道路の代替機能を有する新東名高速道路、また、これらと接続し東駿河湾都市圏や伊豆方面と連絡する東駿河湾環状道路については、国土軸を形成する高速道路・自動車専用道路として、道路環境の整備を促進します。

東名高速道路裾野 IC ▶



#### 2) 広域幹線道路

- 広域の都市間との連絡・連携を強化する国道 246 号、国道 469 号を広域幹線道路として位置づけます。
- 本市の南北軸を形成する国道 246 号は、今後も道路環境の整備を促進します。
- 富士山南麓を周遊し、周辺の都市と連絡する国道 469 号は、富士山観光及び富士山を周遊する都市との連携・交流を強化・促進する道路として、道路環境の整備を促進します。

#### 3) 主要都市幹線道路

- 広域幹線道路及び隣接する都市と市街地の連絡・連携を強化する県道や都市計画道路等を主要都市幹線道路として位置づけます。
- 南北軸を形成する広域幹線道路の国道 246 号と市街地の連絡・連携を高めるため、市街地の外縁部に環状機能を持つ主要都市幹線道路として、南北方向に（都）水窪深良線（県

道沼津小山線)、(都)平松深良線、(都)三島裾野線(県道三島裾野線)、東西方向に(都)千福深良線、(都)富沢平松線を配置し、道路環境の整備を図ります。

- 広域幹線道路の国道246号・469号間を連絡する県道富士裾野線の道路環境の整備を促進します。
- 富士山スカイライン(県道富士公園太郎坊線)及び南富士エバーグリーンラインについては、十里木地区の観光施設間の連携・連絡を強化するとともに、富士山観光を促進する道路として、道路環境の整備を促進します。

#### 4) 都市幹線道路

- 主要都市幹線道路を補完し、『ラダー型ネットワーク』を形成し環状機能を強化する都市幹線道路として、南北方向に(都)伊豆島田平松線、広域農道(市道1-4号線)、東西方向に(都)千福公文名線、(都)桃園茶畑線を配置します。
- 裾野IC周辺の北部市街地の東西軸となり、主要都市幹線道路の県道富士裾野線と東名高速道路裾野IC及び国道246号を結ぶ(都)御宿下和田線、箱根方面と連絡する県道仙石原新田線の道路環境の整備を図ります。
- 千福が丘地区の市街地と中心市街地を連絡する(都)千福深良線や、中心市街地の主要な幹線道路である市道2-45号線(旧県道三島裾野線・(都)平松新道線)、市道1-3号線については、今後も道路環境の整備を推進します。
- 観光レクリエーション拠点のヘルシーパーク裾野・梅の里周辺や裾野市運動公園周辺へのアクセス道路であるパノラマロード(市道1-15・4008・4053・4054号線)については、多くの来訪者が利用する観光道路として、富士山への眺望や周辺の自然環境との調和に配慮した道路環境の整備を図ります。
- 北部市街地において、南北交通の国道246号への集中により発生する渋滞対策として、交差点処理や信号処理等の工夫により、交通流の円滑化を図るとともに、国道246号と並行した広域農道(市道1-4号線)の北への延伸となる(仮)神山深良線の整備を推進します。また、国道246号を補完する南北方向の新規路線についても検討します。

#### 5) 補助幹線道路

- 『ラダー型ネットワーク』を補完し、市街地内の連絡・連携を強化する都市計画道路を補助幹線道路として位置づけます。
- 裾野駅西土地区画整理事業地内に配置されている(都)桃園平松線、(都)裾野停車場線については、土地区画整理事業の進捗と合わせて整備を推進します。

#### 6) 生活道路

- 生活道路については、交通事故の防止等、安全面への配慮や歩行者の安全性を高めるとともに、緊急車両の進入が困難な狭あい道路の解消や、日照・通風の確保等、防災面、生活環境の向上を図るため、主に市街地や集落地内の主要な市道を中心に、歩道整備や幅員確保等の生活道路の整備を推進します。

## (2) 安全で快適な交通環境の整備方針

- JR 裾野駅周辺や岩波駅周辺のほか、公共施設が集積する地区等では、歩道の整備や、段差の解消等、高齢者や障がい者に配慮した誰もが快適に利用しやすい、ユニバーサルデザインに配慮した道路環境の整備を推進します。
- 本市の中心商業地であり、都市交流拠点である JR 裾野駅周辺については、緑豊かでゆとりある歩行空間の確保等、道路空間の高質化により、歩いて楽しい魅力的な道路環境の整備を推進します。
- 安全な通学路確保のため、交通安全施設の設置のみならず、グリーンベルトの設置や歩道整備、街灯の設置等、歩行者の安全に配慮した道路整備を推進します。
- これまでに整備されてきた既存の道路等については、効率的な維持管理を行います。また、既存の橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた適切な維持管理及び更新を行います。

## (3) 公共交通体系の整備方針

### 1) 交通結節点の機能強化

- JR 裾野駅は、鉄道とバス交通、タクシー、自家用車等との乗り継ぎの利便性を高めるため、東西自由通路や駅舎の整備とともに、駅前広場の整備を推進し、公共交通の利用促進を図ります。
- JR 岩波駅についても、駅利用者の利便性向上を図るため、整備された転回広場周辺の道路整備や安全対策等を推進します。また、駅施設についてバリアフリー化に努めます。

### 2) 鉄道交通の利便性向上

- JR 御殿場線の利便性向上に向けて、電車運行本数の増加等について、沿線の市町と連携し、交通事業者との調整を図ります。
- 生涯学習センターや裾野市福祉保健会館、裾野市民文化センター等の集積する公共施設への公共交通によるアクセス性向上による拠点機能の充実と利便性向上のため、深良新駅（構想）の設置を促進します。

### 3) バス交通等の利便性向上

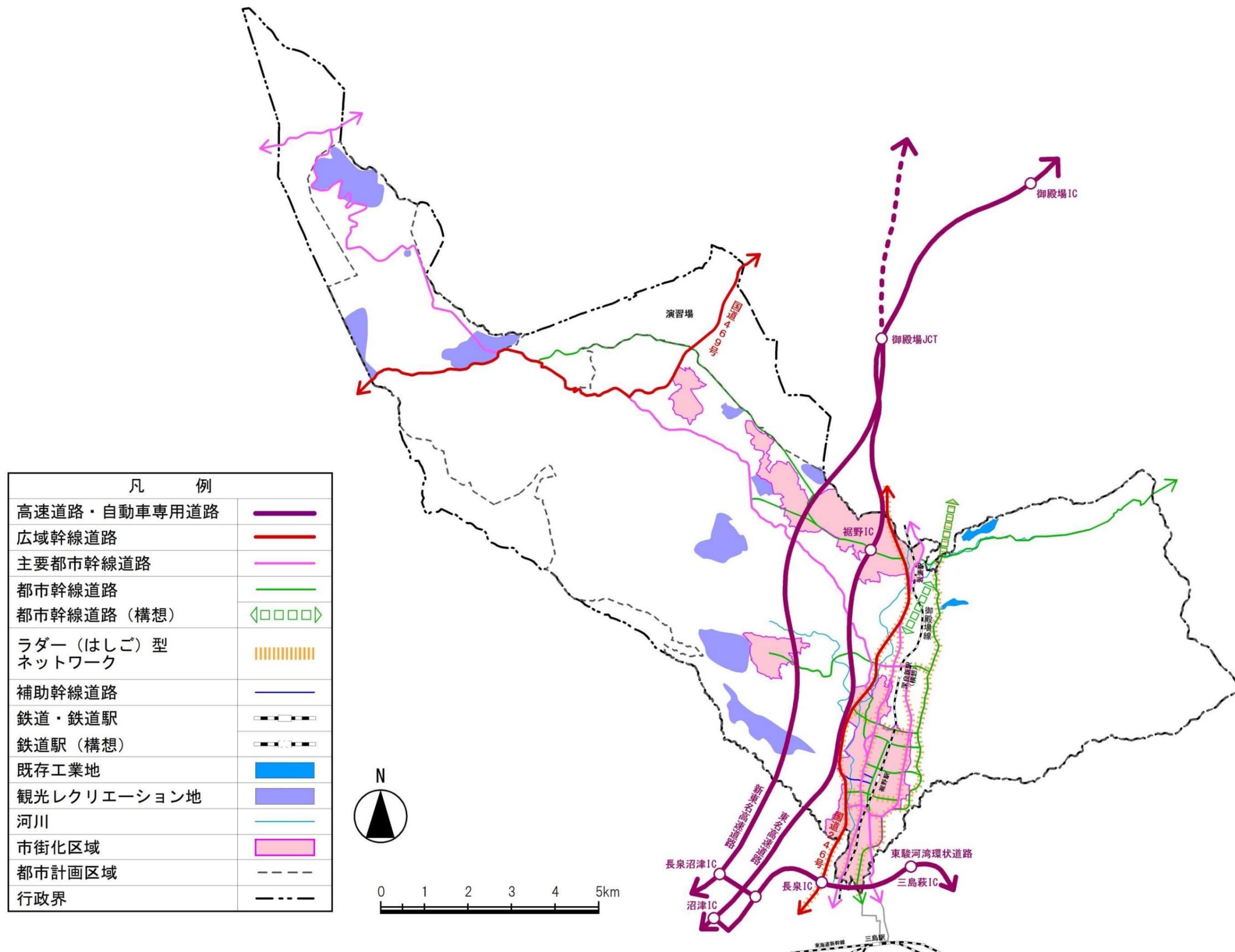
- バス交通は、市民の身近な生活の足として、路線バス及び循環型コミュニティバス『すそのーる』の利便性の向上を図るため、市民ニーズや利用状況等を考慮した運行体系を検討します。特に、通勤・通学等の実態を考慮し、広域的な交通結節点である JR 三島駅を結ぶ直行便等の運行について検討します。



▲ すそのーる

- バス利用の促進に向けて、交通事業者と協力のうえ、JR 御殿場線との連携強化や低床バスの導入促進、待合施設の充実等に努めるほか、高齢者等の交通弱者を対象とした利用に対する助成制度等の拡充を検討します。
- 公共交通の空白地域を中心に、デマンド型交通等の新たな運行体系の導入について、地域住民・交通事業者とともに検討します。

【道路・交通の基本方針図】





## 4-3. 都市環境の基本方針

### －基本的な考え方－

#### 都市の骨格を形成する 自然環境の保全

本市の骨格をなす富士山・愛鷹山・箱根山の山麓部の豊かな森林・樹林地については、適切に保全するとともに、森林が持つ多面的な機能の維持を図ります。

#### ゆとりとうるおいのある 都市生活を支える 空間の充実

河川等の水辺や、身近な公園の整備、市街地内の緑化推進により、みどりあふれる快適な都市環境を創出します。

#### 資源循環による 環境にやさしい社会の構築

地球温暖化等地球規模の環境問題に取り組むため、生活に身近なところから資源の循環利用を促進し、環境負荷の軽減を図ります。

### (1) 骨格的な自然環境の保全の方針

- 富士山・愛鷹山・箱根山の山麓に広がる森林・樹林地については、本市の骨格を形成する豊かな自然資源として保全するとともに、水源かん養や災害防止、生活環境保全等の重要な機能の維持を図ります。

### (2) 公園・緑地等の整備・保全の方針

#### 1) 都市公園・都市緑地の整備・保全

- 市街化区域において、地域住民が身近に利用できる街区公園や同等規模の公園の整備を推進します。
- 裾野駅西土地区画整理事業地内に配置された駅西公園については、土地区画整理事業の進捗と合わせて、中心市街地における市民等の憩いの場として整備を推進します。
- 都市計画公園の裾野市中央公園や都市緑地の小柄沢緑地等については、河川や地形が生み出す豊かな自然環境を活かした特色ある公園・緑地として、適切な維持管理と活用を図ります。
- 市民のスポーツ・レクリエーションの拠点である裾野市運動公園については、拠点機能を向上するための整備を推進するとともに、周辺の観光施設等と連携した各種イベント等によるスポーツツーリズムへの活用を図ります。また、災害時の防災拠点としての活用に配慮した防災機能を高める整備を図ります。



▲ 小柄沢緑地

## 2) その他の公園・緑地等の整備・保全

- 梅の里や偕楽園、景ヶ島公園等、豊かな自然環境や歴史文化を活かした特色ある公園・緑地、景勝地等については、適切な維持管理と活用を図ります。
- 各地域において、社寺林をはじめ、地域に残された緑地について、まちのうるおいの維持のために保全を図るとともに、地域住民の憩いの場として活用する等、地域住民が身近に利用できる公園の整備を推進します。

## 3) 公園・広場等の維持管理

- 既設の公園、整備される公園・広場については、地域住民が憩いの場や健康づくりの場として利用しやすいよう、市民の協力を得ながら緑化を推進し、地域住民等とともに公園・広場等の維持管理を推進します。また、公園施設の老朽化対策や市民の安全性・利便性の向上を図るバリアフリー化等の再整備を推進します。



▲ 伊豆島田公園

## (3) 水・みどりの確保と活用の方針

### 1) 潤いのある空間の充実

- 市内を流れる河川については、治水安全性の確保を図りながら、水とふれあうことのできる空間づくりに努めます。また、(一) 黄瀬川、(一) 佐野川等の川岸において、遊歩道の整備により、公園・緑地相互を結びつける水とみどりのネットワークの形成を図ります。

### 2) 水資源の確保

- (一) 黄瀬川、(一) 深良川等の河川の豊かな水の流れと地下水のかん養と水質浄化機能を維持するため、富士山・愛鷹山、箱根山の山麓に広がる森林を保全し、森林の保水力の維持を図ります。
- 市民生活に欠くことのできない重要な水の供給については、水質の適正管理と良質な水源の確保により、安全な水の安定的な供給を維持します。また、市民への水循環意識の高揚を図ります。

### 3) 衛生的で快適な都市環境の創出

- 衛生的で快適な都市環境の創出と、公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業を推進します。また、供用開始区域内においては、下水道事業の普及・啓発活動の充実により、公共下水道への接続を促進します。
- 公共下水道の計画処理区域外については、汚水処理対策を適切かつ効率的に進めるため、合併処理浄化槽の普及促進と単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えの促進を図ります。また、浄化槽パトロール等の実施により、浄化槽の適正な維持管理を促進します。
- し尿処理施設である裾野長泉清掃施設組合裾野衛生プラント（中島苑）については、施設の延命化による適切な維持管理を図り、安定的な処理を推進します。

## (4) 持続可能な環境づくりの方針

### 1) 持続可能な環境づくりを実現するための人づくり

- 市民・事業者が身近な環境について「知る・考える」きっかけづくりを行うとともに、環境保全に向けた取り組みについて「行動する・広げる」仕組みをつくります。

### 2) 資源・エネルギーの有効活用

- ごみの減量化に取り組むとともに、資源ごみ（紙類・缶類・金属類）の分別回収の徹底のほか、リユース・リサイクルを推進し、限りある資源の有効活用を図ります。
- 公共施設をはじめ、各家庭や工場・事業所において、積極的な省エネ活動を推進します。また、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入・利用を促進します。



▲ 太陽光発電（裾野市役所）

### 3) 環境負荷の軽減

- 交通渋滞が発生している幹線道路については、交通渋滞を引き起こしている交差点の改良等、ボトルネックの解消に努め、道路交通体系の円滑化によって、通行車両からの二酸化炭素等の排出量の軽減を図ります。
- 先進環境対応車の普及や公共交通機関の利用促進により、自動車利用による二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の軽減を図ります。

### 4) 資源循環型社会の形成を支える施設の整備と維持管理

- 焼却施設の老朽化が進む裾野市清掃センター（美化センター）については、施設の延命化を実施するとともに、新施設の建設を検討します。また、一般廃棄物最終処分場については、施設の増設を図り、一般廃棄物の適正かつ安定的な処理に努めます。

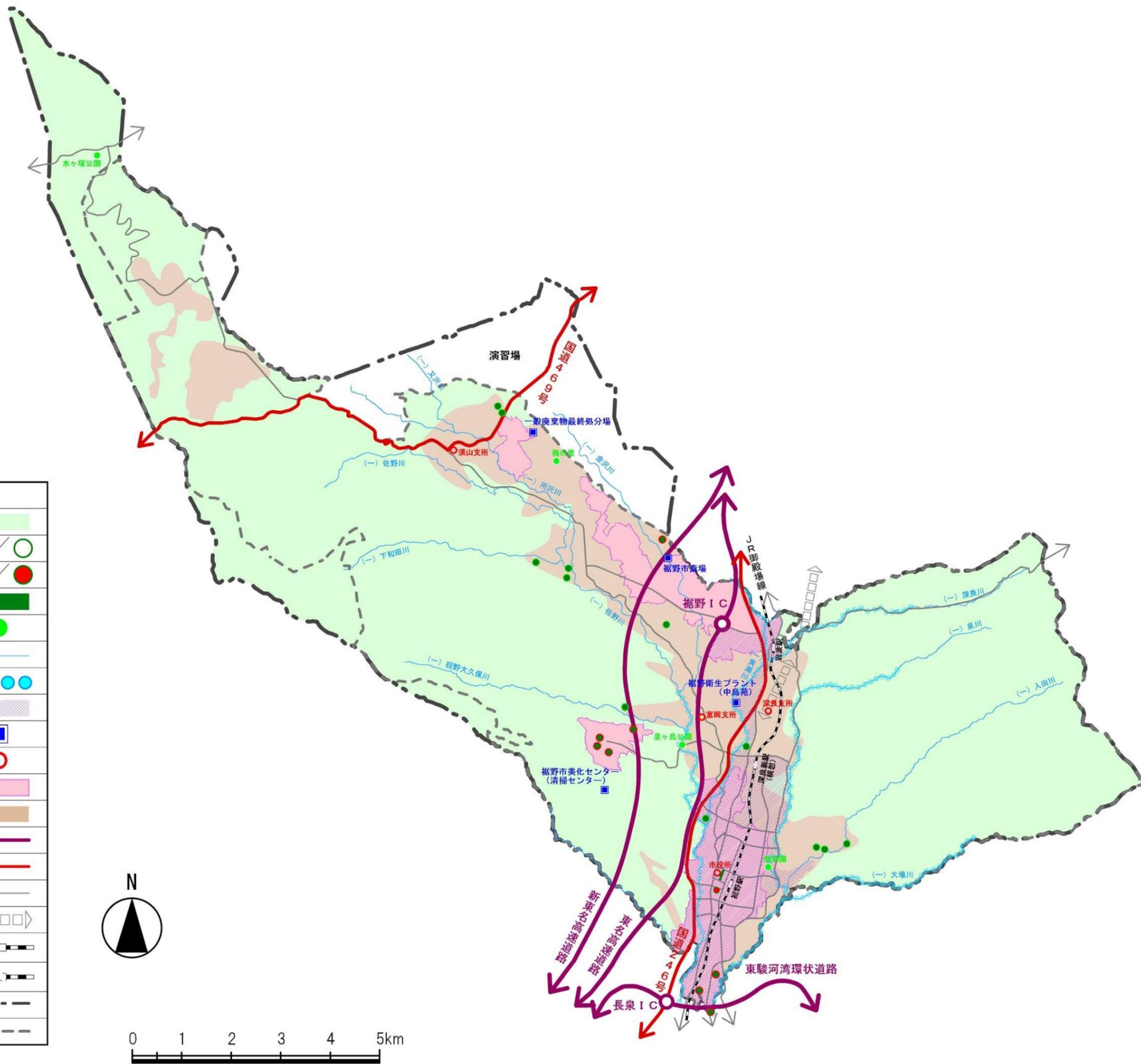
## (5) その他の都市施設の整備方針

- 裾野市斎場については、施設の適正な管理・運営を図るとともに、斎場機能の充実を図るため、新施設の建設及び広域運営等について検討します。



【都市環境の基本方針図】

凡 例	
森林・樹林地の保全	
都市公園（既存/計画）	
都市計画公園（既存/計画）	
都市緑地	
その他の特徴的な公園等	
主な河川	
水辺の軸	
公共下水道計画区域	
環境施設・その他	
市役所・支所	
市街地	
農地・集落地等	
高速道路・自動車専用道路	
国道	
主な幹線道路	
主な幹線道路（構想）	
鉄道・鉄道駅	
鉄道駅（構想）	
行政界	
都市計画区域	





## 4-4. 都市防災の基本方針

### －基本的な考え方－

#### 総合的な防災対策と 減災対策の推進

発生が危惧されている東海地震・南海トラフ巨大地震や神奈川県西部地震、元禄型関東地震、富士山噴火等の大規模災害や、異常気象、地理的・地形的条件からの風水害、山・がけ崩れ等、市民の命と財産を脅かす自然災害に対して、総合的な防災・減災対策を推進します。

#### 地域防災力の向上

防災拠点や避難所等の整備、防災資機材の充実等、防災に対する備えと市民の防災意識の高揚や地域の自主防災力の強化・充実に努めます。

### (1) 災害に強い都市づくりの方針

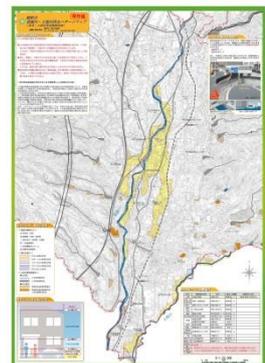
#### 1) 地震・火災に強い都市づくりの方針

- 地震による倒壊防止と避難所としての機能の確保を図るため、公共施設の耐震化を計画的に進めるとともに、防災拠点・避難所としての機能を高めます。
- プロジェクト「TOUKAI-0(トウカイゼロ)」等の耐震補強推進事業の活用により、木造住宅等の耐震診断及び耐震化を促進します。また、転倒や倒壊の恐れのあるブロック塀の撤去・改修を促進します。特に、建物の倒壊や延焼火災の危険性の高い木造住宅の密集地区においては、耐震化・不燃化を促進するとともに、道路や公園・広場等の都市基盤整備を推進し、オープンスペースの確保により延焼の拡大を防止します。
- 軟弱地盤が広く分布する地域や、地盤の液状化が予想される地域においては、地震による被害の可能性を周知するとともに、被害の軽減を図るため、必要な対策を講ずるよう指導する等、対策を促進します。
- 大規模な噴火が発生した場合に、甚大な被害が想定される富士山に係る火山防災対策として、「富士山ハザードマップ」により噴石、火砕流、溶岩流等の影響予測範囲を周知するとともに、火山災害の防止に考慮した公共施設等の安全性の確保、砂防・治山施設の整備、ライフライン施設の安全性確保に努めます。

#### 2) 風水害に強い都市づくりの方針

- 森林の適切な維持管理を推進することにより、森林が有する水源かん養機能や土砂災害防止機能の維持・向上を図ります。
- (一) 黄瀬川及び(一) 大場川の浸水想定区域については、洪水に備えた円滑かつ迅速な避難を確保するため、『黄瀬川・大場川洪水ハザードマップ』で、浸水想定区域や洪水予報等の伝達方法、避難場所その他避難に必要な情報の周知を図るとともに、河川整備を促進します。

黄瀬川・大場川洪水ハザードマップ ▶



- ゲリラ豪雨等の異常気象へ対応し、市街地・集落における洪水への安全性向上を図るため、主要公共施設や集落付近の未改修河川を優先し、生物等の生息環境に配慮しながら、計画的かつ効率的な河川改修を推進します。
- 山・がけ崩れや土石流、急傾斜地崩壊の恐れがある箇所については、防災上必要な措置を講じ、災害の未然防止に努めます。また、ソフト対策として、静岡県による土砂災害（特別）警戒区域の指定により、開発を抑制するとともに、指定区域や土砂災害に関する情報等の伝達方法、避難体制に関する事項等について、「土砂災害ハザードマップ」等により周知を図ります。

## (2) 防災体制の強化・充実の方針

### 1) 防災拠点及び避難地・避難路等の整備

- 災害時に防災拠点となる市役所・各支所については、各種の応急活動に対応できるよう、耐震化と防災資機材の充実を図ります。また、迅速かつ正確な情報受伝達体制の整備を進めます。
- 災害時の広域避難地に指定されている小学校や高等学校等の公共施設については、避難者受入能力を確保するとともに、耐震化と防災資機材の充実を図ります。また、避難困難地区の解消や避難者受入能力の増強等、避難人口の規模に応じた広域避難地の整備を図ります。
- 災害時における迅速な消火活動・救急活動を確保するため、緊急輸送路及び幹線輸送路となる幹線道路の整備とネットワーク化を図ります。また、避難経路における危険箇所の確認を行うとともに、交通障害の防止・軽減、安全確保のため、避難路の整備を進めます。
- 緊急輸送、救助活動において、空路を有効に利用するため、防災ヘリポート及びその付帯施設の整備を図ります。
- 大規模災害時における自衛隊の活動拠点となる裾野市運動公園については、支援活動の受入れに備えた防災機能の強化を図ります。また、北部地域に点在する公共施設における災害時の避難者や支援活動等の受入れのほか、立地する企業との連携による防災体制の強化を進めます。
- 大規模災害に備え、洪水や土砂災害等の危険性を十分に配慮したうえで、応急仮設住宅の建設可能な用地を確保します。



▲ 防災拠点（市役所）

## 2) 地域防災力の向上

- 地域の防災活動や災害応急対策を円滑にするため、広域避難地となる公園・広場等の整備を図ります。また、食料・生活必需品等の物資や防災資機材備蓄のための備蓄倉庫や飲料水・電源確保のための施設・設備、トイレ施設の整備を図ります。
- 災害発生時において、災害応急活動が円滑に行われるよう、自主防災組織の体制を強化するとともに、実践的な防災訓練や、DIG（災害図上訓練）、HUG（避難場運営ゲーム）等を実施することにより、市民一人ひとりの防災の意識・知識を高め、地域の自主防災力の強化・充実を図ります。また、避難行動要支援者の台帳整備を促進し、避難行動要支援者の把握と的確な支援体制の確立に努めます。

## (3) 犯罪の起きにくい都市づくりの方針

- 道路や公園・広場、公共施設の敷地等の公共空間において、街灯や防犯灯の設置・LED化を推進します。また、防犯カメラや通報機能を備えたスーパー防犯灯の導入についても検討します。
- 犯罪の温床となりやすい場所を把握するとともに、障害物の撤去や死角を生じないような植栽の配置の工夫等、防犯に配慮した都市基盤の整備を図ります。
- 地域安全推進委員や防犯協会等と連携した防犯パトロールの実施等、地域コミュニティを主体とした身近な防犯体制の確立により、地域防犯体制の強化を図ります。

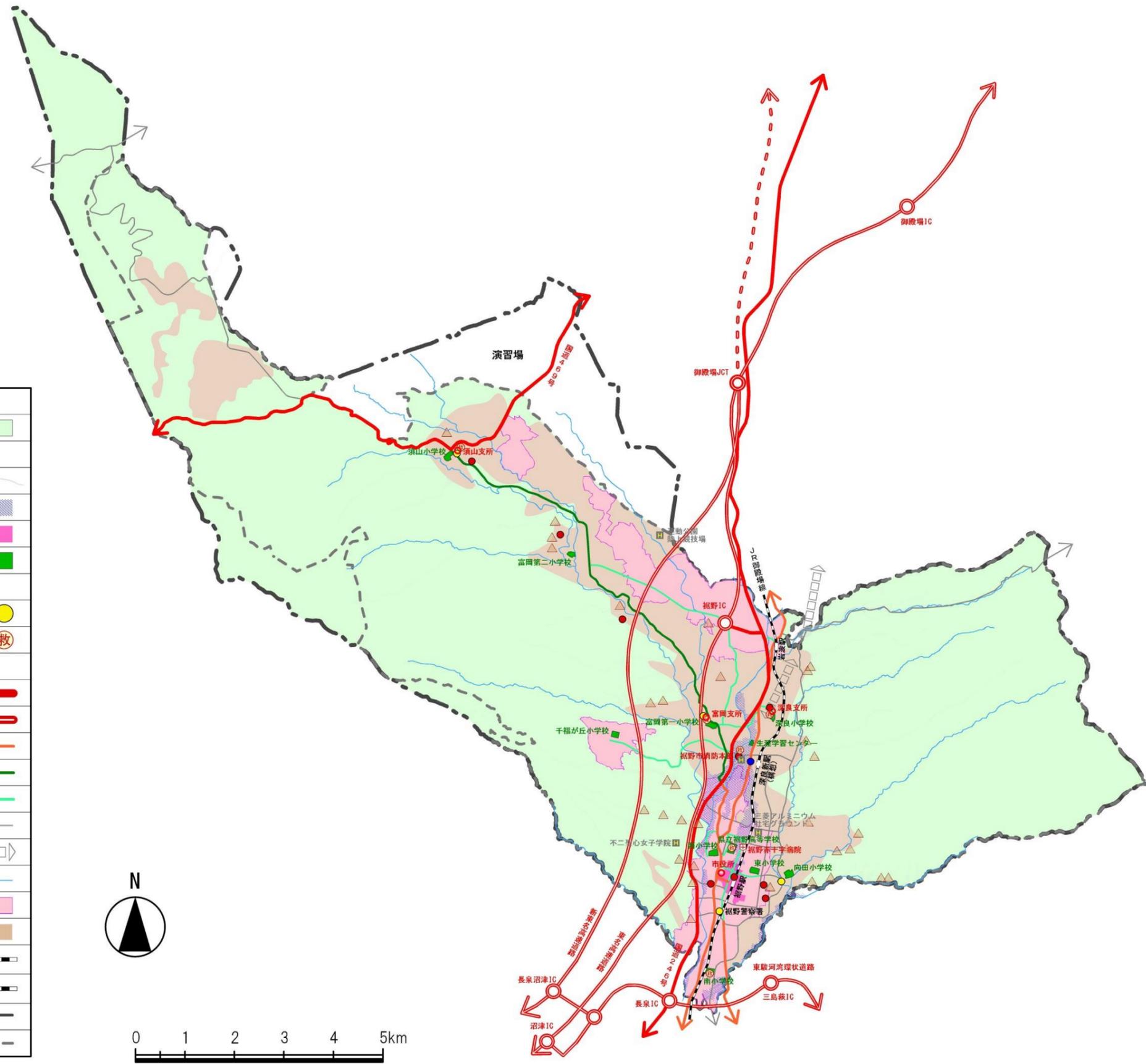


▲ LED 防犯灯



【都市防災の基本方針図】

凡 例	
森林の適切な維持管理	
急傾斜地崩壊危険箇所	
土石流危険渓流	
浸水想定区域	
火災延焼想定区域	
広域避難地	
防災ヘリポート等	
消防署・消防分団／警察署・交番・派出所	
救護病院／救護所	
市役所・支所	
緊急輸送路（県指定一次ルート） [自動車専用道路]	
緊急輸送路（県指定二次ルート）	
緊急輸送路（県指定三次ルート）	
緊急輸送路（市指定ルート）	
主な幹線道路	
主な幹線道路（構想）	
主な河川	
市街地	
農地・集落地等	
鉄道・鉄道駅	
鉄道駅（構想）	
行政界	
都市計画区域	





## 4-5. 都市景観の基本方針

### －基本的な考え方－

#### 街を囲む自然を基礎とした 緑あふれる景観の形成

富士山をはじめ、市域を取り囲む愛鷹山、箱根山の山並みと斜面緑地を骨格とした自然景観を活かした景観づくりを推進します。

また、河川や起伏ある地形、市街地を取り囲むのどかな田園景観等、本市の個性的な景観を保全します。

#### 個性と賑わいのある 都市の顔となる景観の形成

JR 裾野駅と周辺の中心市街地や観光交流施設が集積する地区等、本市の印象に大きな影響を与えるため、個性と賑わいを創出し、本市の「顔」としてふさわしい景観づくりを推進します。

#### 統一感と落ち着きのある まち並み景観の形成

市街地の背景となる山並みや斜面緑地、河川等の自然景観と調和し、住宅地や工業地、集落地等の都市機能や性格に応じた適切なまち並み景観づくりを推進します。

### (1) 富士山等の眺望を活かした景観づくりの方針

#### 1) 富士山眺望を活かした道路景観の向上

- パノラマロードや国道469号、富士山スカイライン等、富士山を見晴らせる道路や雄大な自然景観が眺められる道路については、富士山を背景にする景観をより印象的に見せるため、沿道の建築物等や屋外広告物の規制・誘導、道路構造物や交通安全施設等について必要な修景整備により、周辺の自然環境との調和を図ります。



▲ パノラマロード

#### 2) 眺望景観の保全と環境整備

- 富士山の雄大な景観や愛鷹山、箱根山への眺望景観、また市街地を俯瞰できる眺望景観は、本市を強く印象づけるものであるため、眺望景観を保全します。
- 水ヶ塚公園や裾野市運動公園、梅の里等の富士山を望む眺望点や、裾野市営墓地等の市街地を望む眺望点等については、眺望点の指定と自然環境との調和に配慮した整備を推進します。

### (2) 水とみどりとのどかな田園景観づくりの方針

#### 1) 自然・緑地景観の保全

- 富士山、愛鷹山、箱根山の山並みと市街地周辺に広がる斜面緑地の豊かな緑地景観は、うるおいや安らぎをもたらす本市の自然景観の骨格を形成し、市街地及び集落地の背景となり、美しいスカイラインを形成する自然景観として保全します。

- 溶岩流が河床にみられる等、変化に富んだ美しい景観が見られる（一）黄瀬川、（一）佐野川のほか、歴史的にも重要な河川である（一）深良川の特徴ある河川については、周辺の環境に配慮した整備により、河川景観を保全します。また、その他の河川については、生活に身近な水辺空間として、環境の保全や修景を図り、親しむことのできる河川景観を創出します。



▲（一）黄瀬川

- 大野原のススキ風景は、本市の特徴的かつ個性的な景観として、保全を図ります。

## 2) のどかな農地景観・集落地景観の保全

- 市街地の周辺に広がる農地は、集落地と一体となった本市の特徴的な農地景観を形成していることから、適正に保全するとともに、農地景観と周辺の集落地との調和を図ります。また、近年増加傾向にある遊休農地の解消に努めます。
- 市街地周辺の農地や里山と一体となった集落地は、本市の特徴的な集落地景観を形成していることから、背景となる農地や里山を保全するとともに、緑豊かな屋敷林や長屋門を持つ伝統的な住宅等の維持管理に努め、建築物や工作物、農道、農業用排水路等の施設について、維持保全及び改修により、集落地景観との調和を図ります。

## (3) 裾野市の顔となる景観づくりの方針

### 1) 裾野市の顔となる景観の向上

- 本市の玄関口となる JR 裾野駅前については、玄関口にふさわしいうるおいのある駅前広場を整備するとともに、周辺建築物等の形態、意匠の誘導を図ります。
- 本市の中心市街地である JR 裾野駅周辺の商業地については、賑わいと活気のある商業空間とするため、背景となる愛鷹山や箱根山の緑地景観と調和を図るとともに、地区計画制度や景観法の運用等により、建築物や屋外広告物の形態、意匠を誘導し、まち並みの統一感・連続性のある商業地景観を創出します。
- 新東名高速道路や東名高速道路、国道 246 号等の幹線道路の沿道や東名高速道路裾野 IC 周辺、JR 御殿場線の駅及び沿線については、来訪者に本市を印象づける役割を有しているため、適正な土地利用や屋外広告物の規制・誘導等により、良好なまち並みの形成を図ります。
- 観光・レクリエーション交流ゾーンに点在する富士山資料館や富士山麓のテーマパーク（動物園、遊園地等）、ヘルシーパーク裾野等の観光レクリエーション施設の周辺については、本市の観光・交流の振興上重要であり、来訪者に本市を印象づける役割を有しているため、富士山への眺望や高原の景観を活かした修景を図るとともに、屋外広告物等の誘導に配慮します。
- 多くの市民が集まり、本市や地域のランドマークとなる公共建築物とその周辺については、周辺の自然やまち並み、歴史的背景と調和した形態、意匠に配慮するとともに、敷地内の緑化を推進します。

## 2) 歴史文化的資源の保全・継承

- 文化財・史跡のほか、世界遺産富士山の構成資産である須山浅間神社等の寺社や、世界かんがい施設遺産に登録された深良用水、県内唯一の遺構である御師住宅等の歴史文化的資源については、本市の歴史・文化を現代に伝えるとともに、地域の個性を表す貴重かつ重要な資源として、適切に保全し、後世に継承していきます。また、観光資源としての活用を検討します。

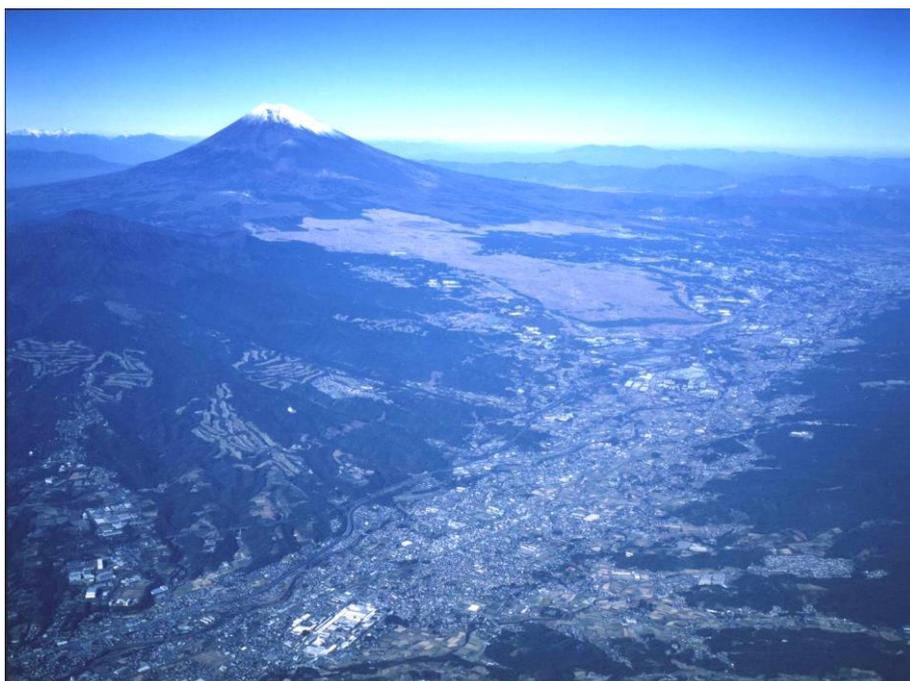
## (4) 市街地のまち並み景観づくりの方針

### 1) 落ち着いたある住宅地景観の向上

- 住宅を主体とした市街地においては、敷地内や周囲の緑化に努めるとともに、建築物、工作物及び屋外広告物の形態、意匠を誘導し、背景となる山並みの緑地景観や周辺のまち並みとの調和を図り、緑あふれる落ち着いた住宅地景観を創出します。
- 千福が丘地区や南部地区（伊豆島田・水窪地区）、裾野駅西地区においては、地区計画の適正な運用により、良好な住宅地景観を創出します。

### 2) 工業地景観の向上

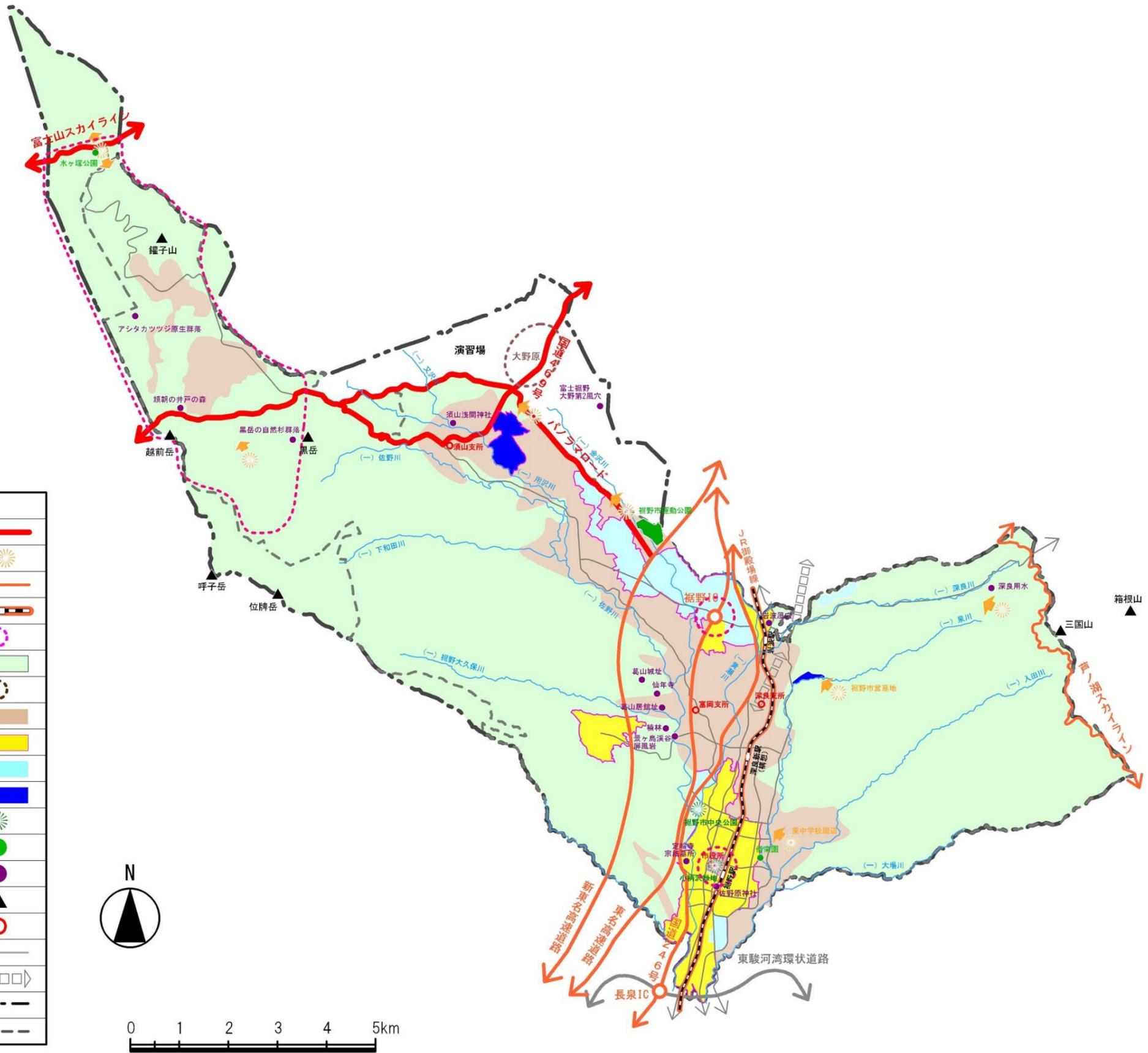
- 丘陵地斜面に立地する新富士裾野・富士裾野工業団地等の工業地については、敷地内の緑化に配慮するとともに、建築物、工作物及び屋外広告物の形態、意匠を誘導し、周辺の自然環境との調和を図り、緑豊かな工業地景観を創出します。
- 新設する工場等においては、周辺の自然環境との調和や富士山や山並みの眺望への配慮等、建築物、工作物及び屋外広告物の位置、規模、形態、意匠の誘導等を推進します。
- その他の大規模工場や研究施設については、建築物、工作物及び屋外広告物の形態、意匠の誘導や敷地内緑化の誘導等により、周辺の景観との調和を図ります。





【都市景観の基本方針図】

凡 例	
富士山眺望を活かした道路景観の向上	
眺望点の指定と眺望景観の保全	
顔となる景観の向上	
山並みや緑地景観の保全	
特徴的な自然景観の保全	
のどかな農地景観・集落地景観の保全	
落ち着いたある住宅地景観の向上	
工業地景観の向上	
(緑豊かな工業地景観の創出)	
景観重要公共施設(公園・緑地)	
主な公園等	
歴史文化資源(文化財・史跡・寺社等)	
山	
市役所・支所	
主な幹線道路	
主な幹線道路(構想)	
行政区	
都市計画区域	





# 第3部 地域別構想

## 目次

<b>1. 地域別構想とは</b>	<b>81</b>
1-1. 地域別構想の目的	81
1-2. 地域区分	81
1-3. 地域別構想の構成	82
<b>2. 地域別まちづくり基本構想</b>	<b>83</b>
2-1. 東地域	83
2-2. 西地域	91
2-3. 富岡地域	99
2-4. 深良地域	107
2-5. 須山地域	115



## 第3部 地域別構想

### 1. 地域別構想とは

#### 1-1. 地域別構想の目的

『地域別構想』は、市全域を対象に今後のまちづくりの指針を示している「全体構想」に対し、地域の特性や地域が抱える課題等に応じて、より具体的かつ詳細なまちづくりの方向性を明らかにするものであり、今後の地域単位のまちづくりの指針となります。

#### 1-2. 地域区分

「地域」という概念はさまざまありますが、現行の裾野市都市計画マスタープランを参考としつつ、地域として一体的にまとまりがあり、住民等がわかりやすい範囲である「中学校区」単位を基本に鉄道等の土地利用上の分断要素を考慮し、「東地域」「西地域」「富岡地域」「深良地域」「須山地域」の5地域で、地域別構想を策定しました。

#### 【地域区分図】



## 1-3. 地域別構想の構成

『地域別構想』は、全体構想で示した将来都市構造や基本方針を踏まえつつ、「市民委員会」で示された意見等をもとに、以下の構成で策定しました。

### 【地域別構想（地域別まちづくり基本構想）の構成】

#### － 地域の将来像 －

『地域の将来像』は、地域の現状やまちづくりの課題、地域別まちづくり基本方針等を総合的に勘案したうえで、地域のまちづくりによって目指すべき姿・目標とする姿として掲げたものです。

#### － 地域の重点目標 －

『地域の重点目標』は、地域のまちづくりを進めていくうえで、特に重要なまちづくりの考えを掲げたものです。設定にあたっては、市民委員会の意見を参考にしています。

#### (1) 地域の概況と課題

『地域の概況と課題』は、地域の概況を示す人口・世帯数の推移等を整理し、市民委員会の意見を参考に、地域が抱えるまちづくりの課題について、整理しています。

#### (2) 地域別まちづくり基本方針

『地域別まちづくり基本方針』は、地域の将来像の実現に向けた地域のまちづくりの考え方を示したものです。

地域のまちづくりにおいては、「協働によるまちづくり」の推進を図ります。推進にあたっては、地域のまちづくりの主体となる地域コミュニティの醸成を図るとともに、活動の支援を推進します。

これらを前提として、地域のまちづくりの考え方を、全体構想の「分野別基本方針」にあわせて、「土地利用と市街地（集落）整備」、「道路・交通」、「都市環境」、「都市防災」、「都市景観」の5つに分類して整理しています。

なお、『地域の重点目標』に関連する方針には、**重点目標**と表記しています。

#### (3) 地域のまちづくり方針図

『地域のまちづくり方針図』は、「地域別まちづくり基本方針」の総括として、図面上に示したものです。

## 2. 地域別まちづくり基本構想

### 2-1. 東地域

#### － 地域の将来像 －

豊かな自然と調和した

誰もが住みたくなる 暮らしやすい地域 “東”

箱根山麓の豊かな自然を有し、住宅地を中心とした既成市街地です。

豊かな自然資源との調和を図るとともに、文化財等も含めた有効活用を図りながら、低・未利用地の有効活用や都市計画道路・生活道路の整備を推進することにより、安全・安心で暮らしやすい、誰もが住みたくなるようなまちづくりを推進します。

#### － 地域の重点目標 －

- 低・未利用地（空き地・空き家・空き店舗・市街化農地等）の有効活用
- 誰でも使いやすい安全・安心な道路整備
- 既存の自然資源・文化財等の有効活用



▲ 佐野原神社



▲ 東地区コミセンまつり

## (1) 東地域の概況と課題

### ①地域の概況

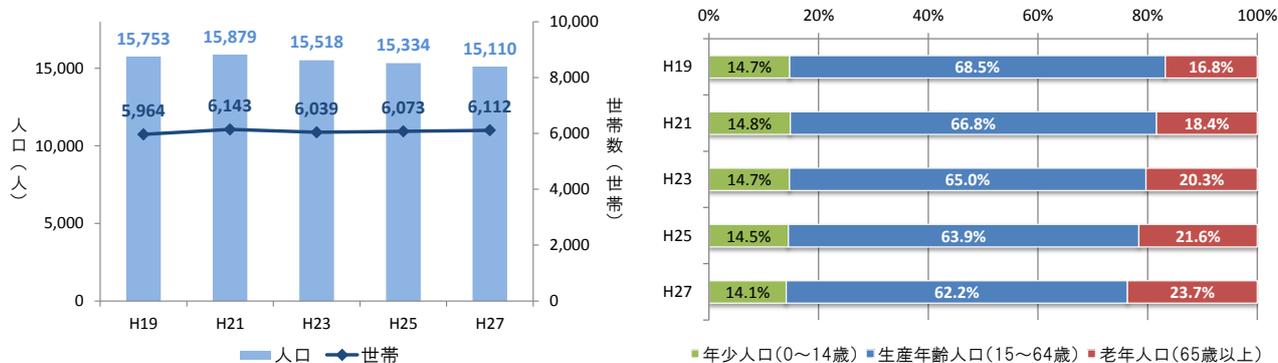
JR 御殿場線の東側から箱根山麓に渡る地域で、JR 裾野駅東側等の低地を中心に市街地が形成され、住居系用途地域が指定されています。また、市街地の縁辺部に集落が形成されており、県営や民間の住宅団地も立地しています。

地域の南部には、大規模工場が立地しており、その周辺に工業系用途地域が指定されています。

面積	2,405 ha	人口	15,110 人	世帯数	6,112 世帯
----	----------	----	----------	-----	----------

(面積は図測 人口・世帯数は平成 27 年 4 月 1 日現在)

【人口・世帯数の推移】(出典：住民基本台帳 各年 4 月 1 日現在)



### ②地域のまちづくりの課題

- JR 裾野駅東側の市街地は、生活道路の整備が不十分なため、住宅が密集しており、都市計画道路の整備推進と整備にあわせた生活道路等の基盤整備等、住環境の改善や防災面の向上が求められています。また、JR 裾野駅西側や駅舎の整備とあわせて、駅東側とその周辺についても整備等の検討が必要です。
- 市街地内には空き地等の低・未利用地がみられ、活用が図られていないため、道路等の必要な都市基盤の整備を推進し、土地利用の促進が求められています。
- 箱根山麓の豊かな森林は、自然資源として、また水源かん養や土砂災害の防止等の重要な機能の維持のほか、市街地の背景となる景観資源等として、適切な管理による保全が求められています。
- 地域の各所にある富士山への眺望点や、偕楽園等については、地域資源として地域のまちづくりへの活用が求められています。

## (2) 地域別まちづくり基本方針（東地域）

### 協働による地域のまちづくりの推進にあたって…

地域のまちづくりにおいては、「協働によるまちづくり」の推進を図ります。  
推進にあたっては、地域のまちづくりの主体となる地域コミュニティの醸成を図るとともに、その活動を支援します。

これらを前提として、地域のまちづくりの基本方針を、以下の5つの分野で整理しました。

#### ①土地利用と市街地（集落）整備の基本方針

##### 市街地内の低・未利用地等の利用促進 **重点目標**

- 市街化区域内の農地や空き地等の低・未利用地については、道路等の必要な都市基盤の整備を行うとともに、積極的な有効活用を促進し、定住促進を図ります。また、地域にみられる空き家・空き店舗等についても、定住促進に向けた有効活用を促進します。
- JR 裾野駅東側の密集市街地については、狭あいな生活道路の解消や都市計画道路の計画的な整備推進とあわせて、地区計画制度等の導入により、居住環境の改善を図ります。

#### ②道路・交通の基本方針

##### 市街地及び集落地における生活道路の整備推進 **重点目標**

- 市街地及び集落地内の生活道路については、交通事故の防止や歩行者の安全性を高めるとともに、日照や通風の確保、防災面、生活環境の向上を図るため、整備を推進します。
- 市街地内の生活道路の整備にあたっては、「道路整備計画」を基に、道路密度の低い箇所への道路の配置や狭あい道路の拡幅の促進等、地域住民との協力・連携のもと、整備を推進します。
- 学校の周辺については、安全な通学路の確保のため、交通安全施設の設置のみならず、グリーンベルトの設置や歩車分離、街灯の設置等のほか、警察と連携して「ゾーン30」等の交通施策の活用を推進します。



▲ ゾーン30  
(南小学校周辺)

##### JR 裾野駅と周辺の整備推進

- 現在進められている裾野駅西土地区画整理事業とあわせて、JR 裾野駅の東西を結ぶ自由通路の設置と駅舎の整備とともに、駅前広場（西口）の整備を推進し、利用者の利便性向上を図ります。また、東口と周辺についても、広場等の整備を検討します。

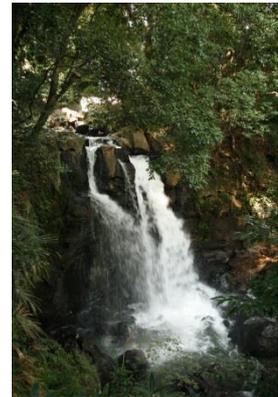
### ③都市環境の基本方針

#### 豊かな山林の保全と活用 **重点目標**

- 箱根山麓に広がる斜面緑地の森林については、水源かん養や災害防止等の重要かつ多面的な機能を維持するため、間伐の実施等、山林の適切な管理により保全を図ります。また、森林の機能や森林整備の必要性等に理解を深めるため、自然体験や環境教育の場として活用を図ります。

#### 公園・広場等の整備と維持管理

- 不動の滝があり、豊かな自然を活かした偕楽園については、適切な維持管理と地域のまちづくりへの活用を図ります。また、柏木屋敷跡等については、地域とともに活用方法を検討し、自然と歴史を活かした整備を図ります。
- 地域に残された広場・緑地等について、地域の憩いの場として活用する等、地域住民が気軽に利用できる身近な公園の整備を推進し、既設の公園・広場とあわせて、市民とともに適切な維持管理を図ります。



▲ 不動の滝

#### 衛生的で快適な生活環境の整備推進

- 衛生的で快適な生活環境の創出と、豊かで美しい河川の水質保全を図るため、公共下水道計画区域における公共下水道事業を推進し、供用開始区域内において、下水道事業の普及・啓発活動の充実により、公共下水道への接続（水洗化）を促進します。

### ④都市防災の基本方針

#### 地域の防災体制の強化

- 災害発生時においても、災害応急活動が円滑に行われるよう、自主防災組織の体制を強化するとともに、実践的な避難訓練や、D I G（災害図上訓練）、H U G（避難場運営ゲーム）等の実施により、市民一人ひとりの防災意識・知識を高め、地域の自主防災力の強化・充実を図ります。
- 住宅地や集落地における緊急車両の進入が不可能な箇所や、消火や救急活動が困難な生活道路については、避難路として幅員の確保等の整備・改良を推進します。

#### 土砂災害対策の推進

- ゲリラ豪雨等の異常気象へ対応し、山林の管理・保全と防災上必要な措置を講じ、山・がけ崩れや土石流、急傾斜地崩壊等の土砂災害の未然防止に努めるとともに、「土砂災害ハザードマップ」等により、指定区域や土砂災害に関する情報等の伝達方法、避難体制に関する事等について、周知を図ります。

## 地域の防犯力の強化

- 地域の防犯力を高めるため、道路や公園・広場、公共施設の敷地等の公共空間において、街灯や防犯灯の設置・LED化を推進するほか、防犯カメラや通報機能を備えたスーパー防犯灯の導入についても検討します。

## ⑤都市景観の基本方針

### 玄関口となる JR 裾野駅周辺の景観の向上

- 本市の玄関口である JR 裾野駅周辺については、玄関口にふさわしい賑わいや活気にあふれ、背景となる愛鷹山や箱根山の緑地景観と調和を図るため、電線類地中化の推進や、建築物・屋外広告物の形態、意匠を誘導し、統一感・連続性のあるまち並みを創出します。

### 眺望景観の保全と環境整備 **重点目標**

- 富士山の雄大な景観や愛鷹山、箱根山への眺望景観、また市街地を俯瞰できる眺望景観は、地域を印象付ける重要な資源として保全するとともに、良好な眺望が得られるスポットを眺望点として整備を推進します。

### 地域の歴史・文化の保全と活用 **重点目標**

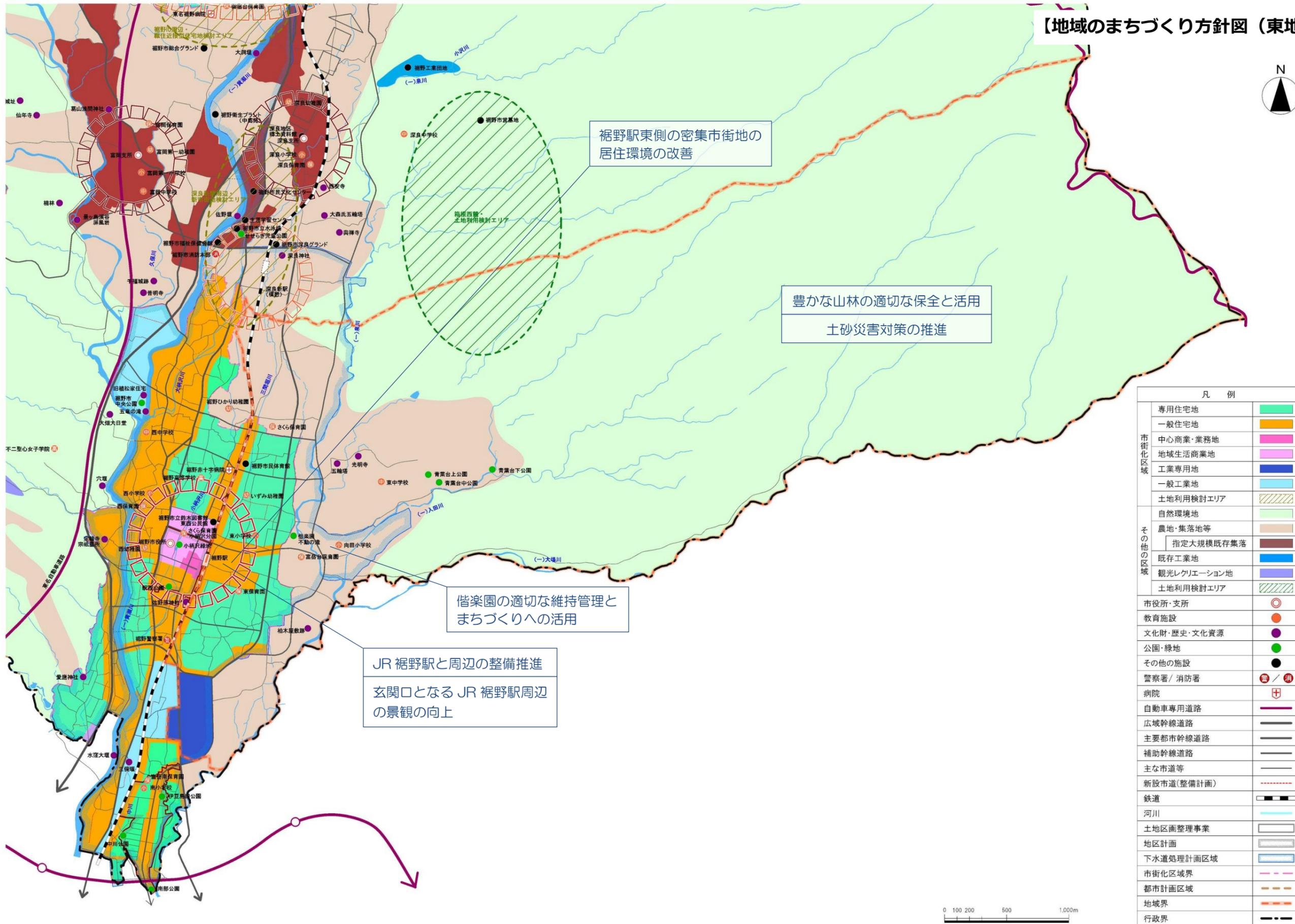
- 地域に存する柏木屋敷跡や不動の滝と周辺の石仏群、中世の五輪塔群、光明寺、佐野原神社等の寺社のほか、祭事等の地域の行事については、地域の個性を表す重要かつ貴重な歴史文化的資源として適切に保全し、地域のまちづくりへの活用を図ります。



▲ 柏木屋敷跡



【地域のまちづくり方針図（東地域）】



裾野駅東側の密集市街地の  
居住環境の改善

豊かな山林の適切な保全と活用  
土砂災害対策の推進

偕楽園の適切な維持管理と  
まちづくりへの活用

JR 裾野駅と周辺の整備推進  
玄関口となる JR 裾野駅周辺  
の景観の向上

凡例		
市街化区域	専用住宅地	
	一般住宅地	
	中心商業・業務地	
	地域生活商業地	
	工業専用地	
	一般工業地	
その他の区域	土地利用検討エリア	
	自然環境地	
	農地・集落地等	
	指定大規模既存集落	
市役所・支所	市役所	
	支所	
	教育施設	
	文化財・歴史・文化資源	
	公園・緑地	
	その他の施設	
	警察署 / 消防署	
	病院	
	自動車専用道路	
	広域幹線道路	
	主要都市幹線道路	
	補助幹線道路	
主な市道等		
新設市道(整備計画)		
鉄道		
河川		
土地区画整理事業		
地区計画		
下水道処理計画区域		
市街化区域界		
都市計画区域		
地域界		
行政界		



## 2-2. 西地域

## - 地域の将来像 -

## 黄瀬川の流れを感じ

## 人が集う 賑わい・ふれあいの地域“西”

愛鷹山麓や地域を縦断する黄瀬川の豊かな自然を有するとともに、JR 裾野駅を中心とした中心市街地と周辺に住宅地が広がる既成市街地です。

まちの背景となる豊かな自然や、黄瀬川の流れが感じられるよう調和を図りながら、裾野駅西土地区画整理事業を推進するとともに、低・未利用地の有効活用や都市計画道路・生活道路の整備を推進することにより、魅力的な中心市街地を形成し、多くの人が集い賑わうまちづくりを推進します。

## - 地域の重点目標 -

- 人が集う 賑わいの街の創出
- 低・未利用地（空き地・空き家・空き店舗・市街化農地等）の有効活用
- 誰でも使いやすい安全・安心な道路整備
- 既存の自然資源・文化財等の有効活用



▲ 五竜の滝 こいのぼり



▲ 西地区コミセンまつり

## (1) 西地域の概況と課題

### ①地域の概況

JR 御殿場線の西側から愛鷹山麓に渡る地域で、地域の中央に黄瀬川が流れており、JR 裾野駅西側等の黄瀬川沿いに広がる低地を中心に市街地が形成されています。本市の玄関口である JR 裾野駅があり、商業地が形成され中心市街地となっており、その周辺は、住宅地が形成されており、住居系用途地域が指定されています。

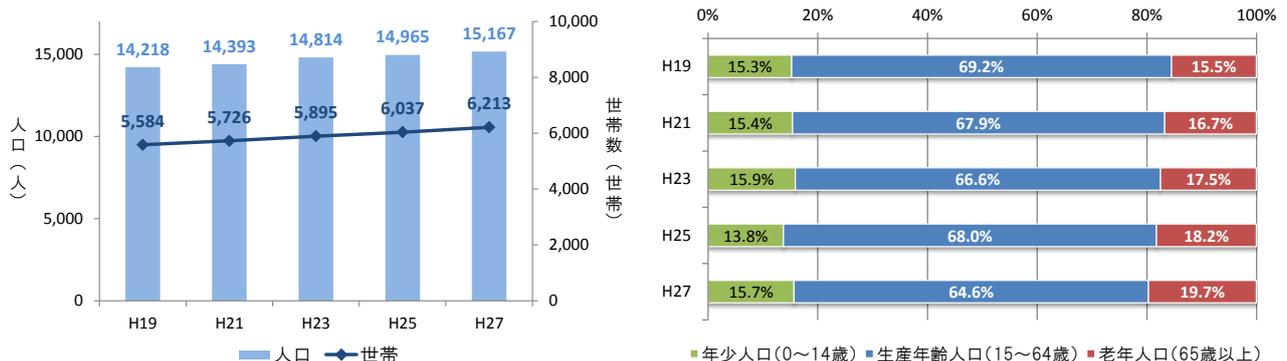
JR 裾野駅西側については、裾野駅西土地区画整理事業が施行中です。

また、地域南部は、伊豆島田・水窪地区の南部土地区画整理事業が完了し、都市計画道路の沿道に商業施設等が立地しており、地域西部は、愛鷹山麓の森林が広がり、ゴルフ場が立地しています。

面積	801 ha	人口	15,167 人	世帯数	6,213 世帯
----	--------	----	----------	-----	----------

(面積は図測 人口・世帯数は平成 27 年 4 月 1 日現在)

【人口・世帯数の推移】(出典：住民基本台帳 各年 4 月 1 日現在)



### ②地域のまちづくりの課題

- 平成 15 年 2 月から施行されている裾野駅西土地区画整理事業の早期完成に向けた事業の推進と、これにあわせた本市の玄関口・中心市街地の賑わいや活気の創出が求められています。
- 市街地内には空き家・空き地等の低・未利用地がみられ、活用が図られていないため、道路等の必要な都市基盤の整備を推進し、土地利用の促進が求められています。
- 愛鷹山麓の豊かな森林は、自然資源として、また水源かん養や土砂災害の防止等の重要な機能の維持のほか、市街地の背景となる景観資源等として、適切な管理による保全が求められています。
- 地域の各所にある富士山への眺望点や、旧植松家住宅や五竜の滝等については、地域資源として地域のまちづくりへの活用が求められています。

## (2) 地域別まちづくり基本方針（西地域）

### 協働による地域のまちづくりの推進にあたって…

地域のまちづくりにおいては、「協働によるまちづくり」の推進を図ります。

推進にあたっては、地域のまちづくりの主体となる地域コミュニティの醸成を図るとともに、その活動を支援します。

これらを前提として、地域のまちづくりの基本方針を、以下の5つの分野で整理しました。

### ①土地利用と市街地（集落）整備の基本方針

#### 賑わいのある中心市街地の形成 **重点目標**

- 裾野駅西土地区画整理事業については、裾野市の玄関口にふさわしい活気ある商業地と快適で利便性の高い住宅地の整備を推進するため、早期完了をめざし、計画的かつ効率的に事業を推進します。
- JR 裾野駅周辺の中心市街地については、土地区画整理事業による質の高い都市基盤整備と地区計画制度の導入を契機として、商業・業務、公的サービス等の多様な都市機能の集積と土地の高度利用を促進するとともに、商店街等の地域住民との協力・連携により、各種イベントの開催等、賑わい・活力のある中心市街地を形成します。

#### 市街地内の低・未利用地等の利用促進 **重点目標**

- 市街化区域内の農地や空き地等の低・未利用地については、道路等の必要な都市基盤の整備を行うとともに、積極的な有効活用を促進し、定住促進を図ります。また、地域にみられる空き家・空き店舗等についても、定住促進に向けた有効活用を促進します。
- 地域内にみられる密集市街地については、狭あいな生活道路の解消や都市計画道路の計画的な整備推進とあわせて、地区計画制度等の適切な運用により、居住環境の改善を図ります。

#### 良好な居住環境の維持・向上

- 土地区画整理事業により市街地整備が行われた南部地区（伊豆島田・水窪地区）については、地区計画制度の適切な運用により、良好な居住環境の維持・向上を図ります。



▲ 南部地区  
（伊豆島田・水窪地区）

### ②道路・交通の基本方針

#### JR 裾野駅と周辺の整備推進

- 現在進められている裾野駅西土地区画整理事業とあわせて、JR 裾野駅の東西を結ぶ自由通路の設置と駅舎の整備を推進するとともに、駅前広場（西口）の整備を推進し、利用者の利便性向上を図ります。また、駅周辺への駐車場の設置により、公共交通への円滑な乗り換えによる公共交通の利用促進や、中心市街地へのアクセス利便性の向上を図ります。

## 市街地及び集落地における生活道路の整備推進 **重点目標**

- 市街地及び集落地内の生活道路については、交通事故の防止や歩行者の安全性を高めるとともに、日照や通風の確保、防災面、生活環境の向上を図るため、整備を推進します。
- 市街地内の生活道路の整備にあたっては、「道路整備計画」を基に、道路密度の低い箇所への道路の配置や狭あい道路の拡幅の促進等、地域住民との協力・連携のもと、整備を推進します。
- 学校の周辺については、安全な通学路の確保のため、交通安全施設の設置のみならず、グリーンベルトの設置や歩車分離、街灯の設置等のほか、警察と連携して「ゾーン 30」等の交通施策の活用を推進します。

### ③都市環境の基本方針

#### 豊かな山林の保全と活用

- 愛鷹山麓に広がる斜面緑地の森林については、水源かん養や災害防止等の重要かつ多面的な機能を維持するため、間伐の実施等、山林の適切な管理により保全を図ります。また、森林の機能や森林整備の必要性等に理解を深めるため、自然体験や環境教育の場として活用を図ります。

#### 黄瀬川等の自然環境の保全と活用 **重点目標**

- 黄瀬川については、周辺の豊かな緑や川とふれあうことができる水辺の空間として、遊歩道の整備を検討します。
- 地域の身近な河川等については、地域住民やボランティア等により、清掃や除草等の河川美化運動を推進し、美しい水辺空間の形成を図ります。
- 五竜の滝をはじめ、国指定重要文化財の旧植松家住宅がある裾野市中央公園については、適切な維持管理と活用を図ります。
- 市役所に隣接し中心市街地にある小柄沢緑地については、小柄沢川の周辺の自然を活かした中心市街地の市民の憩いの場として、今後とも適切な維持管理と活用を図るとともに、裾野駅西土地区画整理事業の進捗にあわせて、整備を推進します。



▲ 裾野市中央公園

#### 公園・広場等の整備と維持管理

- 地域に残された広場・緑地等について、地域の憩いの場として活用する等、地域住民が気軽に利用できる身近な公園の整備を推進し、既設の公園・広場とあわせて、市民とともに適切な維持管理を図ります。

#### 衛生的で快適な生活環境の整備推進

- 衛生的で快適な生活環境の創出と、豊かで美しい河川の水質保全を図るため、公共下水道計画区域における公共下水道事業を推進し、供用開始区域内において、下水道事業の普及・啓発活動の充実により、公共下水道への接続（水洗化）を促進します。

## ④都市防災の基本方針

### 地域の防災体制の強化

- 災害発生時においても、災害応急活動が円滑に行われるよう、自主防災組織の体制を強化するとともに、実践的な避難訓練や、D I G（災害図上訓練）、H U G（避難場運営ゲーム）等の実施により、市民一人ひとりの防災意識・知識を高め、地域の自主防災力の強化・充実を図ります。
- 住宅地や集落地における緊急車両の進入が不可能な箇所や、消火や救急活動が困難な生活道路については、避難路として幅員の確保等の整備・改良を推進します。

### 土砂災害対策の推進

- ゲリラ豪雨等の異常気象へ対応し、山林の管理・保全と防災上必要な措置を講じ、山・がけ崩れや土石流、急傾斜地崩壊等の土砂災害の未然防止に努めるとともに、「土砂災害ハザードマップ」等により、指定区域や土砂災害に関する情報等の伝達方法、避難体制に関する事等について、周知を図ります。

### 地域の防犯力の強化

- 地域の防犯力を高めるため、道路や公園・広場、公共施設の敷地等の公共空間において、街灯や防犯灯の設置・LED化を推進するほか、防犯カメラや通報機能を備えたスーパー防犯灯の導入についても検討します。

## ⑤都市景観の基本方針

### 玄関口となる JR 裾野駅周辺の景観の向上

- 本市の玄関口である JR 裾野駅周辺については、玄関口にふさわしい賑わいや活気にあふれ、背景となる愛鷹山や箱根山の緑地景観と調和を図るため、電線類地中化の推進や、建築物・屋外広告物の形態、意匠を誘導し、統一感・連続性のあるまち並みを創出します。

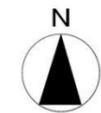
### 眺望景観の保全と環境整備 **重点目標**

- 富士山の雄大な景観や愛鷹山、箱根山への眺望景観、また市街地を俯瞰できる眺望景観は、地域を印象付ける重要な資源として保全するとともに、良好な眺望が得られるスポットを眺望点としての整備を推進します。

### 地域の歴史・文化の保全と活用 **重点目標**

- 国指定重要文化財の旧植松家住宅や五竜の滝、定輪寺にある宗祇の墓所等の文化財については、地域の個性を表す貴重かつ重要な歴史文化的資源として、適切に保全し、観光資源として活用します。
- 地域に存する愛鷹神社、大畑大日堂等の寺社のほか、祭事等の地域の行事については、地域の個性を表す貴重かつ重要な歴史文化的資源として適切に保全し、地域のまちづくりへの活用を図ります。
- 「世界かんがい施設遺産（平成 26 年 9 月かんがい施設遺産登録）」に登録された深良用水を地域ぐるみで守り利用してきたことを示す各堰については、今後も深良用水の関連資産として保全・PRを図ります。



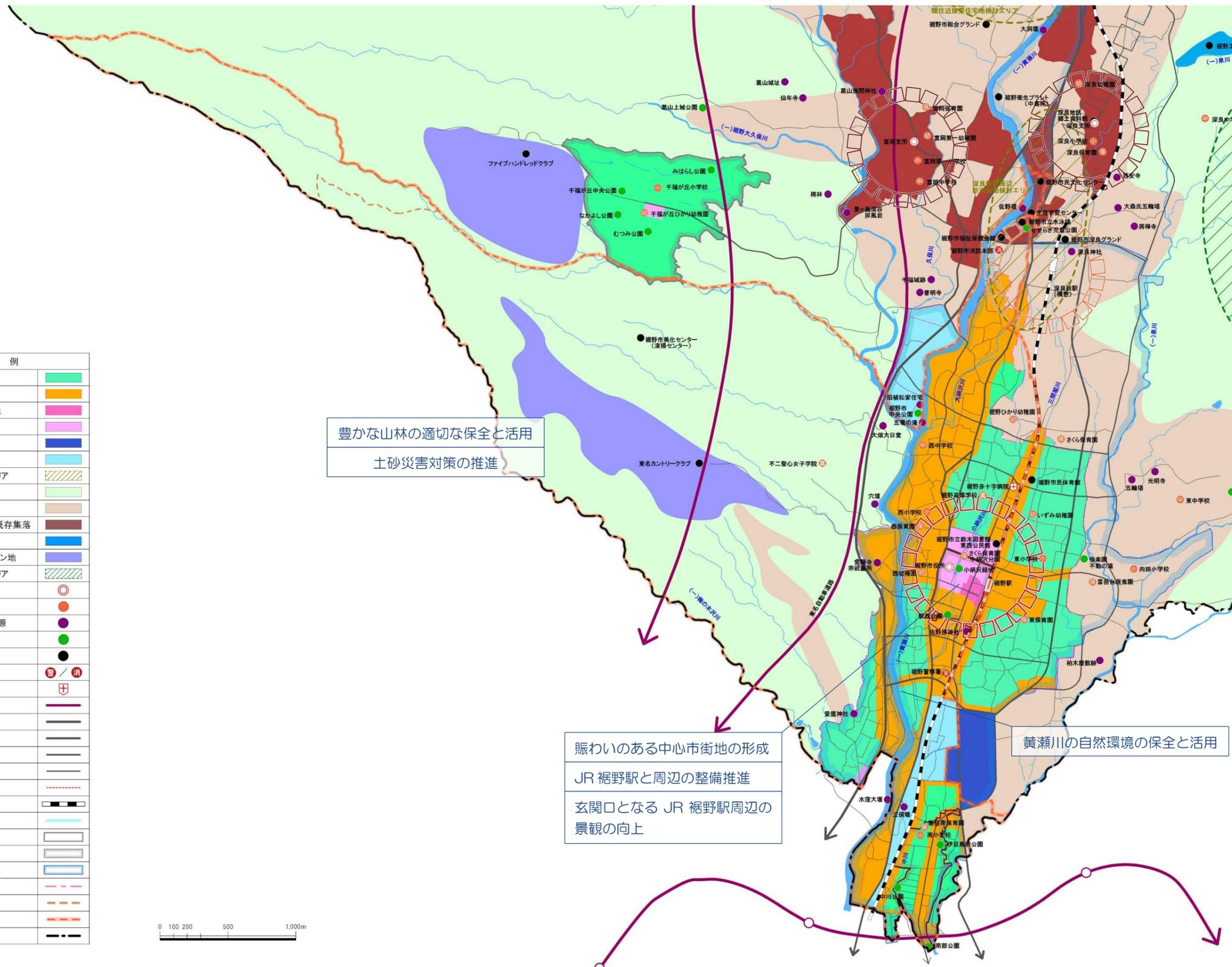
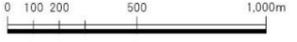


凡 例		
市街化区域	専用住宅地	
	一般住宅地	
	中心商業・業務地	
	地域生活商業地	
	工業専用地	
	一般工業地	
その他の区域	土地利用検討エリア	
	自然環境地	
	農地・集落地等	
	指定大規模既存集落	
その他の施設	既存工業地	
	観光レクリエーション地	
	土地利用検討エリア	
	市役所・支所	
	教育施設	
	文化財・歴史・文化資源	
	公園・緑地	
	その他の施設	
	警察署 / 消防署	
	病院	
	自動車専用道路	
	広域幹線道路	
	主要都市幹線道路	
	補助幹線道路	
	主な市道等	
新設市道(整備計画)		
鉄道		
河川		
土地区画整理事業		
地区計画		
下水道処理計画区域		
市街化区域界		
都市計画区域		
地域界		
行政界		

豊かな山林の適切な保全と活用  
土砂災害対策の推進

賑わいのある中心市街地の形成  
JR 裾野駅と周辺の整備推進  
玄関口となる JR 裾野駅周辺の  
景観の向上

黄瀬川の自然環境の保全と活用





## 2-3. 富岡地域

## - 地域の将来像 -

## 産業の拠点とともに

## 自然が生み出す景勝地と豊かな史跡にふれあう地域 “富岡”

裾野 IC 周辺の多くの工場が立地する産業拠点である工業地や、愛鷹山麓の山林や佐野川の自然やこれらが生み出す景勝地のほか、葛山城址等の史跡を有する地域です。

幹線道路の整備促進による地域間の連携を強化するとともに、産業の拠点との調和を図りながら、多くの景勝地・史跡を活かし、地域の活力を生み出すまちづくりを推進します。

## - 地域の重点目標 -

- 幹線道路・県道富士裾野線の整備促進
- 地域活力の維持・向上と遊休農地等の有効活用
- 景勝地等を活かした緑あふれるまちづくり



▲ 葛山城址



▲ 景ヶ島溪谷



▲ 富岡さくらまつり

## (1) 富岡地域の概況と課題

### ①地域の概況

愛鷹山麓の東側の裾野に広がる地域で、東名高速道路裾野 IC 周辺から（都）御宿下和田線沿いに、工場等が立地しており、工業系用途の市街地となっています。

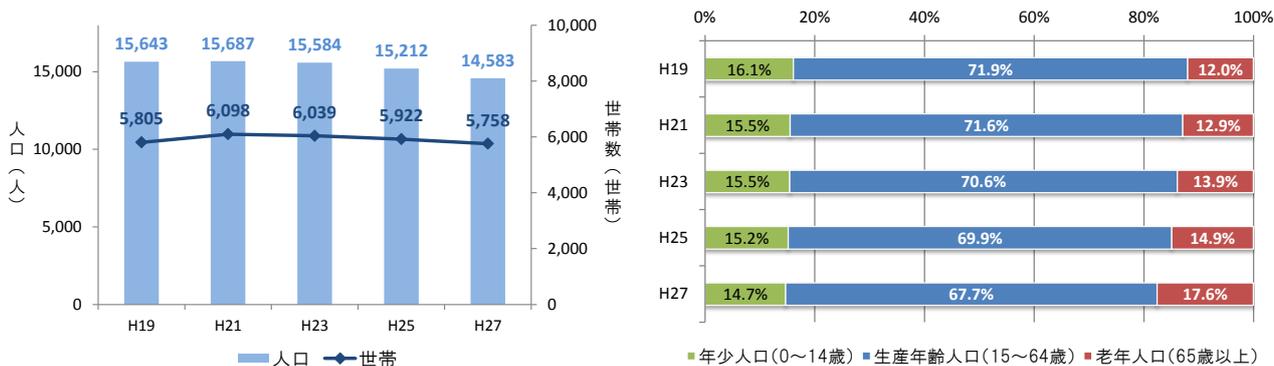
愛鷹山の谷すじに下和田集落、今里集落、葛山集落が形成され、愛鷹山の中腹には千福が丘、下和田には呼子ニュータウンが整備されており、ゴルフ場も立地しています。また、景ヶ島や屏風岩などの自然が生み出した景勝地のほか、葛山城址などの史跡・文化財が点在しています。

地域の北側には、東富士演習場があります。

面積	3,937 ha	人口	14,583 人	世帯数	5,758 世帯
----	----------	----	----------	-----	----------

(面積は図測 人口・世帯数は平成 27 年 4 月 1 日現在)

#### 【人口・世帯数の推移】(出典：住民基本台帳 各年 4 月 1 日現在)



### ②地域のまちづくりの課題

- 産業構造の変化などによる既存企業の流出を防ぐとともに、地域や本市の活力を創出する既存の工業地の維持・発展のため、工業系土地利用の維持と企業誘致の推進が求められています。
- 人口減少と高齢化の進展による地域活力の低下が懸念されています。既存集落の活力維持のため、周辺の自然環境や営農環境と調和した良好な居住環境の維持や定住化の促進が求められています。
- 愛鷹山麓の豊かな森林は、自然資源として、また水源かん養や土砂災害の防止等の重要な機能の維持のほか、市街地の背景となる景観資源等として、適切な管理による保全が求められています。
- 佐野川等の豊かな自然環境や自然が生み出す景勝地、葛山城址等の史跡等を活かしたまちづくりが求められています。

## (2) 地域別まちづくり基本方針（富岡地域）

### 協働による地域のまちづくりの推進にあたって…

地域のまちづくりにおいては、「協働によるまちづくり」の推進を図ります。  
 推進にあたっては、地域のまちづくりの主体となる地域コミュニティの醸成を図るとともに、その活動を支援します。  
 これらを前提として、地域のまちづくりの基本方針を、以下の5つの分野で整理しました。

### ①土地利用と市街地（集落）整備の基本方針

#### 既存産業の維持・発展 **重点目標**

- 裾野 IC 周辺～北西部一帯の工業地は、地域及び本市の活力を創出する産業の拠点として、今後とも工業地として土地利用を誘導し、企業誘致を推進します。
- 裾野 IC 周辺の工業地周辺においては、既存工業地との職住近接に配慮した住宅地の創出と良好な市街地環境の形成を図るため、市街化区域への編入も視野に入れ、計画的かつ適切な都市基盤整備を推進します。

#### 良好な居住環境の保全による地域活力の維持・向上 **重点目標**

- 民間開発により整備された千福が丘地区については、地区計画制度の適切な運用により、良好な居住環境の維持・向上を図ります。
- 「指定大規模既存集落」となっている富岡支所周辺の集落地では、周辺の自然環境や営農環境と調和した良好な居住環境の保全により、定住化の促進や地域コミュニティ、地域活力の維持・向上を図ります。



▲ 千福が丘地区

#### 優良農地の保全

- 既存集落周辺に広がる優良農地は、農業生産の場として維持・保全するため、利用集積等の効率的な土地利用を推進します。また、遊休農地については、農地利用の促進を前提として、解消に努めます。

### ②道路・交通の基本方針

#### 主要都市幹線道路の県道富士裾野線の整備促進 **重点目標**

- 県道富士裾野線は、広域幹線道路の国道 246 号と 469 号間を連絡するとともに、本地域と中心市街地を結ぶ主要都市幹線道路として、道路環境の整備を促進します。

#### 集落地における生活道路の整備推進

- 集落地内の生活道路については、交通事故の防止や歩行者の安全性を高めるとともに、日照や通風の確保、防災面、生活環境の向上を図るため、整備を推進します。

- 学校の周辺については、安全な通学路の確保のため、交通安全施設の設置のみならず、グリーンベルトの設置や歩車分離、街灯の設置等のほか、警察と連携して「ゾーン 30」等の交通施策の活用を推進します。

### ③都市環境の基本方針

#### 豊かな山林の保全と活用

- 愛鷹山麓に広がる斜面緑地の森林については、水源かん養や災害防止等の重要かつ多面的な機能を維持するため、間伐の実施等、山林の適切な管理により保全を図ります。また、自然体験や環境教育の場として活用を図ります。

#### 佐野川の保全と活用 **重点目標**

- 溶岩の浸食等景ヶ島溪谷に代表される変化に富んだ景観がみられる佐野川については、適切に保全するとともに、周辺の豊かな緑や川とふれあうことができる水辺の空間として、水とみどりのネットワークの形成を図ります。
- 地域の身近な河川等については、地域住民やボランティア等により、清掃や除草等の河川美化活動を推進し、美しい水辺空間の形成を図ります。

### ④都市防災の基本方針

#### 地域の防災体制の強化

- 裾野市運動公園における大規模災害時の支援受入に備えた防災機能の強化と、立地する企業との防災協定の締結による連携体制の強化により、防災体制の強化を図ります。また、富岡第二小学校についても、広域避難地として防災施設や防災資器材の充実により、防災機能の強化を図ります。
- 災害発生時においても、災害応急活動が円滑に行われるよう、自主防災組織の体制を強化するとともに、実践的な避難訓練や、DIG（災害図上訓練）、HUG（避難場運営ゲーム）等の実施により、市民一人ひとりの防災意識・知識を高め、地域の自主防災力の強化・充実を図ります。

#### 土砂災害対策の推進

- ゲリラ豪雨等の異常気象へ対応し、山林の管理・保全と防災上必要な措置を講じ、山・がけ崩れや土石流、急傾斜地崩壊等の土砂災害の未然防止に努めるとともに、「土砂災害ハザードマップ」等により、指定区域や土砂災害に関する情報等の伝達方法、避難体制に関する事等について、周知を図ります。

#### 地域の防犯力の強化

- 地域の防犯力を高めるため、道路や公園・広場、公共施設の敷地等の公共空間において、街灯や防犯灯の設置・LED化を推進するほか、防犯カメラや通報機能を備えたスーパー防犯灯の導入についても検討します。

## ⑤都市景観の基本方針

地域の歴史・文化の保全と活用 **重点目標**

- 佐野川の景勝地である屏風岩に代表される景ヶ島溪谷や葛山城址等の文化財については、地域の個性を表す貴重かつ重要な歴史文化的資源として、適切に保全するとともに、観光資源として活用します。
- 地域に存する仙年寺や普明寺、葛山浅間神社等の寺社、千福城址や今里岩舟地藏、道祖神等のほか、祭事等の地域の行事については、地域の個性を表す貴重かつ重要な歴史文化的資源として適切に保全し、地域のまちづくりへの活用を図ります。

眺望景観の保全と環境整備 **重点目標**

- 富士山の雄大な景観や愛鷹山、箱根山への眺望景観、また市街地を俯瞰できる眺望景観は、地域を印象付ける重要な資源として保全するとともに、良好な眺望が得られるスポットを眺望点としての整備を推進します。

富士山眺望を活かした道路景観の向上 **重点目標**

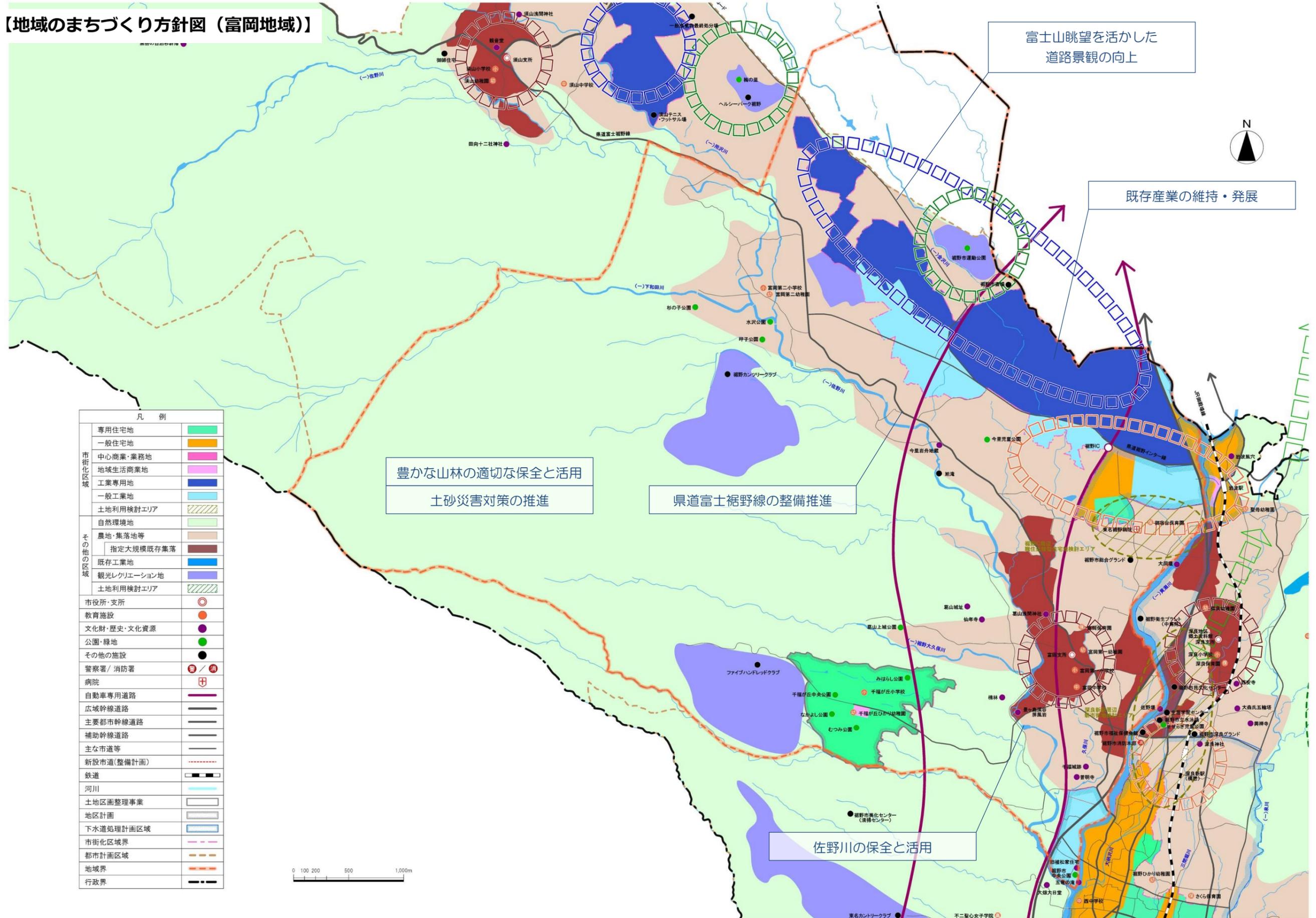
- 富士山が見晴らせ、雄大な自然景観が得られるパノラマロードについては、富士山を背景とする景観をより印象的に見せるため、沿道の建築物や屋外広告物の規制・誘導、道路構造物や交通安全施設等の修景整備により、周辺の自然景観との調和を図ります。



▲ 景ヶ島溪谷（屏風岩）



【地域のまちづくり方針図（富岡地域）】



凡 例	
専用住宅地	
一般住宅地	
中心商業・業務地	
地域生活商業地	
工業専用地	
一般工業地	
土地利用検討エリア	
自然環境地	
農地・集落地等	
指定大規模既存集落	
既存工業地	
観光レクリエーション地	
土地利用検討エリア	
市役所・支所	
教育施設	
文化財・歴史・文化資源	
公園・緑地	
その他の施設	
警察署/消防署	
病院	
自動車専用道路	
広域幹線道路	
主要都市幹線道路	
補助幹線道路	
主な市道等	
新設市道(整備計画)	
鉄道	
河川	
土地区画整理事業	
地区計画	
下水道処理計画区域	
市街化区域界	
都市計画区域	
地域界	
行政界	



## 2-4. 深良地域

### － 地域の将来像 －

深良用水の歴史と清流の恵みを活かし

発展する地域 “深良”

箱根山麓に属し、本市の歴史上重要な史跡である「深良用水」と深良川等の清流を有するとともに、JR 岩波駅と住居系を主とする市街地を有する地域です。

幹線道路の整備促進による地域間の連携を強化するとともに、世界かんがい施設遺産となった「深良用水」の保全とまちづくりへの活用を図り、交流を促進し、地域の活力を生み出すまちづくりを推進します。

### － 地域の重点目標 －

- 世界かんがい施設遺産「深良用水」の保全と活用
- 地域のコミュニティと活力の維持・向上
- 幹線道路の整備による地域間の連携強化と交流の促進



▲ 深良用水穴口



▲ 深良用水まつり・お田植えはじめ

## (1) 深良地域の概況と課題

### ①地域の概況

箱根山麓に属し、多くを山地が占めており、黄瀬川の東側に広がる平坦地には、水田が広がり集落が形成され、生涯学習センターや裾野市福祉保健会館、裾野市民文化センター等の公共施設が立地・集積しています。

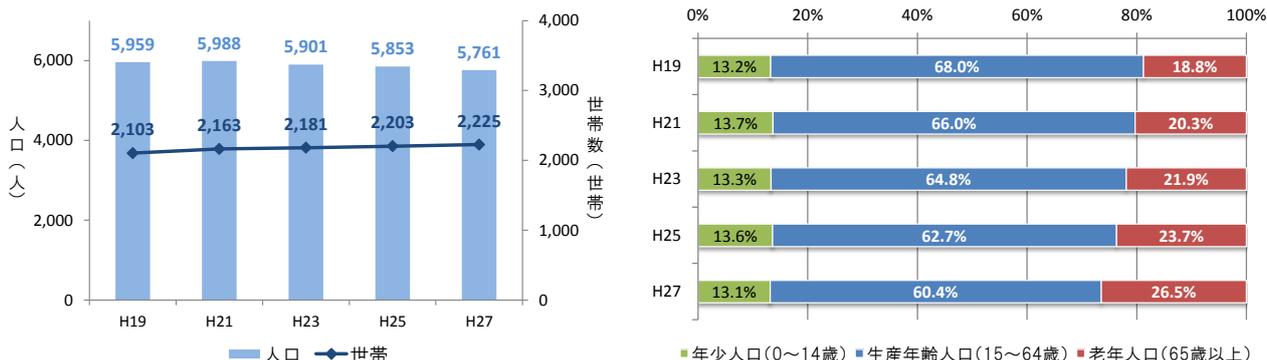
JR 岩波駅周辺においては、住居系と一部商業系用途が指定された市街地となっているほかは、ほとんどが市街化調整区域となっています。また、平坦地に近い山裾には、裾野工業団地等の工業地が立地しているほか、裾野市営墓地が整備されています。

さらに、本市の歴史上重要な深良用水があり、「世界かんがい施設遺産（平成 26 年 9 月かんがい施設遺産登録）」に登録されています。

面積	1,975 ha	人口	5,761 人	世帯数	2,225 世帯
----	----------	----	---------	-----	----------

(面積は図測 人口・世帯数は平成 27 年 4 月 1 日現在)

【人口・世帯数の推移】(出典：住民基本台帳 各年 4 月 1 日現在)



### ②地域のまちづくりの課題

- JR 岩波駅周辺については、駅利用者の安全性や利便性の確保のため、道路等の必要な基盤整備が必要です。また、近隣商業地・地域生活の拠点となっており、都市機能等の維持・充実が求められています。
- 生涯学習センターや裾野市福祉保健会館、裾野市民文化センター等の公共施設が集積する区域については、新たな拠点づくりに向けた検討が必要です。
- 人口減少と高齢化の進展による地域活力の低下が懸念されています。既存集落の活力維持のため、周辺の自然環境や営農環境と調和した良好な居住環境の維持や定住化の促進が求められています。
- 世界かんがい施設遺産となった「深良用水」を活かしたまちづくりが求められています。

## (2) 地域別まちづくり基本方針（深良地域）

### 協働による地域のまちづくりの推進にあたって…

地域のまちづくりにおいては、「協働によるまちづくり」の推進を図ります。  
 推進にあたっては、地域のまちづくりの主体となる地域コミュニティの醸成を図るとともに、その活動を支援します。  
 これらを前提として、地域のまちづくりの基本方針を、以下の5つの分野で整理しました。

### ①土地利用と市街地（集落）整備の基本方針

#### 良好な居住環境の保全による地域活力の維持・向上 **重点目標**

- 「指定大規模既存集落」となっている深良支所周辺の集落地では、周辺の自然環境や営農環境と調和した良好な居住環境の保全により、定住化の促進や地域コミュニティ、地域活力の維持・向上を図ります。
- 地域生活拠点である JR 岩波駅周辺については、道路等の必要な都市基盤の整備を推進するとともに、地域の日常を支える近隣商業地として、維持を図ります。

#### 深良新駅（構想）と計画的市街地の形成 **重点目標**

- 深良新駅（構想）周辺については、生涯学習センターや裾野市福祉保健会館、裾野市民文化センター等の公共施設が集積し、交通便利性の高い新たな地域生活拠点として、鉄道駅の設置とあわせた新規住宅地の創出と良好な市街地環境の形成を図るため、市街化区域への編入及び土地区画整理事業等の計画的な都市基盤整備を検討します。

#### 優良農地の保全

- 既存集落周辺に広がる優良農地は、農業生産の場として維持・保全するため、利用集積等の効率的な土地利用を推進します。また、遊休農地については、農地利用の促進を前提として、解消に努めます。

### ②道路・交通の基本方針

#### 都市幹線道路の県道仙石原新田線等の整備促進 **重点目標**

- 本地域と箱根方面を連絡する県道仙石原新田線や、南部市街地を結ぶ広域農道（市道 1-4 号線）の道路環境の整備を促進します。
- 北部市街地の国道 246 号の交通集中による渋滞対策の一つとして、国道 246 号と並行する広域農道（市道 1-4 号線）の北への延伸による（仮）神山深良線の整備を推進します。

#### 深良新駅（構想）の設置促進 **重点目標**

- 生涯学習センターや裾野市福祉保健会館、裾野市民文化センター等の公共施設へのアクセス性向上による地域生活拠点の機能充実と利便性向上のため、深良新駅（構想）の設置を促進します。また、新駅周辺の（都）平松深良線等の道路整備により、地域間の連絡・連携強化を図ります。

### JR 岩波駅の交通結節機能の強化

- JR 岩波駅利用者の利便性向上を図るため、駅周辺において転回広場とあわせた道路等の必要な都市基盤の整備、安全対策等を推進します。また、駅施設についてバリアフリー化に努めます。



▲ JR 岩波駅

### 集落地における生活道路の整備推進

- 集落地内の生活道路については、交通事故の防止や歩行者の安全性を高めるとともに、日照や通風の確保、防災面、生活環境の向上を図るため、整備を推進します。
- 学校の周辺については、安全な通学路の確保のため、交通安全施設の設置のみならず、グリーンベルトの設置や歩車分離、街灯の設置等のほか、警察と連携して「ゾーン 30」等の交通施策の活用を推進します。

## ③ 都市環境の基本方針

### 豊かな山林の保全と活用

- 箱根山麓に広がる斜面緑地の森林については、水源かん養や災害防止等の重要かつ多面的な機能を維持するため、間伐の実施等、山林の適切な管理により保全を図ります。また、自然体験や環境教育の場として活用を図ります。

### 黄瀬川等の保全と活用

- 溶岩流が河床にみられ、変化に富んだ景観がみられる黄瀬川については、適切に保全するとともに、周辺の豊かな緑や川とふれあうことができる水辺の空間として、遊歩道の整備により水とみどりのネットワークの形成を図ります。

## ④ 都市防災の基本方針

### 地域の防災体制の強化

- 災害発生時においても、災害応急活動が円滑に行われるよう、自主防災組織の体制を強化するとともに、実践的な避難訓練や、D I G（災害図上訓練）、H U G（避難場運営ゲーム）等の実施により、市民一人ひとりの防災意識・知識を高め、行政との連携を強化し地域の自主防災力の強化・充実を図ります。

### 土砂災害対策の推進

- ゲリラ豪雨等の異常気象へ対応し、山林の管理・保全と防災上必要な措置を講じ、山・がけ崩れや土石流、急傾斜地崩壊等の土砂災害の未然防止に努めるとともに、「土砂災害ハザードマップ」等により、指定区域や土砂災害に関する情報等の伝達方法、避難体制に関すること等について、周知を図ります。

### 地域の防犯力の強化

- 地域の防犯力を高めるため、道路や公園・広場、公共施設の敷地等の公共空間において、街灯や防犯灯の設置・LED 化を推進するほか、防犯カメラや通報機能を備えたスーパー防犯灯の導入についても検討します。

## ⑤都市景観の基本方針

### 世界かんがい施設遺産「深良用水」の保全と活用 **重点目標**

- 「世界かんがい施設遺産（平成26年9月かんがい施設遺産登録）」に登録された深良用水については、歴史的・技術的・社会的に貴重な価値のある歴史文化的資源であり、地域の個性を表す景観資源として、適切に保全するとともに、広く内外に情報発信し、観光資源としての活用を検討します。
- 深良用水の偉業を現代に伝える深良地区郷土資料館の機能充実を図るほか、深良川等に見られる各堰については、深良用水を地域ぐるみで守り利用してきたことを示す関連遺産として保全・PRを図ります。

### 地域の歴史・文化の保全と活用

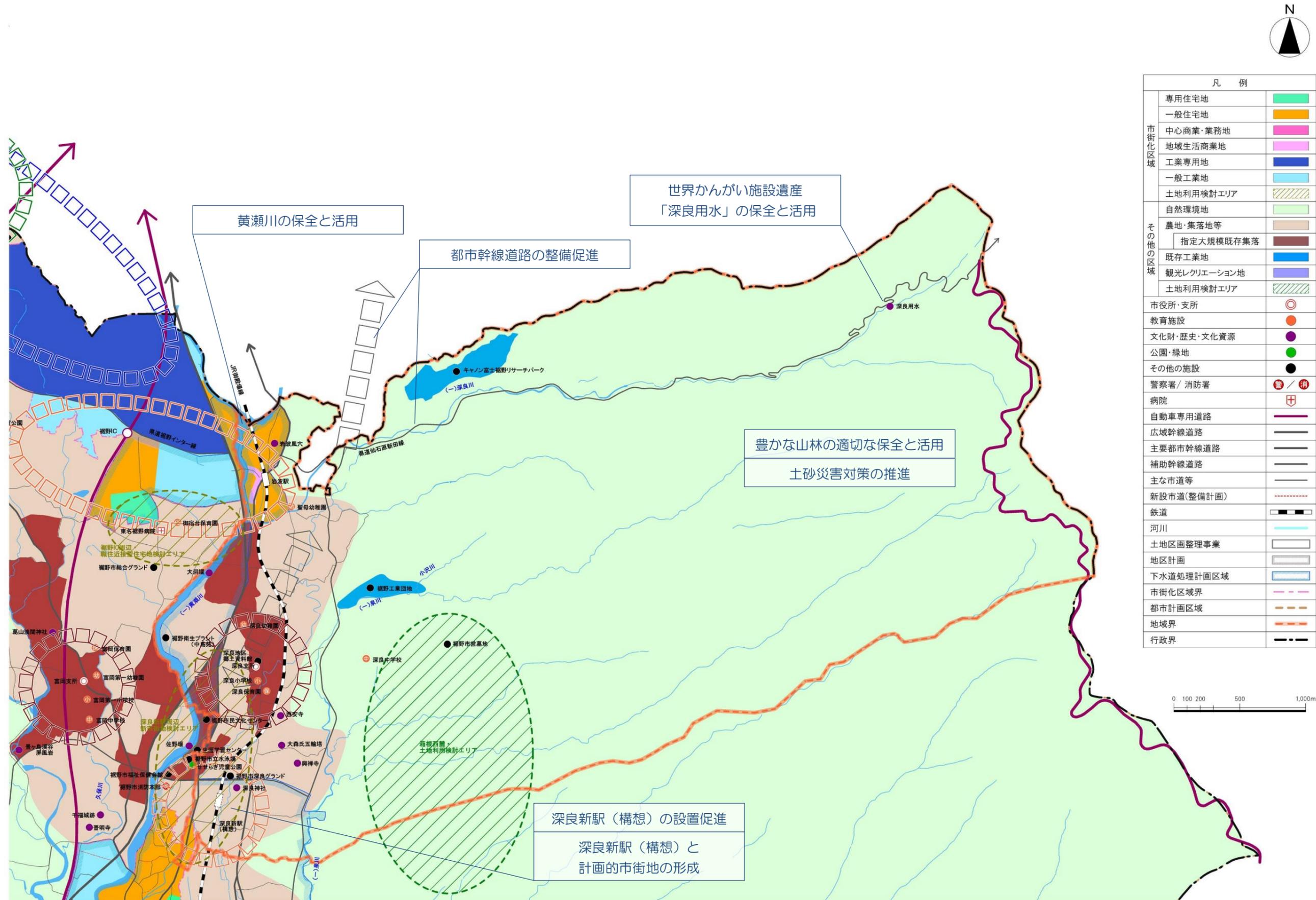
- 市指定天然記念物である岩波風穴のほか、地域に存する興禅寺や西安寺、深良神社等の寺社、大森氏五輪塔、唯念名号碑、巡礼供養塔等や祭事等の地域の行事については、地域の個性を表す貴重かつ重要な歴史文化的資源として、適切に保全するとともに、観光資源として地域のまちづくりへの活用を図ります。



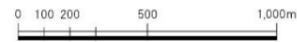
▲ 岩波風穴



【地域のまちづくり方針図（深良地域）】



凡 例		
市街化区域	専用住宅地	[Green Box]
	一般住宅地	[Yellow Box]
	中心商業・業務地	[Pink Box]
	地域生活商業地	[Light Pink Box]
	工業専用地	[Blue Box]
	一般工業地	[Light Blue Box]
	土地利用検討エリア	[Hatched Box]
その他の区域	自然環境地	[Light Green Box]
	農地・集落地等	[Brown Box]
	指定大規模既存集落	[Dark Brown Box]
	既存工業地	[Dark Blue Box]
	観光レクリエーション地	[Purple Box]
	土地利用検討エリア	[Hatched Box]
市役所・支所	[Red Circle]	
教育施設	[Orange Circle]	
文化財・歴史・文化資源	[Purple Circle]	
公園・緑地	[Green Circle]	
その他の施設	[Black Circle]	
警察署 / 消防署	[Red/White Square]	
病院	[Red/White Square]	
自動車専用道路	[Red Line]	
広域幹線道路	[Black Line]	
主要都市幹線道路	[Thick Black Line]	
補助幹線道路	[Thin Black Line]	
主な市道等	[Dashed Black Line]	
新設市道(整備計画)	[Dotted Black Line]	
鉄道	[Black/White Line]	
河川	[Blue Line]	
土地区画整理事業	[Grey Box]	
地区計画	[Light Grey Box]	
下水道処理計画区域	[Blue Box]	
市街化区域界	[Dashed Pink Line]	
都市計画区域	[Dashed Orange Line]	
地域界	[Dashed Green Line]	
行政界	[Dashed Black Line]	





## 2-5. 須山地域

## - 地域の将来像 -

世界遺産「富士山」に抱かれた  
観光交流の高原地域 “須山”

富士山麓に属し、須山支所を中心とした在来集落とともに、高原別荘地や観光施設等が立地する地域です。世界遺産「富士山」とその構成資産である須山浅間神社等の保全とまちづくりへの活用を図るとともに、観光施設が立地する地域として、幹線道路の整備促進による地域間の連携を強化し、交流を促進することにより、地域の活力を生み出すまちづくりを推進します。

## - 地域の重点目標 -

- 世界遺産「富士山」の保全と活用
- 地域のコミュニティと活力の維持・向上
- 地域間の連携を強化する幹線道路の整備促進



▲ 須山浅間神社



▲ 菜の花&amp;桜まつり

## (1) 須山地域の概況と課題

### ①地域の概況

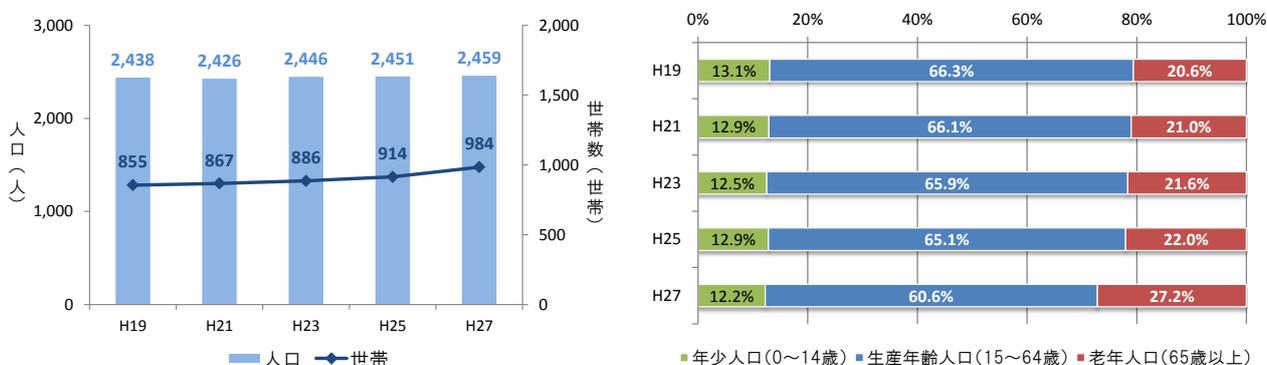
世界遺産の富士山麓・愛鷹山麓に属し、須山支所を中心とした在来集落とともに、テーマパーク（動物園・遊園地）やスキー場等の多くの観光レクリエーション施設と、大規模な別荘地が立地する高原地域であり、森林が広がっています。

富士裾野工業団地、新富士裾野工業団地が整備され、工業系用途の市街地となっているほかは、市街化調整区域となっています。また、地域の東側には、東富士演習場があります。

面積	4,699 ha	人口	2,459 人	世帯数	984 世帯
----	----------	----	---------	-----	--------

(面積は図測 人口・世帯数は平成 27 年 4 月 1 日現在)

【人口・世帯数の推移】(出典：住民基本台帳 各年 4 月 1 日現在)



### ②地域のまちづくりの課題

- 世界遺産富士山の山麓地域であり、多くの観光レクリエーション施設が立地する地域として、豊かな自然環境や既存集落との共存を図りつつ、景観への配慮など、魅力ある地域づくりが求められています。また、周辺地域との連携・連絡の強化が求められています。
- 高齢化の進展による地域活力の低下と今後における人口減少が懸念されています。既存集落の活力維持のため、来訪者等との交流の促進のほか、周辺の自然環境や営農環境と調和した良好な居住環境の維持や定住化の促進が求められています。
- 世界遺産の富士山麓・愛鷹山麓に属す森林等の自然環境が豊かな地域であり、これらの自然環境の保全を図るとともに、地域のまちづくりへの活用が求められています。

## (2) 地域別まちづくり基本方針（須山地域）

### 協働による地域のまちづくりの推進にあたって…

地域のまちづくりにおいては、「協働によるまちづくり」の推進を図ります。  
 推進にあたっては、地域のまちづくりの主体となる地域コミュニティの醸成を図るとともに、その活動を支援します。  
 これらを前提として、地域のまちづくりの基本方針を、以下の5つの分野で整理しました。

### ①土地利用と市街地（集落）整備の基本方針

#### 観光レクリエーション地としてのまちづくり

- 富士山麓のテーマパーク（動物園、遊園地等）やスキー場、富士山資料館をはじめ、ヘルシーパーク裾野等、多くの観光レクリエーション施設が立地する富士・愛鷹山麓に広がる高原地域であり、豊かな自然環境と既存の集落との調和を図りつつ、魅力ある観光レクリエーション地を形成します。

#### 良好な居住環境の保全による地域活力の維持・向上 **重点目標**

- 「指定大規模既存集落」となっている須山支所周辺の集落地では、周辺の自然環境や営農環境と調和した良好な居住環境の保全により、定住化の促進や地域コミュニティ、地域活力の維持・向上を図ります。

#### 優良農地の保全

- 既存集落周辺に広がる優良農地は、農業生産の場として維持・保全するため、利用集積等の効率的な土地利用を推進します。また、遊休農地については、農地利用の促進を前提として、解消に努めます。

### ②道路・交通の基本方針

#### 幹線道路の整備促進 **重点目標**

- 国道469号は、富士山観光や富士山を周遊する都市との連携・交流を促進する広域幹線道路として、道路環境の整備を促進します。
- 県道富士裾野線は、広域幹線道路の国道246号と469号間を連絡するとともに、本地域と中心市街地を結ぶ主要都市幹線道路として、道路環境の整備を促進します。

#### 集落地における生活道路の整備推進

- 集落地内の生活道路については、交通事故の防止や歩行者の安全性を高めるとともに、日照や通風の確保、防災面、生活環境の向上を図るため、整備を推進します。
- 学校の周辺については、安全な通学路の確保のため、交通安全施設の設置のみならず、グリーンベルトの設置や歩車分離、街灯の設置等のほか、警察と連携して「ゾーン30」等の交通施策の活用を推進します。

## 地域特性や地域のニーズを踏まえた公共交通体系の検討

- 中心市街地から離れた高原地域であり、多くの観光レクリエーション施設が立地する地域であることを考慮し、地域住民や来訪者のニーズを踏まえ、地域にふさわしい公共交通体系について、地域・事業者とともに検討します。

### ③ 都市環境の基本方針

#### 豊かな山林の保全と活用

- 富士山・愛鷹山の山麓に広がる斜面緑地の森林については、水源かん養や災害防止等の重要かつ多面的な機能を維持するため、間伐の実施等、山林の適切な管理により保全を図ります。また、ハイキングやトレイルランニング等のレクリエーションの場として、観光と連携した活用を図ります。
- 市指定の天然記念物となっている愛鷹つつじ原生群落や原生林の頼朝の井戸の森については、適切に保全するとともに、観光資源としての活用を図ります。
- ニホンジカ等の有害鳥獣対策を推進し、農地の荒廃防止に努めます。

#### 佐野川の保全と活用

- 溶岩流が河床にみられ、変化に富んだ景観がみられる佐野川については、適切に保全するとともに、周辺の自然を活かしたみどりのネットワークの形成を図ります。

### ④ 都市防災の基本方針

#### 地域の防災体制の強化

- 災害発生時においても、災害応急活動が円滑に行われるよう、自主防災組織の体制を強化するとともに、実践的な避難訓練や、D I G（災害図上訓練）、H U G（避難場運営ゲーム）等の実施により、市民一人ひとりの防災意識・知識を高め、行政との連携を強化し地域の自主防災力の強化・充実を図ります。

#### 土砂災害対策の推進

- ゲリラ豪雨等の異常気象へ対応し、山林の管理・保全と防災上必要な措置を講じ、山・がけ崩れや土石流、急傾斜地崩壊等の土砂災害の未然防止に努めるとともに、「土砂災害ハザードマップ」等により、指定区域や土砂災害に関する情報等の伝達方法、避難体制に関する事等について、周知を図ります。

#### 地域の防犯力の強化

- 地域の防犯力を高めるため、道路や公園・広場、公共施設の敷地等の公共空間において、街灯や防犯灯の設置・LED化を推進するほか、防犯カメラや通報機能を備えたスーパー防犯灯の導入についても検討します。

## ⑤都市景観の基本方針

## 世界遺産富士山の眺望景観の保全と環境整備

## 重点目標

- 富士山が見晴らせ、雄大な自然景観が得られるパノラマロードや国道469号、富士山スカイライン等については、富士山を背景とする景観をより印象的に見せるため、沿道の建築物や屋外広告物の規制・誘導、道路構造物や交通安全施設等の修景整備により、周辺の自然景観との調和を図ります。また、大野原のススキ風景は地域の特徴的かつ個性的な景観として保全します。
- 富士山麓のテーマパーク（動物園、遊園地等）やスキー場、富士山資料館、ヘルシーパーク裾野等の観光施設周辺については、地域及び本市を印象づける役割を有しているため、富士山への眺望や高原の景観を活かした修景を図るとともに、屋外広告物等の規制・誘導を図ります。また、富士山への良好な眺望を得られるスポットは、眺望点として整備を推進します。
- 世界遺産富士山の構成資産である須山浅間神社や須山口登山道等の歴史文化的資源については、地域の歴史文化を現代に伝え、地域の個性を表す貴重かつ重要な資源として、適切に保全するとともに、観光資源としての活用を図ります。また、御師住宅周辺については、新たな観光の拠点としての活用を検討します。
- 富士山麓に位置する地域として、地域住民の景観に関する意識向上を図り、地域住民と一体となって、富士山を背景とした地域の景観形成を推進します。



▲ 大野原のススキ

## 地域の歴史・文化の保全と活用

- 市指定天然記念物である十里木氷穴や頼朝井戸の森、地域に存する田向十二社神社や観音堂等の寺社、十里木関所跡、道祖神等のほか、祭事等の地域の行事については、地域の個性を表す貴重かつ重要な歴史文化的資源として、適切に保全するとともに、観光資源として地域のまちづくりへの活用を図ります。



▲ 頼朝井戸の森



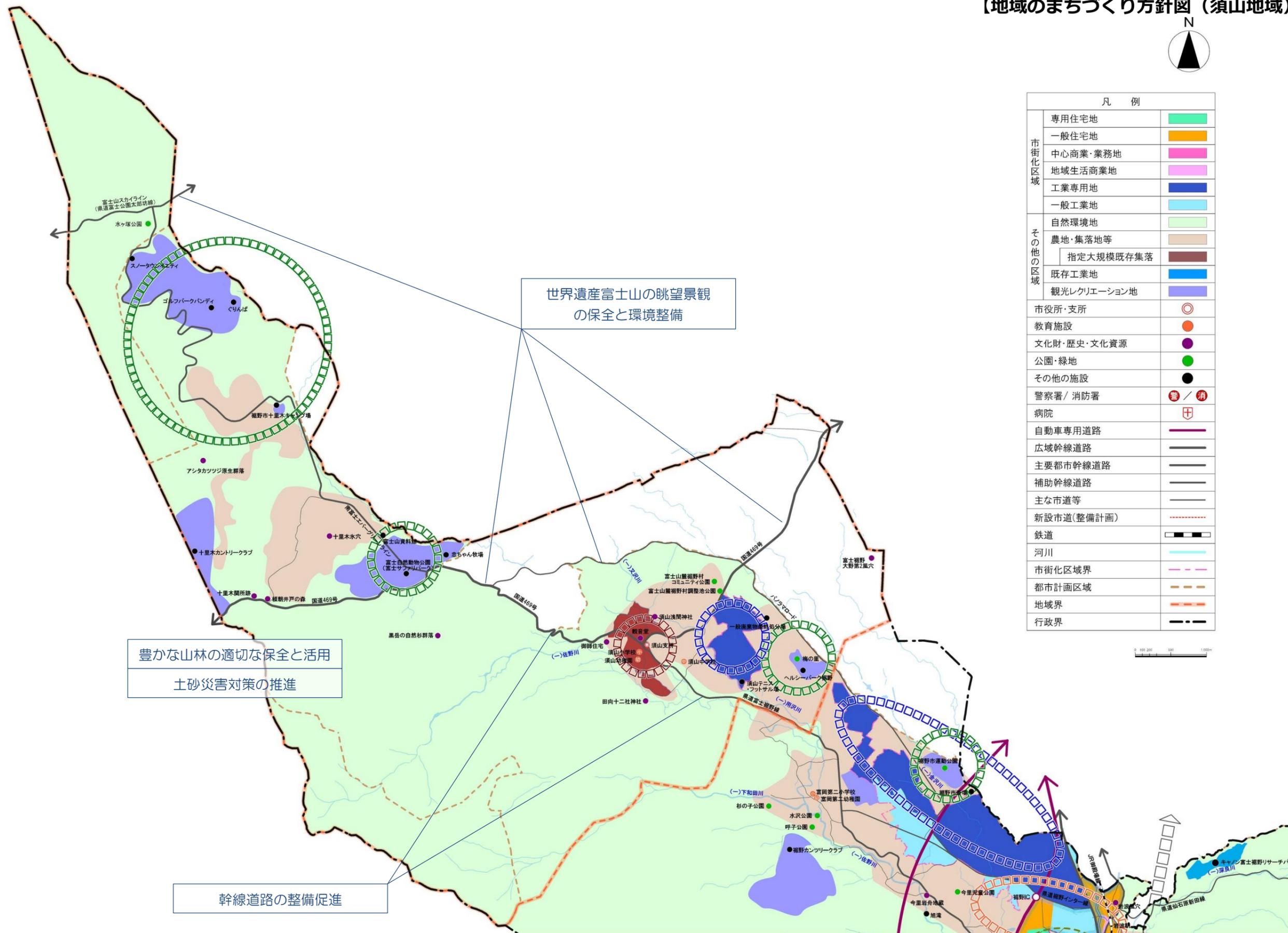
▲ 十里木氷穴



【地域のまちづくり方針図（須山地域）】



凡 例		
市街化区域	専用住宅地	
	一般住宅地	
	中心商業・業務地	
	地域生活商業地	
	工業専用地	
その他の区域	一般工業地	
	自然環境地	
	農地・集落地等	
	指定大規模既存集落	
市役所・支所	市役所	
	支所	
教育施設		
文化財・歴史・文化資源		
公園・緑地		
その他の施設		
警察署 / 消防署		
病院		
自動車専用道路		
広域幹線道路		
主要都市幹線道路		
補助幹線道路		
主な市道等		
新設市道(整備計画)		
鉄道		
河川		
市街化区域界		
都市計画区域		
地域界		
行政界		





# 第4部 まちづくりの実現に向けて

## 目次

1. まちづくりの実現に向けた基本的な考え方	123
2. 協働によるまちづくりと役割	124
3. 協働によるまちづくりの進め方	125
4. 協働によるまちづくりの仕組みづくり	127
5. まちづくりの実現化方策	128
5-1. 都市計画の内容	128
5-2. まちづくりの実現化方策	130
5-3. 都市計画マスタープランの進行管理と見直し	135



## 第4部 まちづくりの実現に向けて

### 1. まちづくりの実現に向けた基本的な考え方

「裾野市都市計画マスタープラン」は、将来の裾野市のあるべき姿や、まちづくりの方針を示したものであり、今後はこれらの方針に沿って、実現を図っていく必要があります。

「裾野市都市計画マスタープラン」の都市づくりの目標の一つに、『市民・事業者・行政みんなで取り組む持続可能な都市づくり』を掲げていますが、これは、今後の裾野市のまちづくりの実現に向けて、また、まちづくりのあらゆる場面において、最も基本的であり、かつ重要な考え方として位置づけられるものです。

「裾野市都市計画マスタープラン」の実現に向けて、市民や事業者、行政が協働してまちづくりが進められるよう、まちづくりに対する理念や目標を共有するとともに、互いに役割分担をし、それぞれの良さを活かしながら、あらゆる場面において、連携してまちづくりを進めていくものとします。

### (再掲)

#### 目標1

#### 市民・事業者・行政みんなで取り組む 持続可能な都市づくり

(多様な主体の参画)

少子高齢・人口減少の進展や事業者の縮小等による財源縮減が懸念されるなかでも、公共サービスと都市基盤施設の「質」を維持するために、公共施設等総合管理計画等に基づく都市づくりにおける「選択と集中」と、官民連携による都市づくりにより、効率的で持続可能な都市経営の実現を目指す。

このため、まちづくりや環境保全に対する意識の啓発及び役割と責任の明確化を図りながら、多世代の市民と事業者、行政の協働による取組を促進する。

## 2. 協働によるまちづくりと役割

裾野市では、「市民」、「事業者」、「行政」が、互いに認め合いながら、対等な立場で協力・連携するとともに、互いの役割を理解しまちづくりに責任を持つ「協働によるまちづくり」を基本として進めます。

### ①市民の役割（市民には、自治会やNPO、学校等を含みます。）

市民は、それぞれ一人ひとりがまちづくりの主体として、自分たちの住むまちを見直し、「裾野市都市計画マスタープラン」に示された将来の裾野のあるべき姿や、まちづくりの方針に基づいて、自らできることを考え、自発的に進めていく役割を担います。

また、まちづくりに関心を持ち、まちづくりの理解を深め、まちづくりに積極的に参加することが求められます。

### ②事業者の役割

事業者は、市民と同様に裾野市の一員であり、自らの事業活動や経済活動を通じて、まちづくりに大きな影響を持っており、まちづくりの活性化に貢献することが期待されています。

地域の特性やまちづくりのルール等に対する理解を深め、市民、行政との連携・協力のもと、まちづくりの主体として積極的に活動を行っていく役割を担います。

### ③行政の役割

行政は、「裾野市都市計画マスタープラン」に基づき、具体的なまちづくり事業の主体としての役割に加え、市民、事業者等との協働のもと、総合的かつ効率的なまちづくりを着実に実施していく役割を担います。

このため、まちづくりに関する情報提供や市民のまちづくり参画の機会の提供などのほか、市民主体の自主的なまちづくり活動に関する支援等を推進します。

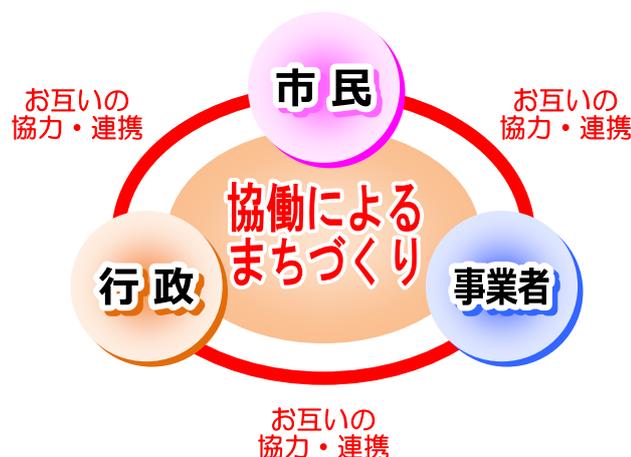


図. 「協働によるまちづくり」のイメージ

### 3. 協働によるまちづくりの進め方

まちづくりは、まちづくりをしようと思いつく「発意の段階」から、「構想・計画づくりの段階」、「計画決定の段階」、計画に基づいてまちづくりを進める「実施・管理の段階」、進捗状況について評価し必要に応じて見直す「評価の段階」などを経て進められます。

裾野市では、これらのあらゆる段階において、市民、事業者、行政等が互いに対等な立場で、協力・役割分担し責任を持つ「協働によるまちづくり」を進めていきます。

それぞれの段階ごとに、市民、事業者、行政等の「協働によるまちづくり」を以下のように、段階的かつ計画的に進めていくことを基本とします。

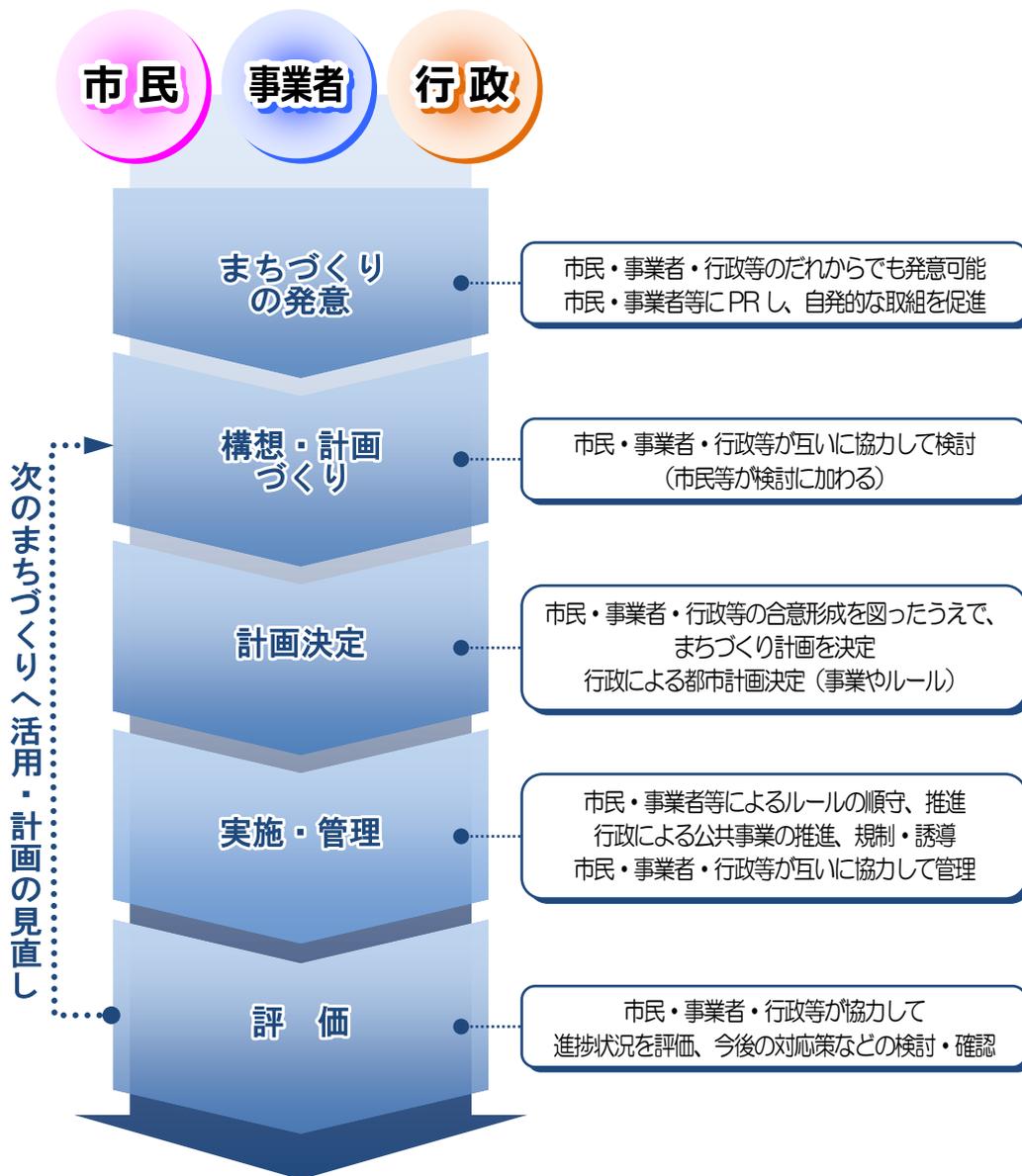


図. 「協働によるまちづくり」の進め方のイメージ  
(まちづくりの各段階における協働の推進策)

## ① まちづくりの発意の段階

- 市民・事業者・行政等それぞれのまちづくりの主体が、「裾野市都市計画マスタープラン」について理解を深めるとともに、マスタープランに示された裾野市の将来都市像や、まちづくりの基本方針、地域のまちづくり方針について理解し、共有化を図ります。
- 市民・事業者等は、まちづくりの主体として自覚し、日頃からまちづくりに関心を持ち、まちづくりの理解を深め、行政から発信されるまちづくりの情報など、積極的に受信することに努めます。また、まちづくりに関するイベント、学習に積極的に取り組みます。
- まちづくりの発意は、行政からだけでなく、市民、事業者等からも積極的に行います。まちや地域が抱えるまちづくりの課題について認識し、課題解決に向けたまちづくりについて積極的な発意に努めます。
- 行政は、まちづくりに関する情報を積極的に公開し、提供を図り、市民や事業者等との共有を図る場の提供に努めます。また、市民、事業者等に対してまちづくりの重要性をPRし、自発的・自主的な取組を促進するとともに、市民、事業者の主体的なまちづくり活動を支援するための庁内体制を整えます。

## ② 構想・計画づくりの段階

- 市民、事業者等は、まちづくりの発意の段階で認識したまちづくりの課題について、個人単位や地区単位での取組で解決できるものについては、積極的に実践します。なお、行政等の協力が必要な場合には、自治会等を通して相談するほか、都市計画提案制度等に基づく提案が可能な場合には、「裾野市都市計画マスタープラン」で示されたまちづくりの方針等に基づくまちづくりの提案・相談を積極的に行います。
- 行政が主体となって行うまちづくり（公共事業）がある場合には、できる限りその計画内容等について広く情報提供を行うとともに、構想・計画づくりの初期の段階から、市民、事業者等が加わり、一緒に検討を進めます。
- 市民、事業者等からまちづくりの提案等がされた場合には、行政は速やかに提案内容について検討を行うとともに、まちづくりの内容や性格などを踏まえ、専門家の派遣など、必要な支援策を講じることにより、構想・計画づくりを積極的に支援します。

## ③ 計画決定の段階

- 市民、事業者、行政等が連携して、十分な検討・議論を重ねたうえで合意形成を図り、まちづくりの実現手法を含め、まちづくりの計画を定めます。
- まちづくりの実現には、規制・誘導等による方法や、道路や公園等の都市施設の整備事業、また地区計画のような地区単位のきめ細かなルールづくりなど、さまざまな手法があります。そのため、市民、事業者、行政等が互いに連携し、まちづくりを行う地域や地区の自然的・社会的条件、周辺の環境に十分に配慮するとともに、関係者の意見を十分に踏まえたうえで、最適なまちづくりの実現手法を選択します。
- 行政は、都市施設や市街地開発事業、地区計画などの都市計画に定める事項について決定の手続きを進めます。

#### ④ 実施・管理の段階

- 市民、事業者等は、定められたルール等を守るとともに、まちづくりの計画に沿って自らが主体的にまちづくりを進めます。
- 行政は、市民、事業者等のまちづくりの支援や、まちづくりの計画に基づいて規制・誘導するとともに、公共事業を進めます。また、公共事業や規制・誘導策の実施段階においても、市民、事業者等との協働によって、定められた事業計画やルールに基づいたまちづくりが実施されているのか、適切に管理を行います。

#### ⑤ 評価の段階

- 実践されたまちづくりについて、市民、事業者、行政等が互いに振り返り、評価を行います。また、評価の過程において、まちづくりの実施に伴う効果や課題などについて明らかにし、次のまちづくりに活かすとともに、必要に応じてまちづくり計画の見直しを行います。

### 4. 協働によるまちづくりの仕組みづくり

市民等の主体的なまちづくり活動を促進するため、まちづくり活動やそれに対する支援を円滑に進めるためには、その仕組みづくりが必要となります。

そのため、協働のまちづくりの理念や、市民等の主体によるまちづくりの進め方、まちづくり活動への支援のあり方などについて明らかにし、広く周知を図るとともに、行政の支援体制づくりについて、検討します。

また、協働によるまちづくりの仕組みとしては、その一例として、身近な公共空間における環境美化活動について、「裾野市きれいなまちづくり推進事業実施要項」を定め、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民と市が協働し、きれいな公共空間の創出を図っています。



▲ 協働によるまちづくり  
(市主要計画策定の風景)

## 5. まちづくりの実現化方策

### 5-1. 都市計画の内容

まちづくりの実現化・推進にあたっては、都市計画法に基づく適切かつ効率的な運用を図ることが求められています。ここでは、都市計画の内容について整理するとともに、現在裾野市で推進されている都市計画について示します。

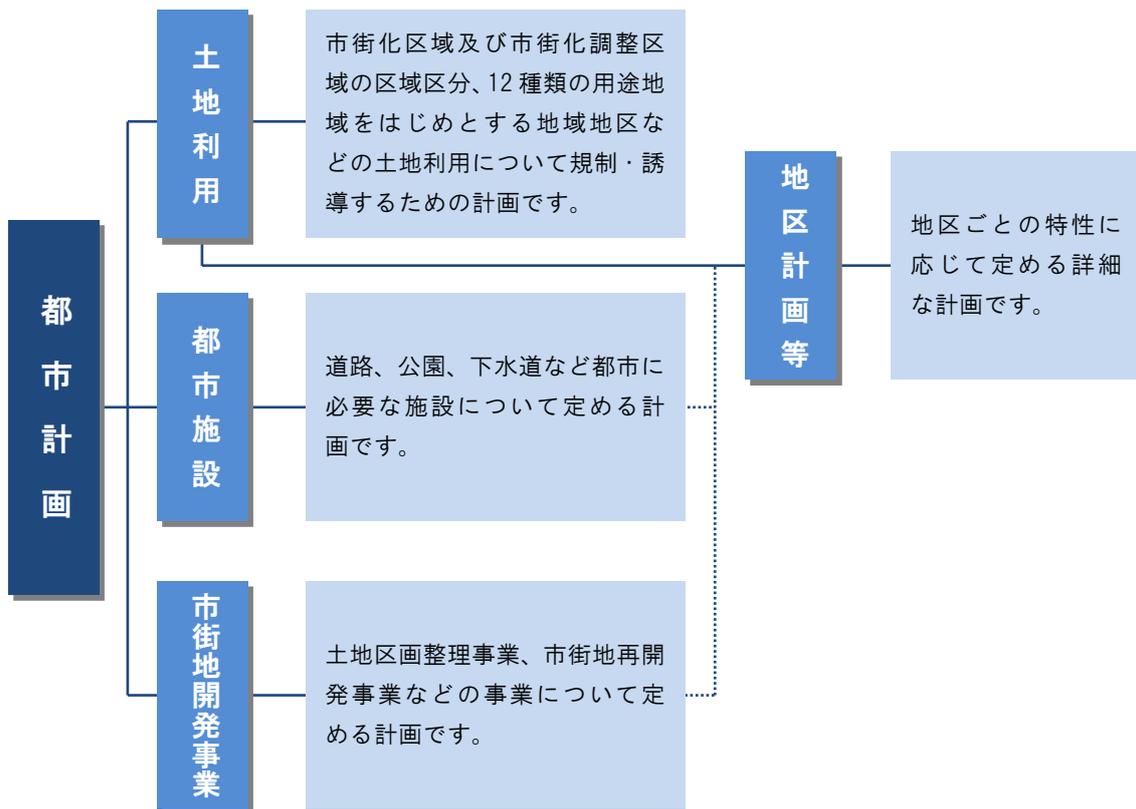


図 都市計画として定めることができるもの（一般的な都市計画の体系）



## 5-2. まちづくりの実現化方策

まちづくりの実現化にあたっては、土地利用や建築物の立地を規制・誘導するための制度・条例や、道路・公園等の施設を整備するための事業など、さまざまな手法があります。

これらの手法の中から、まちづくりの目的に応じた適切な手法を選択し、または効果的に組み合わせることによって、よりよいまちづくりを進めます。

### ① 区域区分の見直しの検討

市街化区域は、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」として、定められています。

静岡県では、新東名高速道路の開通を契機として、「内陸のフロンティア」を拓く取組が進められており、本市においても、東名裾野 I C 周辺地域における職住近接に配慮した地域づくりの推進のほか、生涯学習センターや裾野市福祉保健会館、裾野市民文化センター等の公共施設が集積している深良地区への新駅設置（構想）とあわせた周辺の都市基盤整備の推進など、市街化区域への編入の必要性（区域区分の見直し）について検討を進めます。

### ② 規制・誘導制度や都市施設整備事業の決定・変更

「裾野市都市計画マスタープラン」で定めた基本方針に基づき、区域区分や地域地区等の規制・誘導制度の活用や、道路や公園等の都市施設整備事業など、さまざまな制度・事業の活用・実施を図るため、必要な都市計画の決定を行います。

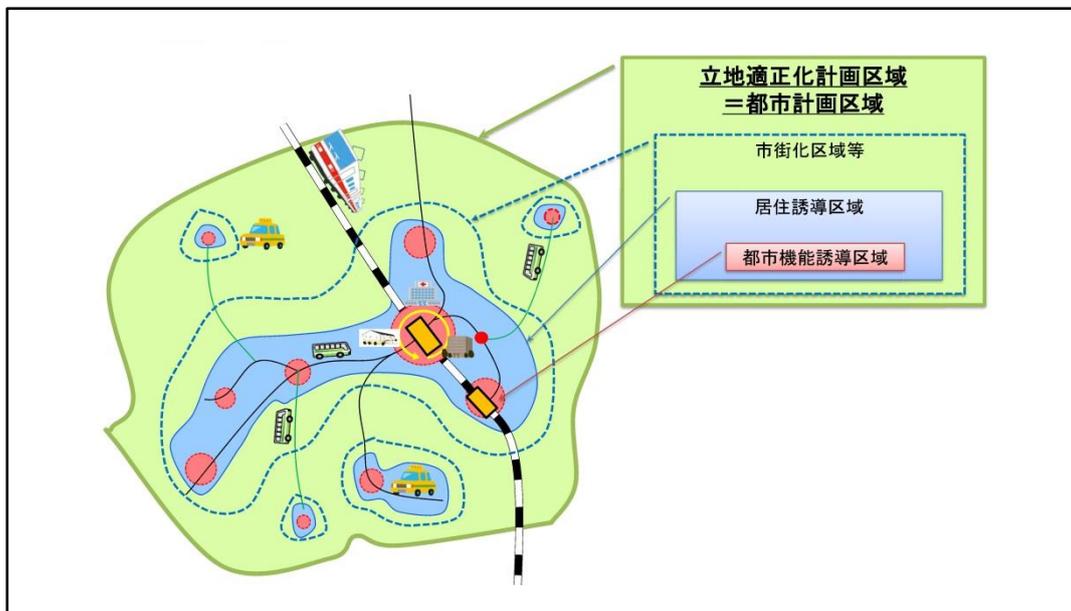
また、既に都市計画決定されたものについては、経済・社会情勢の変化や土地利用・建築物の立地状況の変化、都市計画道路等の都市基盤整備の進捗等に応じて、将来都市像との整合性などを適切に判断したうえで、市民、事業者等との協働により、地域住民の意見を十分に踏まえながら、必要に応じて変更を行います。

### ③ 立地適正化計画の策定による集約・連携の都市づくり（コンパクトシティ）の推進

立地適正化計画制度は、平成26年に都市再生特別措置法等の改正により新たに定められた制度で、都市全体を見渡した中で、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関する施設の立地の適正化を図るため、居住誘導区域（居住を誘導すべき区域）や都市機能誘導区域（居住に関連する施設の立地を誘導すべき区域）の設定のほか、これらの区域において講ずべき施策等について定める計画です。

集約・連携の都市づくり（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク）を進めるためには、居住や医療、福祉、商業などの民間施設や活動が重要であることから、都市全体を見渡しながらか、その誘導を図ることが必要となります。

本市において、全体構想の将来都市構造で掲げた「拠点連携型都市構造」の実現に向け、「立地適正化計画」の制度活用を検討し、計画策定による集約・連携の都市づくりの推進を図ります。



出典：国土交通省資料

図 立地適正化計画のイメージ

### ④ 地区計画による地区単位のまちづくりの推進

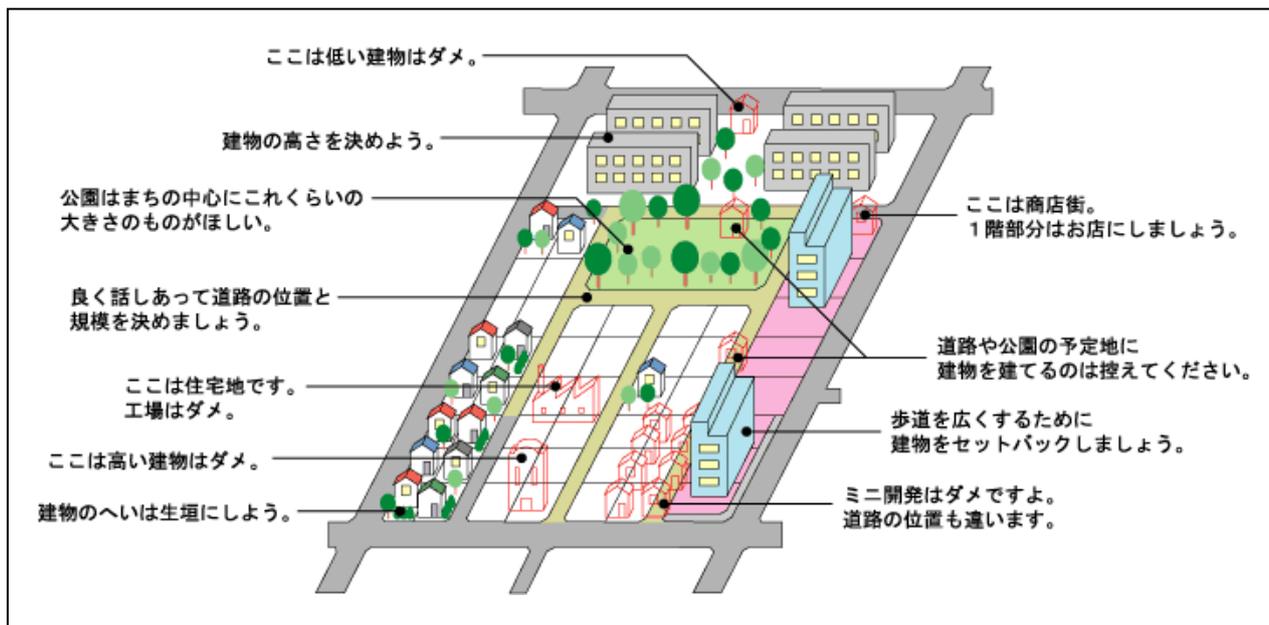
地区計画は、用途地域等の規制・誘導制度と調和を図りながら、地区の特性に応じたきめの細かいまちづくりのルールを定めるものであり、計画策定の段階から、地区住民等の意向を十分に反映することが義務づけられているため、住民参加のまちづくりを目指す最適な方法の一つでもあります。

本市において、千福が丘地区、南部地区（伊豆島田・水窪地区）、裾野駅西地区の3つの地区に定められておりますが、今後も地区の特性や実情、また地区住民等の意向を十分に踏まえながら、地区計画による地区単位のまちづくりを推進します。

また、市街化調整区域における地区計画の具体的な運用をめざし、「市街化調整区域等地

区計画の適用についての基本的な方針」の策定を進め、各支所を中心とした指定大規模既存集落等の生活利便性の高い集落地について、周辺の土地利用や自然環境との調和を図りつつ、地区計画により、開発や建築を適切に制限または誘導し、良好な集落環境の形成と地域の活力の維持・向上を図ります。

地区計画制度の活用は、「良好な住環境を守りたい」「災害に強いまちにしたい」「美しい街並みをつくりたい」など、地域のまちづくりへの関心の高まりがスタートです。地域のまちづくりをどのようにしていくか、地域住民と行政と一緒に考えていきます。



出典：国土交通省資料

図 地区計画制度によるまちづくりのイメージ

## ⑤ 市街地開発事業の活用

市街地開発事業は、計画的な市街地形成を図るため、道路、公園等の公共施設の整備と合わせて、土地の利用増進、建築物の整備を一体的に進める事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業などがあります。

裾野市では、平成 12 年に完了した南部地区（伊豆島田・水窪地区）のほか、裾野駅西地区において土地区画整理事業による都市基盤整備が進められています。

今後、中心市街地などの土地の高度利用と機能更新を図る場合における市街地再開発事業の活用や、既存市街地などで防災上の問題がある市街地環境の改善を図る場合などにおける土地区画整理事業の活用について、地域住民の発意、事業に対する意向や気運の高まり等を踏まえながら、検討します。



▲ 裾野駅西地区  
(土地区画整理事業【施行中】)

## ⑥ 都市計画提案制度の活用

都市計画提案制度は、平成14年の都市計画法の改正により創設されたまちづくりの仕組みであり、都市計画区域（または準都市計画区域）において、土地所有者やまちづくりNPOなどが、一定の条件を満たしたうえで、都市計画の決定または変更を提案できる制度です。

裾野市においては、現時点でこの制度に基づくまちづくりの実績はありませんが、「都市計画提案制度に基づく地区計画の提案」など、協働によるまちづくりを推進する一つの有効な手段として、市民への周知を図るとともに、制度適用の際の庁内の受け入れ体制・支援体制の構築を進めます。

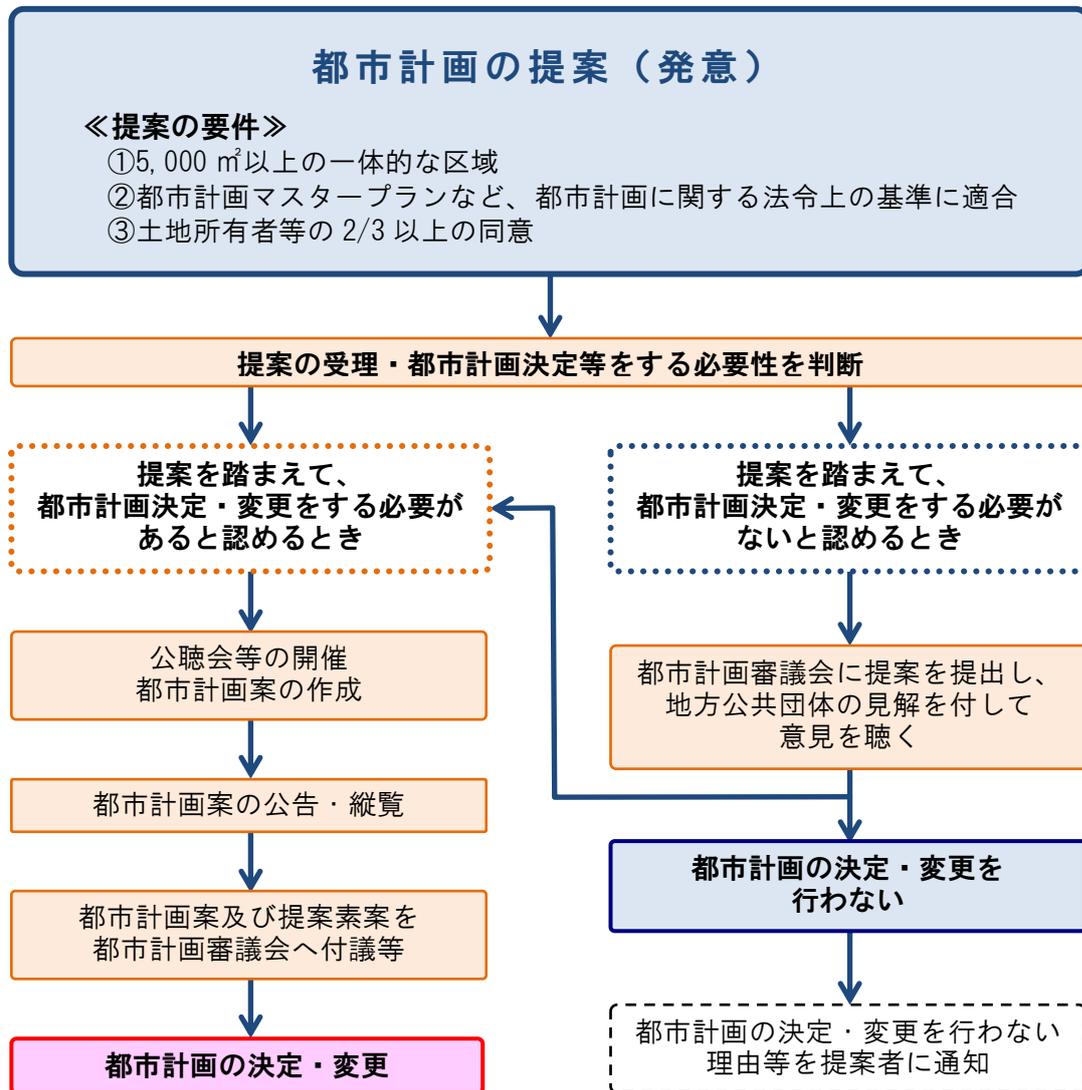


図 都市計画提案制度によるまちづくりの流れ

## ⑦ 開発許可制度等の適切な運用

開発許可制度は、無秩序な市街化の防止を図るとともに、開発行為の適正な水準を確保するために設けられている制度であり、開発面積や予定建築物の用途などに応じて、道路・公園・排水施設などが一定の技術基準に適合している場合にのみ許可となります。

裾野市では、都市計画法に基づき、市街化区域内の 1,000 ㎡以上、市街化調整区域の全ての開発行為を、また都市計画区域外では 10,000 ㎡以上の開発行為について、制度の適切な指導を行っていきます。

同時に、「裾野市土地利用事業等の適正化に関する要綱」に基づき、2,000 ㎡以上の土地利用事業について、適切な指導を行っていきます。

市民・事業者等については、開発許可等に関する規則・要領に基づく申請を行い、都市計画マスタープランに掲げられた将来都市像と整合した適正な土地利用を図ります。

また、市街化調整区域においては、地域の活力の維持・向上を図るため、開発条例（都市計画法に基づく条例）や優良田園住宅制度等の活用を検討します。

## ⑧ 地域・地区の特性に応じた自主的なまちづくりのルールを活用

地区計画のように法に基づく制度のほかにも、住民が自分たちのまちづくりのためにつくる「まちづくり憲章」「まちづくり申し合わせ」「建築協定」など、自主的なまちづくりのルールを定めることができます。

裾野市では、これらのルールづくりの促進に向けて、「裾野市建築協定条例」やその他必要な情報の提供やアドバイス等の支援を積極的に行っていきます。

## ⑨ 景観法に基づく良好な景観形成

景観法は、平成 16 年に制定された良好な景観の形成を促進するための我が国で初めての景観に関する総合的な法律で、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等を定めています。

裾野市では、平成 25 年 4 月 1 日に「裾野市景観条例」を施行するとともに、裾野市景観計画を告示しました。市独自の景観誘導の仕組みとして、大規模な建築物や工作物の建築・設置にあたって届出制度を設けています。

屋外広告物については、景観に配慮した規制・誘導を進めるために「裾野市屋外広告物基本計画」を策定するとともに、平成 28 年 4 月 1 日より「裾野市屋外広告物条例」を施行し、本市独自の条例によって、富士の裾野にふさわしい良好な景観の形成を進めていきます。

また、市民・事業者等は、「裾野市景観計画」に基づく良好な景観形成のために守るべき事項についてよく理解し、順守に努めるとともに、行催事やイベント、あるいは美化活動や花壇づくり等の市民活動に参加し、協働による美しい景観づくりを進めます。行政においては、市民、事業者等の景観形成に係る活動を支援していきます。

## ⑩ 民間活力の導入

財源負担の軽減化や事業の効率化のため、民間のノウハウや資金等を有効に活用するなど、積極的な民間活力の導入を図ります。

### 5-3. 都市計画マスタープランの進行管理と見直し

裾野市の今後のまちづくりは、「裾野市都市計画マスタープラン」で掲げられた方針等に基づき、さまざまな事業や制度を活用して推進していくこととなります。

運用にあたっては、まちづくりの進行状況を把握し、適切な管理を行っていく必要があります。

また、「裾野市都市計画マスタープラン」は、今後の法制度の改正や人口・産業動向の変化などを踏まえつつ、裾野市総合計画等の上位計画の改訂や経済・社会状況の今後の動向や変化に応じて、適宜その内容について柔軟に見直しするとともに、計画内容の充実を図っていきます。

都市計画マスタープランの進行管理と見直しにあたっては、「協働によるまちづくり」の理念に基づき、市民・事業者等の意見を幅広く収集し、達成状況等について評価・検証を行います。また、その達成状況等の結果に基づき、必要に応じて計画の見直し等に反映させていきます。



# 参考資料

## 目次

<b>1. 策定の経過</b>	<b>137</b>
1-1. 策定経過	137
1-2. 市民参加の記録	139
1-3. 策定メンバー	141
<b>2. 都市計画審議会 &lt;諮問・答申&gt;</b>	<b>143</b>
<b>3. 用語解説</b>	<b>144</b>



# 1. 策定の経過

## 1-1. 策定経過

年度		主な作業	策定組織等の開催	市民参加など
平成 25 年度	8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現況整理、都市づくりの課題の抽出、方向性の整理</li> <li>●全体構想(案)の作成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年度は、各種統計資料や総合計画等の上位計画、また主要なプロジェクトについて整理するとともに、裾野市の都市づくりの課題を抽出し、方向性を整理しました。</li> <li>・また、市民の意向を把握するための基礎資料として市民意向調査を実施しました。</li> <li>・整理した現況や課題を踏まえ、全体構想(案)の作成を開始し、庁内検討組織である「策定庁内検討委員会」による協議を行いました。</li> </ul> </li> </ul>		市民意向調査 (8/28~9/13)
	9月			
	12月		第1回 策定庁内検討委員会	
	2月		第2回 策定庁内検討委員会	
	3月		第3回 策定庁内検討委員会	
平成 26 年度	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全体構想(案)の充実</li> <li>●地域別構想(案)の作成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年度は、幅広く市民の意見を聴取するため、「策定市民委員会」を設置し、ワークショップ手法により協議・検討を行い、地域別構想(案)を作成しました。</li> <li>・また、前年度に引き続き「策定庁内検討委員会」による協議を行いながら、全体構想(案)の充実を図るとともに、地域別構想(案)の検討を行いました。</li> </ul> </li> </ul>	第4回 策定庁内検討委員会	
	9月			第1回 策定市民委員会
	10月			第2回 策定市民委員会
	11月			第3回 策定市民委員会
	12月			第4回 策定市民委員会
	1月		第5回 策定庁内検討委員会	
	2月		第6回 策定庁内検討委員会	

年 度	主な作業	策定組織等の開催	市民参加など	
平成 27 年度	5月	●全体構想(案)の充実 ●地域別構想(案)の充実	第5回 策定市民委員会	
	6月	●まちづくりの実現に向けて(案)の作成 ●「裾野市都市計画マスタープラン(案)」のとりまとめ	第7回 策定庁内検討委員会	
	7月	●「裾野市都市計画マスタープラン(案)」の策定	第8回 策定庁内検討委員会	第6回 策定市民委員会
	9月	・平成27年度は、引き続き庁内検討組織による協議を行いながら、全体構想(案)、地域別構想(案)の充実を図るとともに、まちづくりの実現に向けて(案)の作成を行い、「裾野市都市計画マスタープラン(素案)」をとりまとめました。	第9回 策定庁内検討委員会	第7回 策定市民委員会
	10月	・とりまとめた「裾野市都市計画マスタープラン(素案)」を市民に広く周知し、意見を求めるために、パブリックコメントを行いました。		パブリックコメント (10/15~11/13)
	11月	・パブリックコメント終了後、必要な修正等を行い、裾野市都市計画審議会へ諮問、答申を受け「裾野市都市計画マスタープラン」を策定しました。	第10回 策定庁内検討委員会 裾野市都市計画審議会への諮問(12/18)	
	12月		裾野市都市計画審議会への答申(1/25)	
	1月			
	3月	・その後、裾野市議会に報告し、公表しました。	裾野市議会への報告	「裾野市都市計画マスタープラン」の公表



平成27年度策定庁内検討委員会

## 1-2. 市民参加の記録

### ① 市民意向調査

市民を対象として、現在の裾野市や、市民が望む裾野市の将来像、市民の都市計画・まちづくりの意向・考えについて意見聴取することにより、「裾野市都市計画マスタープラン」策定の基礎的な資料として活用するため実施しました。

実施時期	平成 25 年 8 月 28 日（発送）～平成 25 年 9 月 13 日（締切）
実施内容など	無作為抽出による満 18 歳以上の裾野市民の男女 2,000 名を対象としたアンケート調査で、郵送により配布・回収。
参加人数など	回収数：795 通、回収率：39.75%

### ② 策定市民委員会

広く市民の意見を聴取するため、学識経験者、各種団体代表、地区代表、公募による 17 名の委員により、「策定市民委員会」を設置しました。平成 26 年度には、地域別構想の策定にあたり、地域に密着・生活している住民の視点で、ワークショップ手法により協議・検討を行いました。

実施時期	<p><b>平成 26 年度：</b> 第 1 回（平成 26 年 9 月 8 日）～第 4 回（平成 26 年 12 月 19 日）の 4 回実施</p> <p><b>平成 27 年度：</b> 第 5 回（平成 27 年 5 月 15 日）～第 7 回（平成 27 年 9 月 4 日）の 3 回実施</p>
実施内容など	<p><b>平成 26 年度：</b> 第 1 回   オリエンテーション （都市計画マスタープラン策定について、全体構想（案）について） 第 2 回   地域の現状と課題を認識し、地域づくりの目標を考えよう 第 3 回   地域づくりの目標の達成に向けて、今後必要な取り組みを考えよう 第 4 回   地域別構想（たたき台）について意見交換しよう</p> <p><b>平成 27 年度：</b> 第 5 回   全体構想（案）、地域別構想（案）の異見反映状況等の内容確認 第 6 回   まちづくりの実現に向けて（案）の内容確認 第 7 回   裾野市都市計画マスタープラン原案の最終確認</p>



平成 26 年度策定市民委員会（ワークショップ形式）



平成 27 年度策定市民委員会

### ③ 裾野市都市計画マスタープラン（案）に対するパブリックコメント

「裾野市都市計画マスタープラン（案）」を公表し、広く市民から計画の内容に対する意見等を伺いました。

また、市民から寄せられた意見等をもとに検討を行い、計画内容の見直しを行いました。

実施時期	平成 27 年 10 月 15 日（木）～11 月 13 日（金）
実施内容など	裾野市ホームページへの掲載及び市役所 1 階情報公開コーナー、各支所(深良、富岡、須山)、市役所 2 階まちづくり課での閲覧により、「裾野市都市計画マスタープラン（案）」を公表し、意見を募集
参加人数など	意見提出者数：4 名（窓口持参：2、電子メール：1、郵送：1） （意見の件数：18 件）

## 1-3. 策定メンバー

## ① 策定庁内検討委員会

(順不同・敬称略)

	所 属	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	
委員長	建設部長	蜂屋 和幸	勝又 修	江藤 建夫	
副委員長	建設部 まちづくり課長	金子 隆一	永田 幸也		
	(都市計画課長)			永田 幸也	
委員	企画部	企画政策課長	石井 敦	小林 浩文	小林 浩文
		財政課長	湯山 博之	湯山 博之	林 将寿
	総務部	総務管財課長	松本 昭弘	杉山 善彦	杉山 善彦
	市民部	市民課長	小野田 春代		
		(地域振興課長)		勝又 晃一	勝又 晃一
		生活環境課長	伊藤 裕康	井口 健一	井口 健一
		危機管理課長	井口 健一		
		(防災交通課長)		芹澤 茂晴	芹澤 茂晴
		上下水道課長	杉本 芳男		
	健康福祉部	健康推進課長	勝又 守	栗栖 美智子	栗栖 美智子
		社会福祉課長	鈴木 浩司	勝又 守	服部 一宏
		子ども保育課長	篠塚 俊一		
	消防本部	消防総務課長	土屋 敏彦	加藤 義廣	柏木 信博
	(水道部)	(上水道課長)		平野 佳正	平野 佳正
		(下水道課長)		松本 良彦	松本 良彦
	教育部	教育総務課長	杉山 善彦	勝又 正幸	中村 治仁
		生涯学習課長	水口 清治	井上 輝夫	加藤 豊
		(子ども教育課長)		篠塚 俊一	米山 茂樹
	産業部	農林振興課長	杉山 和利	杉山 和利	杉山 和利
		商工観光課長	勝又 晃一	柏木 信博	鈴木 浩司
		渉外課長	横山 王一	鈴木 正次	鈴木 正次
	建設部	建設管理課長	杉山 康雄	蜂屋 和幸	蜂屋 和幸
		建設課長	細井 茂美	杉本 芳男	杉本 芳男
		区画整理課長	芹澤 謙二	芹澤 謙二	芹澤 謙二
		(建築住宅課長)			山田 秀一

※ ( ) は、組織・機構変更前の旧部署名を示す

② 策定市民委員会

(順不同・敬称略)

	団体名等	平成 27 年度	平成 26 年度
委員長	日本大学理工学部教授（学識経験者）	天野 光一	天野 光一
副委員長	裾野市商工会	渡邊 康一	渡邊 康一
委員	建築士会東部ブロック裾野地区	村松 昭規	村松 昭規
	裾野市観光協会	鈴木 博己	鈴木 博己
	裾野市農業委員会	勝又 勝善	勝又 勝善
	裾野市森林組合	横山 芳文	横山 芳文
	裾野市自主防災会連合会	岡村 不二男	岡村 不二男
	婦人会	室伏 みどり	渡辺 あつ子
	市内企業	中山 茂弘	中山 茂弘
	公募委員	江川 由香	江川 由香
	公募委員	増田 祐二	増田 祐二
	公募委員	三ツ石 純子	三ツ石 純子
	西地区区長会	小倉 昭男	小倉 昭男
	東地区区長会	高橋 哲夫	高橋 哲夫
	深良地区区長会	勝又 俊博	勝又 俊博
	富岡地区区長会	眞田 正昭	眞田 正昭
須山地区区長会	杉山 勝良	杉山 勝良	

③ 事務局

(順不同・敬称略)

所 属	役 職	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
建設部 まちづくり課 (都市計画課)	部長	蜂屋 和幸	勝又 修	江藤 建夫
	課長	金子 隆一	永田 幸也	永田 幸也
	主幹兼係長	鈴木 努		
	係長	渡瀬 重勝	横山 英哉	横山 英哉
	技師	根上 那美子	根上 那美子	根上 那美子

## 2. 都市計画審議会 <諮問・答申>

### ① 諮問

裾 建 ま ち 第 7 5 号  
平 成 2 7 年 1 1 月 1 6 日

裾野市都市計画審議会  
委員長 藤井 敬宏 様

裾野市長 高村 謙二 

裾野市都市計画マスタープランの決定について（諮問）

このことについて、別冊のとおり裾野市都市計画マスタープランを決定したので、裾野市都市計画審議会条例第2条第1号の規定に基づき、裾野市都市計画審議会に諮問します。

### ② 答申

裾 都 審 第 3 号  
平 成 2 8 年 1 月 2 5 日

裾野市長 高村 謙二 様

裾野市都市計画審議会  
会長 藤井 敬宏 

裾野市都市計画マスタープランの決定について（答申）

平成 27 年 11 月 16 日付け裾建まち第 75 号をもって諮問された標記の件について、平成 27 年 12 月 18 日及び平成 28 年 1 月 25 日の裾野市都市計画審議会において審議したところ、一部修正のうえ、下記の意見を付して原案のとおり議決したので答申する。

記

1. 本計画は、今後の都市計画の基本方針となるものであるため、各施策の推進にあたっては、上位計画である第4次裾野市総合計画等との整合に十分配慮されたい。
2. 平成 27 年 10 月策定の「裾野市人口ビジョン」及び「裾野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、自然増の傾向は継続しているものの、近年は社会減の傾向が強まりつつあることを指摘していることなどから、これらを踏まえたまちづくりに努められたい。
3. 既存ストックや豊かな地域資源等、地域特性を活かした拠点を配置するとともに、各拠点における都市機能の強化・充実（集約化）を図り、拠点間が有機的に連携した「拠点連携型都市構造」の実現に向けた施策の展開に鋭意努められたい。
4. 各機能の強化・充実（集約化）の検討にあたっては、本計画の方針に基づき、地域性を十分に考慮するとともに、防災に強いまちづくりに十分配慮されたい。
5. 協働によるまちづくりを推進するため、まちづくりに係る各主体が互いに役割分担を理解し連携し合う体制づくりに努められたい。行政からのまちづくりの発意にも期待する。

### 3. 用語解説

#### あ 行

##### アイドリングストップ

自動車等の車両において、燃料の節約と二酸化炭素を排出する排気ガスを減らすため、一時停止時などにエンジンを切ること。

##### 一級河川 (一)

国土保全上または国民経済上、特に重要な水系で国土交通大臣が国土交通省令により、水系ごとに名称・区間を指定したもの。

また、「裾野市都市計画マスタープラン」において、一級河川の略称として、(一)として示す。

例. (一) 黄瀬川

##### IC (インターチェンジ)

高速道路等の出入口のこと。

##### 液状化

地表付近の地下水を含んだゆるい砂層が、地震動により強度を失い、液体状になること。

##### NPO (エヌピーオー)

営利を目的としない自主的なまちづくり、高齢者支援、自然環境保全、ごみのリサイクルなどの活動を行う市民団体のこと。

##### 応急仮設住宅

大規模な自然災害発生時に、被災者の一時的な住まいとして設置される仮設住宅のこと。

##### 屋外広告物

はり紙、看板、立看板、広告塔、ネオンサインなど、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示されるもの。

#### か 行

##### 街区公園

日常生活に身近な住区基幹公園の種類の一つ。主として徒歩圏内の居住者が容易に利用できることを目的に、敷地面積の標準を0.25haとする都市公園のこと。

##### 開発許可制度

都市計画法における開発行為に対する許可制度のこと。開発行為をしようとするものは、開発面積に応じて、あらかじめ裾野市長の許可が必要となる。

##### 開発行為

建築物の建築などの目的で行う土地の区画

形質の変更のことをいう。

##### 開発条例

都市計画法第34条第11号または第12号に基づく条例のことで、条例により、市街化調整区域において、区域、目的、予定建築物の用途を定めて開発許可することができることを規定する制度。

第11号の規定とは、市街化調整区域において、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって、おおむね50以上の建築物が連たんしている地域のうち、条例で指定された区域において、予定建築物の用途が、開発区域及びその周辺地域の環境の保全上支障があると認められる用途として、条例で定めるものに該当しないものをいう。

また、第12号の規定とは、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として、条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたものをいう。

##### 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽のこと。

##### 急傾斜地 (崩壊危険区域)

がけの斜面の勾配が30度以上のもので、かつ高さが5m以上のがけのうち、崩壊する恐れがあるとして、都道府県が指定した区域を急傾斜地崩落危険区域として指定する。

##### 狭あい道路

建築基準法で定められた幅員4mに拡幅される位置まで後退(セットバック)が必要となる幅員4m未満の道路のこと。

##### 協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、対等な立場で、ともに力を合わせて活動すること。

##### 橋梁長寿命化修繕計画

橋梁について、従来の事後的な修繕・架替えから予防的な修繕・架替えへ転換を図り、橋梁の長寿命化と修繕・架替えの費用の縮減を図るための計画。

##### 区域区分

市街化区域と市街化調整区域の2つの区域に区分（線引き）すること。

### 緊急輸送路

大規模な自然災害などの緊急事態に、避難活動や救急救助活動、また物資の供給を行う輸送路としてあらかじめ指定されたもの。

### 既成市街地

既に市街化している地域のこと。

### 景観計画

景観法に基づき、景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」のこと。計画で定められた景観計画区域内では、建築される建築物等に対して、その形態や色彩、意匠などを規制することができる。

### 建築協定

建築基準法では満たすことが出来ない地域の個別的な要求を満足させるため、住宅地としての環境、商店街としての利便を高度に維持・増進する等建築物の利用を増進し、かつ土地の環境の改善を目的とする。

協定の内容は、建築物の敷地位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備に関する基準を土地所有者等の合意によって、協定することができる。

### 広域避難地

大規模な地震等、自然災害の発生時に周辺地域からの避難者を收容し、避難者の生命、身体を保護するための必要な規模及び構造を備えた避難地のこと。

### 公共施設等総合管理計画

公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画のこと。

### 公共用水域

水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のこと。

### 交通結節点

交通結節点とは、異なる交通手段（場合によっては同じ）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のこと。具体的には、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場など。

### 高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

### 国土利用計画

国土利用計画法に基づき、国、都道府県、市

町村がそれぞれの区域について定める国土の利用に関する計画のこと。

### コミュニティ

地域共同体、地域共同社会のこと。

### さ行

#### 里山

人里近くにあつて人々の生活と結びついた山・森林のこと。

#### 市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地が形成されている区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

#### 市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域のこと。

#### 市街化農地

市街化区域内にある農地のこと。

#### 市街地開発事業

都市計画法に規定されている事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の総称。一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物などの整備を一体的に行い、健全な市街地を形成することを目的とする。

#### 修景

建築物や公共施設の形態・意匠・色彩を周囲のまちなみに調和させることや、都市計画的な景観整備を行うこと。

#### 水源かん養

森林の土壌が、雨水など流水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和することにより、河川の流量を安定させる機能のこと。また、森林の土壌を通過することにより、水質が浄化される。

#### スーパー防犯灯

防犯カメラや通報装置（インターホン等）、非常用赤色灯、非常ベル等を備えた防犯灯のことで、緊急時には警察署等への通報や映像の伝送ができる。

#### 先進環境対応車

窒素酸化物（NOX）など大気汚染物質の排

出が少なく、燃費性能が優れている環境負荷が少ない電気自動車、圧縮天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などの次世代自動車に加え、その時点の技術水準に照らして環境性能に優れた従来車のこと。

### 総合計画

市町村が、その地域全体について、総合的かつ効率的な行政・財政の運営を目的として策定する最も基本的な計画で、市町村の将来の姿や実現に向けた政策等について示したものの。

### ゾーン 30

区域（ゾーン）を設定して最高速度 30km/h の区域規制、通行禁止等の交通規制・路側帯の設置・拡幅、ランプの設置等により区域内における速度抑制や通過交通の抑制・排除を図るもの。

## た 行

### 大規模既存集落制度

おおむね 10 年以上居住している方（またはその子）で、新規に自己の住宅を建築することがやむを得ないと認められる方を対象として、当該指定大規模既存集落の区域内に、自己用住宅が建築できる制度。

### 単独処理浄化槽

し尿の処理のみを行う浄化槽のこと。生活雑排水については、未処理のままであるため、水環境に悪影響を与える。現在は、新規設置は認められていない。

### 地域地区

用途地域や特別用途地区、また高度地区、高度利用地区などといった、その地域・地区の種類に応じて必要な規制を定めることができる地区の総称。

### 地区計画

建築物の建築形態、公共施設等の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するための地区単位の計画のこと。

一般的な地区計画では、その地区にふさわしい建築物の用途の種類、建ぺい率や容積のほか壁面の位置や高さ、形態、意匠（デザイン）等の制限、垣または柵の構造等を定めることができる。

### 治水

洪水などの水害を防ぎ、利用目的に合うように河川の改修や保全を行い、制御すること。

### 低・未利用地

その土地にふさわしい利用がされるべき土地において、そのような利用がされていない土地を示す。長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域と利用状況に比べ利用の程度が低い「低利用地」の総称。

「未利用地」の具体例としては、空き地や空き家、工場跡地、遊休農地など、「低利用地」としては、一時的に利用されている資材置き場や青空駐車場などが挙げられる。

### D I D（ディーアイディー）

人口集中地区。国勢調査で設定された区域で、人口密度が 1ha 当たり 40 人以上の地区が集合し、合計人口が 5,000 人以上となる区域。Densely（密集した）、Inhabited（人が住んでいる）、District（地区）の略。

### D I G（ディグ）

参加者が地図を使って防災対策を検討する訓練のこと。Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）の頭文字を取って命名。

### デマンド型交通

正式には、D R T（Demand Responsive Transport：需要応答型交通システム）と呼ばれ、路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関。事前予約により運行する。

### （都）

「裾野市都市計画マスタープラン」において、都市計画決定された道路（都市計画道路）であることを示す。

例.（都）三島裾野線

### T O U K A I - 0（トウカイゼロ）

東海地震における住宅の倒壊から多くの県民の生命を守るため、昭和 56 年 5 月以前の木造住宅の耐震化を推進する静岡県と市町が一体となって進めているプロジェクト。耐震診断や耐震補強に対する補助制度などがある。

### 都市機能

商業や医療・福祉、教育等の都市の生活を支える機能のこと。

### 都市計画区域

都市計画法等の適用を受け、総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のこと。

## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

都道府県が都市計画区域ごとに定める土地利用や都市施設、市街地開発事業、自然環境の保全などの都市計画に関する基本的な方針のこと。

### 都市計画公園

都市計画決定された公園のこと。

### 都市計画提案制度

平成14年の都市計画法改正により創設された新しいまちづくりの仕組みの一つであり、都市計画区域(または準都市計画区域)において、土地所有者やまちづくりNPOなどが一定の条件下で都市計画の決定や変更について提案できる制度のこと。

### 都市計画道路

都市計画決定された道路のこと。

### 都市計画道路整備プログラム

都市計画道路の整備状況を踏まえ、将来的な整備時期や整備の優先度等を明確にした計画のこと。なお、本市では平成23年4月に策定されている。

### 都市基盤

都市のさまざまな活動を支えるもつとも基本となる施設であり、一般的に道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給処理施設等のことをいう。

### 都市公園

都市公園法に規定された公園または緑地で、都市計画施設として地方公共団体が設置するものや国営公園などをいう。

### 都市施設

道路、公園など都市の骨格を形成し、都市活動の確保や都市環境の維持を目的として定められる施設のこと。

### 土砂災害(特別)警戒区域

土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)とは、土砂災害の恐れがある区域で、警戒避難整備を図ることを目的として指定する。

土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)とは、イエローゾーンの中でも建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域で、開発の抑制等を目的として指定する。

### 土石流(危険区域)

山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨など

によって一気に下流へと押し流される現象のこと。想定される最大の土石流が発生した場合に、土砂の氾濫が予想される区域を土石流危険区域として指定する。

### 土地区画整理事業

都市計画法に規定されている市街地開発事業の一つであり、土地の所有者等から土地の一部を提供してもらい(減歩)、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進を図る事業である。

### 土地利用事業

住宅や店舗、工場などの建設や、土や砂利の採取、またごみや産業廃棄物の埋立てなどの目的で行う一団の土地の区画形質の変更に関する事業のこと。

### トレイルランニング

トレイルとは登山道や林道などを意味し、場所の高低に関わらず、舗装されていない主に山などの自然の中を走るアウトドアスポーツのこと。

## な行

### 二級河川

一級河川以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるもののうち、都道府県知事が指定したもの。

### 「内陸のフロンティア」を拓く取組

東日本大震災以降、国の国土強靱化の取組に合わせ、防災・減災に対応した国土利用が強く求められる中、新東名高速道路等の交通インフラの充実により、災害に強い安全で安心な地域として発展が高まった"ふじのくに"において、人、モノ、大地の多彩な場の力を活かした新時代の美しく魅力ある地域づくりとして、静岡県が推進している取り組み。

本市においても、内陸フロンティア推進区域の指定を受け、「東名裾野IC周辺地域における防災・減災と職住近接に配慮した地域づくり推進区域」において、防災・減災の備えと産業の集積、職住近接に配慮したまちづくりをより一層推進していく。

## は行

## HUG (ハグ)

避難所運営を皆で考えるためのひとつのアプローチとして静岡県が開発したもので、避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームのこと。HUGは、Hinanzyo (避難所)、Unei (運営)、Game (ゲーム) の頭文字を取ったもの。

## パブリックコメント

行政機関が政策等の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く住民・事業者等の皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。

## バリアフリー

障がい者など健常者以外の人たちにとって障害になるものを取り除くこと、また取り除いた状態のこと。

## 避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方のこと。災害対策基本法の一部改正により、名簿の作成が義務付けられている。

## ファルマバレープロジェクト

富士山麓地域を中心に、医療からウェルネスまで世界レベルの研究開発を図り、県民の健康増進と健康関連産業の振興を図る事業のこと。

## ボトルネック

流れやプロセスを滞らせる箇所のこと。「裾野市都市計画マスタープラン」では、道路の構造的な問題などから、交通渋滞の発生箇所を表す用語として用いている。

## ま 行

### マスタープラン

全体の基本となる計画。基本計画のこと。

なお、都市計画マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）」のこと。

### 緑の基本計画

都市緑地法に規定される、都市計画区域内の

緑地の保全や緑化の推進に関する総合的な計画のこと。都市公園の整備や緑地の確保、緑化推進の方針等について市町村が定める。

### 未利用地

※「低・未利用地」を参照

## や 行

### 遊休農地

現在耕作されておらず、また引き続き耕作される見込みがない農地のこと。

### 優良田園住宅制度

優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づき、ゆとりあるライフスタイルを実現するために、良好な自然に恵まれた環境の中にある一戸建て住宅を建設するもので、市町村が基本方針を策定し、優良田園住宅を建設しようとする者が、建設計画を市町村に認定を受け、建設する制度。

### ユニバーサルデザイン

道路や空間をデザインする際、障がい者のための特別なデザインではなく、健常者も含めた全ての人にとって使いやすいデザインのこと、またその考え方。

### 用途地域

都市計画法上の地域地区の一つであり、市街地における土地利用の純化を目的として定められる、以下の12種類の地域のこと。

- ・第1種低層住居専用地域

低層住宅の良好な環境を保護するための地域。

- ・第2種低層住居専用地域

主として、低層住宅の良好な環境を保護するための地域。

- ・第1種中高層住居専用地域

中高層住宅の良好な環境を保護するための地域。

- ・第2種中高層住居専用地域

主として、中高層住宅の良好な環境を保護するための地域

- ・第1種住居地域

低層住宅の良好な環境を保護するための地域

- ・第2種住居地域

主として、低層住宅の良好な環境を保護するための地域

- ・準住居地域

道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するための地域。

- ・近隣商業地域

近隣の住民に対する日用品の供給を行う商業その他の業務の利便の増進を図る地域。

- ・商業地域

主として、商業その他の業務の利便を増進するために定める地域。

- ・準工業地域

主として、軽工業の工場等の環境悪化のおそれのない工業の業務の利便を図る地域。

- ・工業地域

主として工業の業務の利便を図る地域。

- ・工業専用地域

専ら工業の業務の利便を図る地域。

## ら行

### ランドマーク

地域の目印となる建築物や、象徴的な景観要素のこと。

### 6次産業化

第1次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけでなく加工・流通販売を一体的に行ったり、第2次産業や第3次産業と連携して事業展開する取組みのこと。

# 裾野市都市計画マスタープラン

裾野市の都市計画に関する基本的な方針

平成 28 年 3 月

編集・発行 裾野市建設部まちづくり課  
〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059 番地  
TEL 〈055〉 995-1828 / FAX 〈055〉 994-0272  
E-mail toshikei@city.susono.shizuoka.jp  
<http://www.city.susono.shizuoka.jp>





裾野市都市計画マスタープラン



SUSONO